田 野 町 地 域 防 災 計 画

令和７年３月

田野町防災会議

目　次

第１編 共通編 1

第１部　総則 1-1
第１章　計画の趣旨 1-2
第２章　計画の運用 1-4
第３章　地域の特性 1-5
第４章　災害の想定 1-10
第５章　防災ビジョン 1-20
第６章　防災関係機関 1-22
第７章　住民及び事業者の責務 1-28

第２部　災害予防計画 1-29
第１章　住民の防災行動力の向上計画 1-30
第２章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 1-43
第３章　防災体制の強化計画 1-55
第４章　住民生活の確保計画 1-67
第５章　災害に強いまちづくり計画 1-73

第２編 風水害対策編 2-1

第１部　風水害応急対策計画 2-1
第１章　組織動員体制 2-2
第２章　情報の収集・伝達 2-14
第３章　応援・派遣要請 2-31
第４章　避難誘導対策 2-40
第５章　災害拡大防止活動 2-57
第６章　緊急輸送・交通対策 2-65
第７章　災害救助法の適用 2-69
第８章　生活救援活動 2-71
第９章　ライフラインの応急対策 2-88
第１０章　災害時要配慮者・避難行動要支援者対策 2-91
第１１章　ボランティア活動対策 2-93
第１２章　学校等での応急活動 2-94
第１３章　農林漁業関係応急対策 2-98
第１４章　土砂災害警戒区域体制の整備 2-99

第２部　風水害復旧・復興計画 2-103
第１章　復旧・復興事業の推進 2-104
第２章　生活の再建支援 2-107

第３章　産業の復興支援 2-116

第 3 編 地震・津波対策編 3-1

第１部　地震・津波応急対策計画 3-1
第１章　組織動員体制 3-2
第２章　情報の収集・伝達 3-14
第３章　応援・派遣要請 3-31
第４章　避難誘導対策 3-40
第５章　災害拡大防止活動 3-51
第６章　緊急輸送・交通対策 3-56
第７章　災害救助法の適用 3-60
第８章　生活救援活動 3-62
第９章　ライフラインの応急対策 3-79
第１０章　災害時要配慮者・避難行動要支援者対策 3-82
第１１章　ボランティア活動対策 3-84
第１２章　学校等での応急活動 3-85
第１３章　農林漁業関係応急対策 3-89

第２部　地震・津波復旧・復興計画 3-90
第１章　復旧・復興事業の推進 3-91
第２章　生活の再建支援 3-94
第３章　事業所の復興支援 3-103

第３部　南海トラフ地震防災対策推進計画 3-104
第１章　時間差発生等における円滑な避難の確保等 3-105

第 4 編 事故災害対策編 4-1

第１部　各機関の業務の内容 4-1

第２部　応急対策計画 4-3
第１章　大規模火災応急対策計画 4-4
第２章　交通災害応急対策計画 4-9
第３章　危険物災害応急対策計画 4-16
第４章　原子力災害応急対策計画 4-17

第 5 編 参考資料 5-1

第１章　様式集 5-1
第２章　指定緊急避難場所・指定避難所 5-26
第３章　要配慮者利用施設一覧 5-29
第４章　防災行政無線 5-31
第５章　分掌事務におけるＩＣＳの視点での整理 5-33
第６章　分掌事務業務実施時期の目安 5-35

第７章　災害救助法による救助の概要 5-37
第８章　関連条例 5-43
第９章　防災関係機関の一覧 5-45
第１０章　協定等一覧 5-47

第1編 共通編

第１部　総則

第１章　計画の趣旨

第１節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第２節 計画の構成

田野町地域防災計画は、町域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であり、総則、災害予防対策を定めた共通編と、風水害対策編、地震・津波対策編、事故災害対策編で構成する。

計画の構成



第３節 重点を置くべき事項

本町においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。そして、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

自らの命、安全、財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。

第２章　計画の運用

第１節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があると認めるときは田野町防災会議に諮り、修正する。

第２節 他の計画との関係

この計画は、本町域における災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、高知県地域防災計画、中芸消防署消防計画等との整合を図る。

また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第３節 計画の習熟

本町各課及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時からこの計画の習熟に努める。また、住民への周知を図るため広報啓発活動に努める。

第４節 計画の進捗の把握

町は、地域防災計画に定めた事項について、町の行政評価の取り組みの中で、事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

第３章　地域の特性

第１節 位置

本町は、県都高知市から東へ約 55ｋｍに位置し、総面積は 6.53ｋｍ^{2}で、東西 2.2ｋｍ、南北４ｋｍの広がりをもつ。南は土佐湾に面し、東は奈半利川で奈半利町、北川村に境し、西は安田町に接している。

第２節 社会的条件

1　地形

北半分は、四国山地の末端部に位置する標高 100～300m前後の山地で、南半分は海岸平野となっている。

町域の中央部から西部にかけては、標高 30～80m前後の海岸段丘が発達し、南部や東南部に広がる低地とともに、主に農地として利用されている。

海岸線では、標高８m前後の浜堤（ひんてい）が発達し、その浜堤上と内側の低地部に市街地が形成されている。

河川は、奈半利川、その支川の丈々川（じょじょがわ）、池谷川等があり、ため池は土生岡池（はぶのおかいけ）をはじめ 12 箇所ある。

2　人口

人口は、2,498 人で、減少傾向をたどっており、高齢者（65 歳以上）の人口に占める比率は全体の 42.9％で、高齢化が進んでいる。

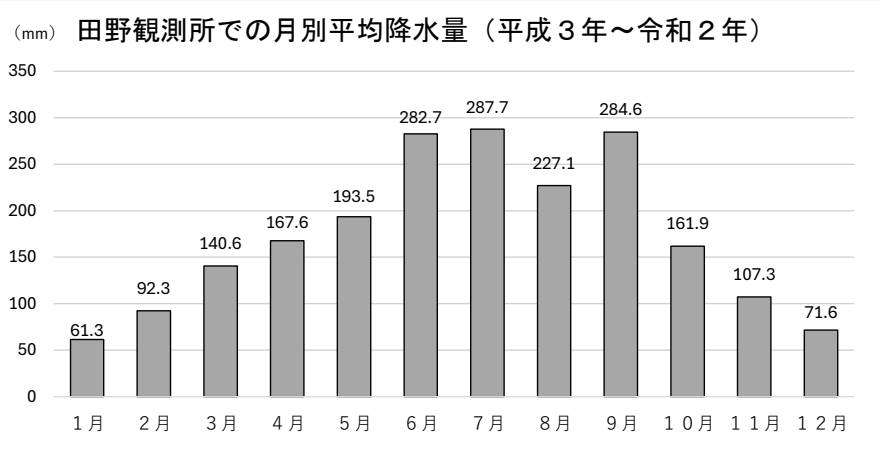
資料：令和２年 10 月１日国勢調査より

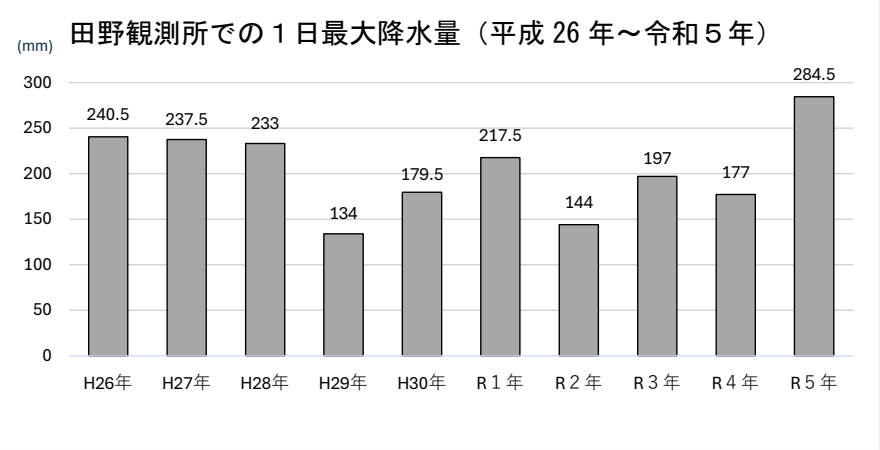
第３節 気象

本町は、夏季に温暖多雨、冬季に乾燥という太平洋側式気候に属し、年平均気温は 18℃前後、過去 30 年間の年間平均降水量は 2,078.2ｍｍである。

台風や梅雨前線による豪雨の多い高知県にあって、四国山地の南側、室戸岬の西側という立地条件から比較的降雨が少ないが、平成 28 年には年間最大降水量 2,918.5ｍｍ、平成 24 年には同 2,937ｍｍを記録しており、風水害の備えが重要な地域である。

平成 30 年９月には１時間あたり 92.0ｍｍの短時間集中豪雨も発生している。





資料：気象庁のデータより作成

田野観測所での降水量の記録

要素／順位	１位	２位	３位
１日最大降水量（㎜）	367.0 ㎜ (H23/７/19)	302.0 ㎜ (H10/５/16)	296.5 ㎜ (H23/９/２)
１時間最大降水量（㎜）	92.0 ㎜ (H30/９/４)	82.5 ㎜ (H28/８/29)	80.5 ㎜ (H24/７/12)
月間最大降水量（㎜）	869.5 ㎜ (H26/８)	793.0 ㎜ (H２/９)	757.0 ㎜ (H28/９)
年間最大降水量(㎜)	2,937.0 ㎜ (H24)	2,918.5 ㎜ (H28)	2,799.0 ㎜ (H２)

資料：気象庁のデータより作成

第４節 災害の履歴

１　地震・津波

本町を含む高知県沿岸は、過去に幾度も南海トラフ地震が発生しており、津波による被害も生じている。東海地震や東南海地震との連動型も多く、1707 年の潮岬沖を震央とする宝永地震は、東北地方太平洋沖地震が発生するまで、記録に残る日本最大級の地震とされてきた。町地域では、直近の昭和南海地震では、特筆する被害はなかったとされているが、1605 年の慶長地震では、大津波で、田野平野一面に海水が入り、溺死者も相当あったとされている。

地震・津波の履歴

地震名	西暦	規模	概要
白鳳地震	684 年	M8.3	土佐で甚大な津波被害。「続日本記」に「土佐国の田苑五十余万頃（五十万町）没して海となる」と記されている
仁和地震	887 年	M8.3	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多くの死傷者を出した
康和地震	1099 年	M8.2	南海地震と推定されている。土佐で田約 1,000ｈａが海に沈む津波。２年前に東海・東南海地震と推定される永長地震
正平東海・南海地震	1361 年	M8.4	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害
慶長地震	1605 年	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。大津波で、田野平野は一面に海水が入り、溺死者も相当あった。甲浦・室戸岬等で死者 800 人以上
宝永地震	1707 年	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は潮岬沖。10 回余りの大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は５～26m
安政南海地震	1854 年	いずれも M8.4	東海・東南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約 32 時間前に浜名湖沖を震央とする安政東海地震が発生。津波は土佐で 11m、須崎で 8.5m
昭和南海地震	1946 年	M8.0	震源域は潮岬沖。本町では大きな被害はなかったが、高知県全体で死者・行方不明者 679 人、家屋流失 500 棟以上。宇佐、須崎、上川口で５ｍの津波
チリ地震	1960 年	M9.5	太平洋岸の広い地域に１～４ｍの津波。全国で死者・行方不明者 142 人。県内は負傷者１人、全壊７棟
日向灘地震	1968 年	M7.5	被害は高知・宮崎・愛媛・熊本・大分５県にわたり、高知県の被害は負傷者 38 人、住家全壊１棟。この地震により四国南西部で最大３ｍ以上の津波が発生
芸予地震	2001 年	M6.7	高知県内では負傷者４人（うち重傷１人）の被害が発生
豊後水道	2024 年	M6.6	負傷者３人（令和６年４月 19 日８時 00 分、総務省消防庁調べ）。宿毛市で震度６弱

資料：地震調査研究推進本部「高知県に被害を及ぼした主な地震」、高知県地方気象台「高知県に影響する地震津波について」ほか

2　風水害

本町は古くから、奈半利川の堤防決壊に悩まされた地域である。近年は、改修等が進み堤防決壊は起こっていないが、記録的な豪雨による支川の氾濫や内水滞留が生じている。

風水害の履歴

西暦	年号	概要
1889	明治 22 年	大洪水、奈半利川堤防決壊
1899	明治 32 年	８月　暴風雨、奈半利川堤防決壊、大被害を受ける
1907	明治 40 年	大洪水、再び奈半利川堤防決壊、大被害を受ける
1912	大正元年	大暴風雨来襲、大洪水、家屋流失、小学校倒壊
1934	昭和９年	９月　室戸台風来襲、被害甚大
1945	昭和 20 年	10 号台風の来襲により晩稲全滅する
1975	昭和 50 年	台風５号・６号来襲、被害甚大、田野堰崩壊
1999	平成 11 年	８月　大雨。田野で１時間 70ｍｍの豪雨。上地、千福等で浸水。 立岡で土砂崩れ。
2003	平成 15 年	８月　台風 10 号。倒木により家屋の一部が破損。芝で床下浸水４棟
2008	平成 20 年	６月　大雨。床下浸水：芝５棟、日野３棟、千福５棟、上地７棟
2011	平成 23 年	７月　台風６号。田野で１日最大降水量記録更新。芝で床下浸水１棟
2011	平成 23 年	９月　台風 12 号（紀伊半島豪雨）。 本町で１日２時から４日 24 時までの総雨量 344 ㎜
2012	平成 24 年	７月　大雨（九州北部豪雨）。本町で時間降水量記録更新。 床上浸水：芝１戸、上地７戸、浜田１戸 床下浸水：芝１戸、上地７戸、浜田１戸、淌涛（しょうとう）２戸

3　竜巻等の突風

近年、本町の近隣市町村で、竜巻等の突風の被害が発生している。

竜巻等の突風の履歴

西暦	年号	概要
2008	平成 20 年	６月 29 日　安芸市土居地区で竜巻。 住家一部破損２棟、ビニールハウス被害（倒壊２棟、全壊、半壊７棟）
2012	平成 24 年	７月 12 日　芸西村で竜巻とみられる突風。 農業用のハウスや倉庫、作業小屋 30 棟が全半壊
2012	平成 24 年	10 月 23 日　には奈半利町で突風発生し、住家一部損壊等
2013	平成 25 年	９月４日　安芸市と宿毛市でそれぞれ竜巻が発生。 ビニールハウスの一部損壊や住家の屋根瓦のめくれ、樹木の枝折れ等
2020	令和２年	１月８日　本町で竜巻とみられる突風。 住家一部損壊 31 棟、公共施設２棟、農業用の倉庫が２棟損壊した。
2024	令和６年	６月 18 日　本町で竜巻とみられる突風。 住家一部損壊７棟、公共施設１棟、農業用の倉庫３棟、ビニールハウスが９棟損壊した。

4　大規模火災

本町では、大正 15 年に、60 戸が焼失する大火が発生している。

火災の履歴

西暦	年号	概要
1911	明治 44 年	10 月 12 日　小学校全焼
1926	大正 15 年	４月　浜田町大火、60 戸焼失

第４章　災害の想定

第１節 南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿岸地域では、マグニチュード８クラスのプレート型地震が 100～150 年周期で起きている。1946 年の昭和南海地震以降、80 年近く経過しており、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価（令和６年１月）では、マグニチュード８～９クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率が 80%程度とされており、東北地方太平洋沖地震の連動型地震の発生も懸念される。

本計画では、「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成 24 年 12 月 10 日）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成 25 年５月 15 日）に基づき、以下の通り被害を想定する。

被害想定の対象となる地震・津波は、最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程度の地震・津波となっている。

１　地震・津波の規模

地震・津波の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（Ｌ１）と「最大クラスの地震・津波」（Ｌ２）を想定する。

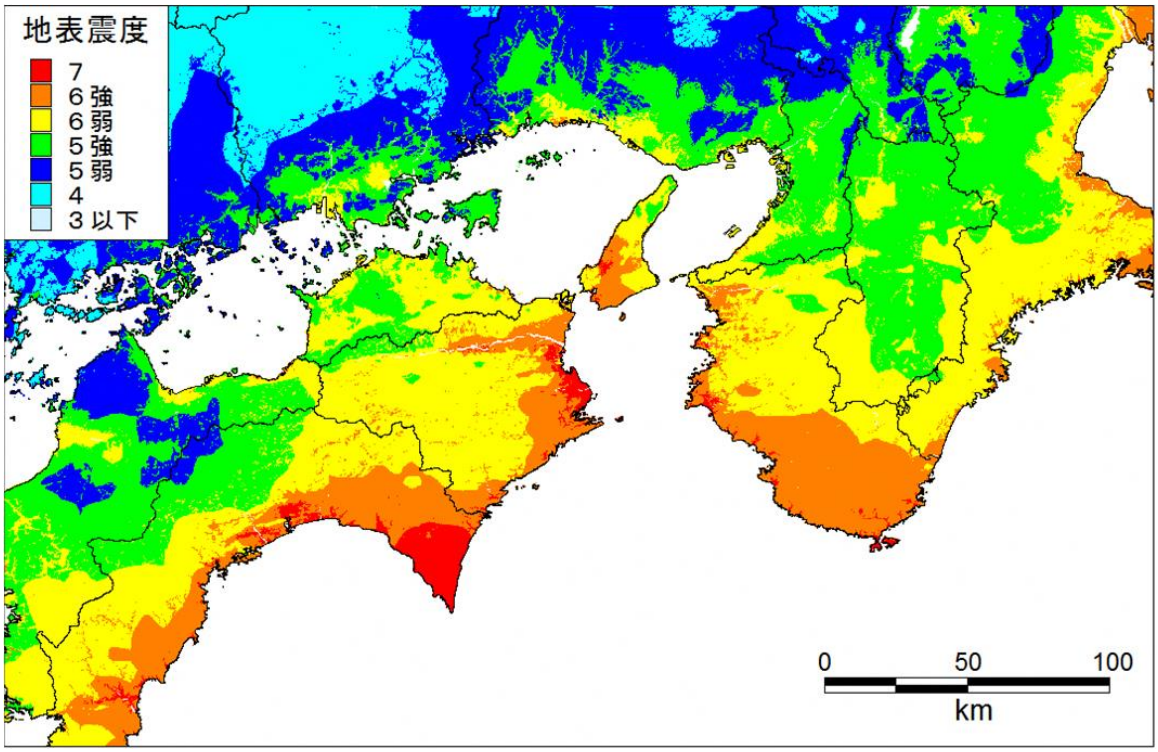
規模	内容
発生頻度の高い一定程度の地震・津波（Ｌ１）	● 震度５弱～６強（一部では震度７）の揺れが予測される。 ● 地震発生後早いところで３分、遅くとも 30 分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは６～８ｍ、ところによっては 10ｍを超えることが予測される。
最大クラスの地震・津波（Ｌ２）	● 南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年８月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのもの ● 震度６弱～７の揺れが予測される。 ● 地震発生後早いところで３分、遅くとも 30 分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは 10～20ｍ、ところによっては 30ｍを超え、非常に高くなることが予測される。

２　震度

内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる 12 の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、本町に大きな影響を与える「強震動生成域」は、高知県には、土佐湾の東部と西部に２つある。また、その周辺では、紀伊水道や潮岬沖にある。内閣府では、この 12 の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、あわせて 48 ケースで揺れをシミュレーションしている。

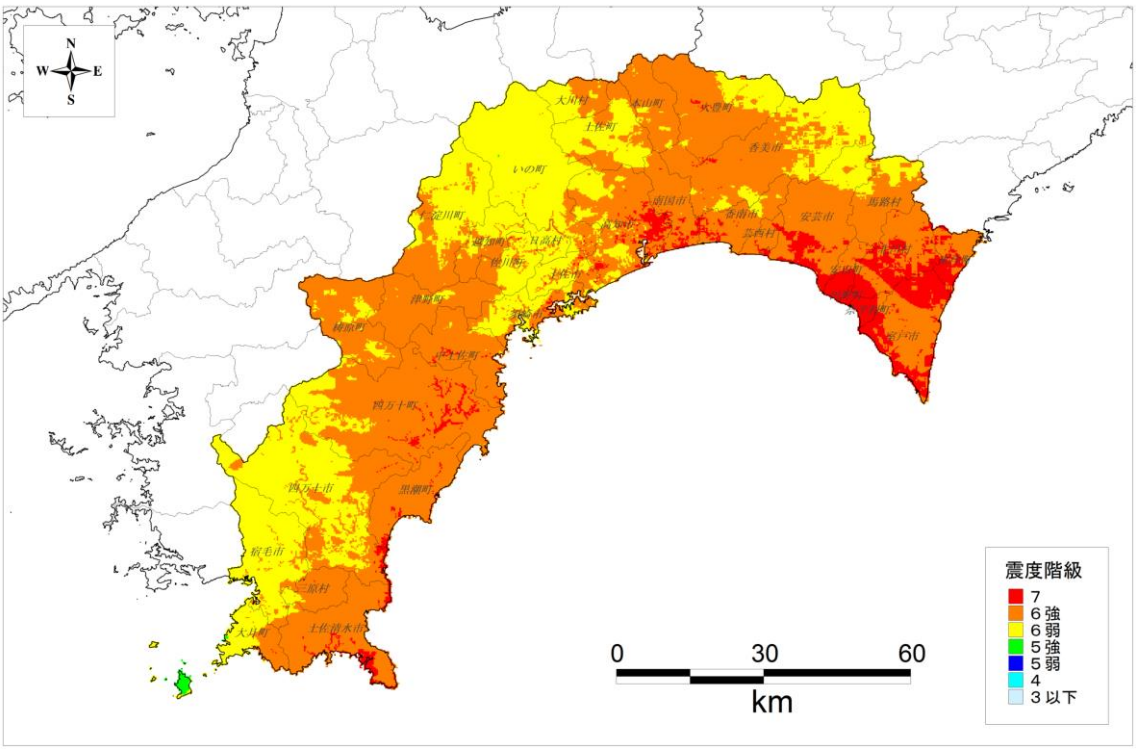
本町が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾東部の「強震動生成域」がさらに東側にずれた「東側ケース」で、本町では町域全域で震度７となる。これにさらに詳細な地形的要素を加えた高知県の想定においても、本町は町域全域で震度７となっている。

国の震度の想定のうち、本町で最も震度が大きくなるケース



資料：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」（平成 24 年８月 29 日）

高知県による震度の想定（最大クラス重ね合わせ）



資料：「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成 24 年 12 月 10 日）

3　津波

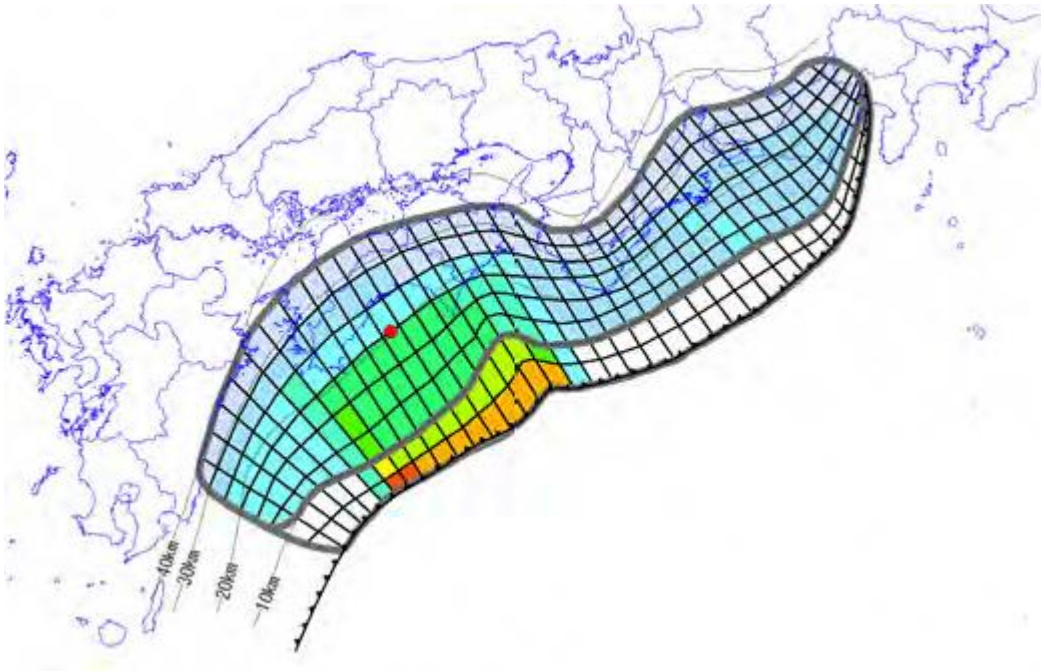
（１）南海トラフ巨大地震のモデルによる検討結果

津波については、内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、「大すべり域＋超大すべり域」の設定場所によってケース①～⑤の５つの基本ケースが考えられ、さらに派生的な６ケースをあわせて 11 のケースが検討された。

本町においては、四国沖に大すべり域＋超大すべり域を設定するケース④が、津波の高さが最大かつ到達時間も最短となる。

高知県の検討では、国の 11 ケースのうち、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪の６ケースが採用され、「強震動生成域」と組み合わせて市町村ごとに検討を行い、本町は国のモデルの場合と同じく、ケース④で津波の高さが最大かつ到達時間も最短となった。

国のモデルによる、本町に最大の被害が及ぶ津波ケース（ケース④）

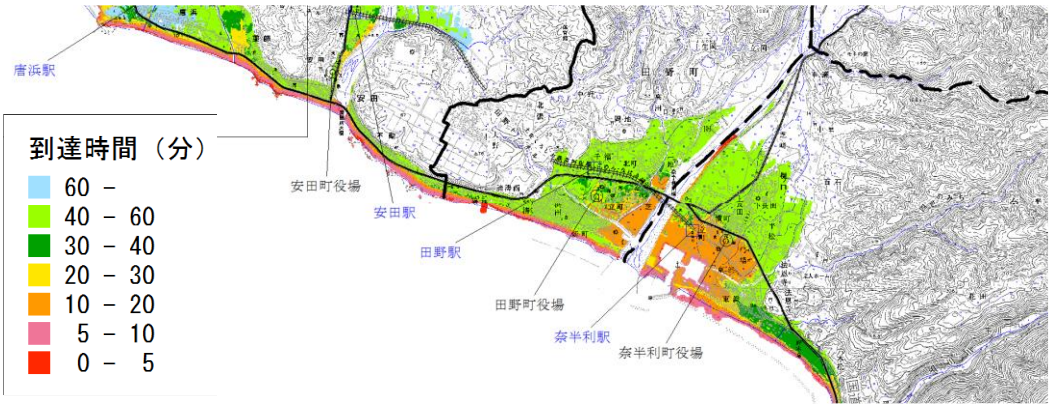


資料：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」（平成 24 年８月 29 日）

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」（Ｌ２）において、浸水深 30 ㎝の津波は、本町の海岸に５～10 分後に到達し、10～20 分後には奈半利川を遡上した波が住宅地域に進入し、40～60 分後には平野部全域が浸水する。

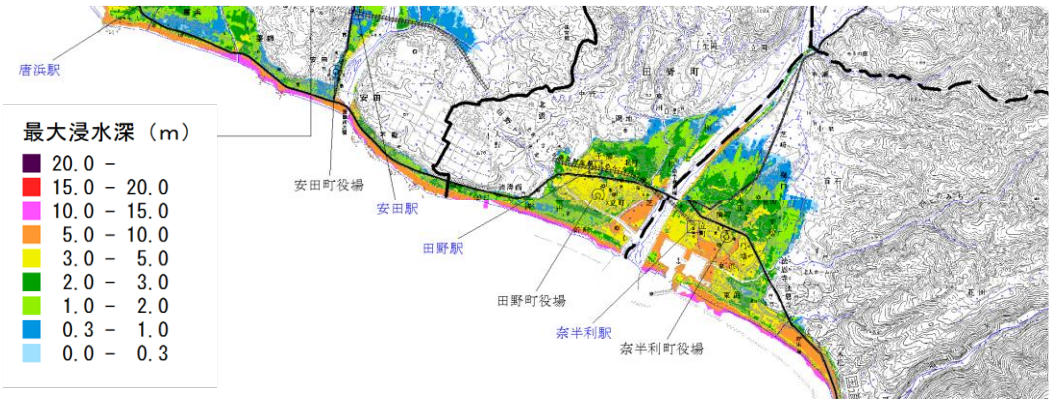
また、最大浸水深は、町主要部で３～５ｍに達する。

県のモデルによる 30 ㎝の浸水の予測時間



資料：「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成 24 年 12 月 10 日）

県のモデルによる津波浸水予測



資料：「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成 24 年 12 月 10 日）

県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・津波ケースの組み合わせ

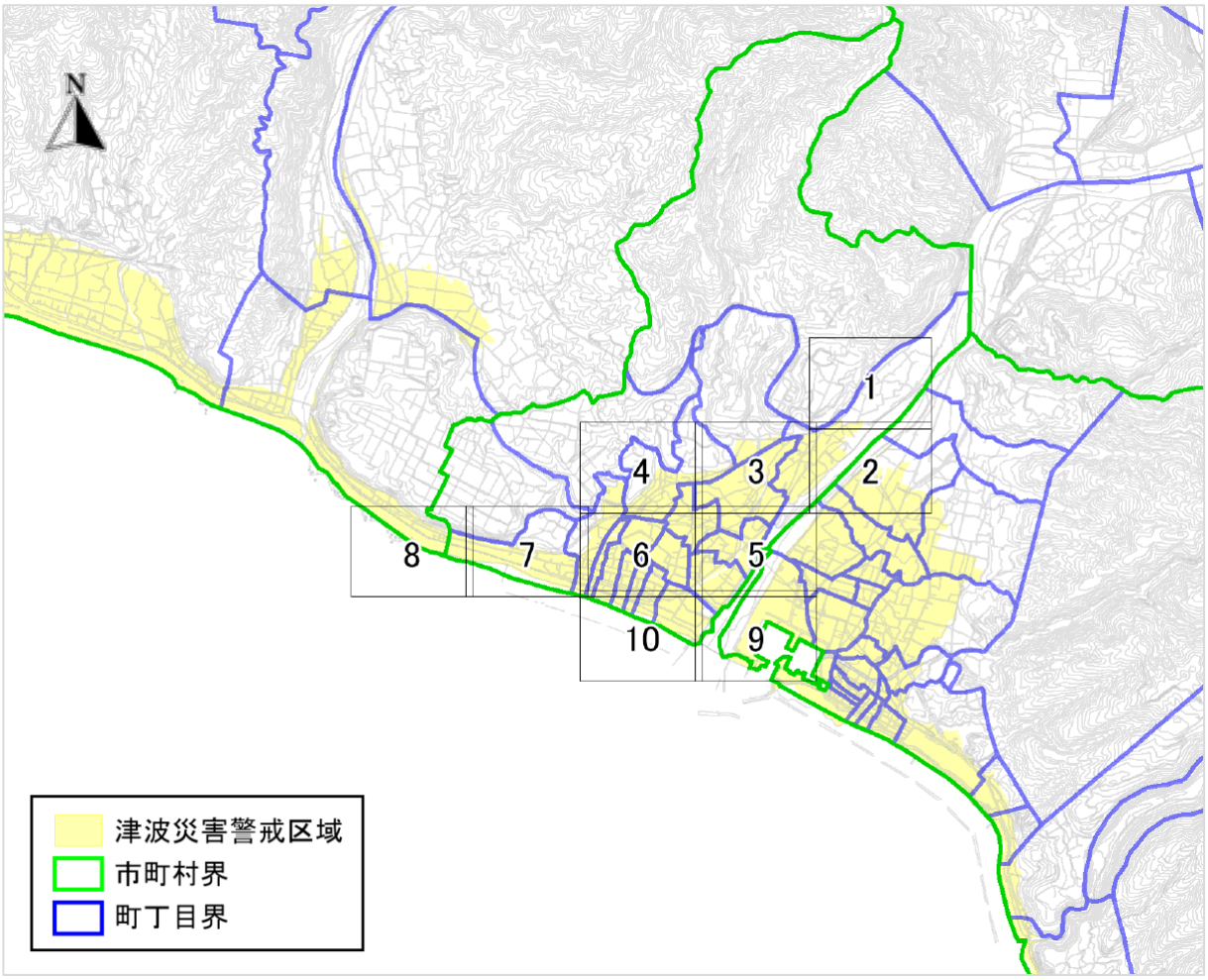
		津波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
強震動生成域	基本ケース				四万十市		黒潮町	
	陸側ケース	香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 梼原町 日高村 津野町		高知市 南国市 香南市			須原市 中土佐町 四万十町	
	東側ケース	北川村 馬路村		室戸市 東洋町 田野町 安田町	安芸市 芸西村 土佐市	奈半利町		
	西側ケース	三原村		宿毛市 土佐清水市 大月町				

（２）津波災害警戒区域

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても命を守る」ため、津波から逃げるための体制を強化し、津波に対して安全な地域づくりを進める区域であり、社会福祉施設、学校、医療施設は「避難確保計画の策定」と「避難訓練の実施」が義務づけられている。

津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された区域では、従来の津波浸水深に加え、10 メートルメッシュ毎に基準水位（津波が建物等に衝突した際の津波の水位上昇（せき上げ）を考慮したもので、地盤面からの高さ（水深）で表される）の数値が表示される。基準水位が明らかとなることで、避難場所の高さが明確になり、津波避難ビルなどにおいて、津波から避難するうえで有効な高さの目安となる。

田野町における津波災害警戒区域（イエローゾーン）



資料：「津波災害警戒区域位置図及び区域図（高知県 HP）」（令和 4 年 3 月 25 日）

4　被害の想定

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」（Ｌ２）の場合、本町での最大の死者は 920 人（うち、津波による死者が 720 人）、負傷者数が 520 人、町外からの流入者を含む１日後の避難者数は 2,900 人に上ると推計されている。

これらは、その数の多さもさることながら、こうした未曽有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災し、国道も寸断され、応援を簡単に得られる状況ではないことを想定しておく必要がある。

一方、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（Ｌ１）の場合は、本町での津波による死者は若干数、町外からの流入者を含む１日後の避難者数は 820 人と推計されている。

なお、「最大クラスの地震・津波」（Ｌ２）の場合、10 分後に全員が避難を開始する啓発や、避難路・避難タワーの整備等の防災・減災対策を講じた後の想定として、本町での死者は 90 人（うち、津波による死者が 50 人）、負傷者数が 280 人、町外からの流入者を含む１日後の避難者数が 2,700 人と推計されている。

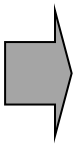
高知県による本町の被害想定

		Ｌ１クラス		Ｌ２クラス	
		現状	対策後	現状	対策後
建物棟数		2,750			
建物被害	液状化（棟）	10	―	10	―
	揺れ（棟）	120	＊	2,100	700
	急傾斜地崩壊（棟）	＊	―	＊	―
	津波（棟）	50	―	290	―
	地震火災（棟）	＊	―	60	―
	合計（棟）	180	―	2,460	―
人口　H17　国勢調査		3,275			
人的被害（死者数）	建物倒壊（人）	10	＊	130	40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	＊	―	10	―
	津波（人）	＊	＊	720	50
	急傾斜地崩壊（人）	＊	―	＊	―
	火災（人）	＊	―	70	―
	ブロック塀（人）	＊	―	＊	―
	合計（人）　※	10	＊	920	90～
人的被害（負傷者数）	建物倒壊（人）	130	10	440	280
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	＊	―	90	―
	津波（人）	0	0	70	0
	急傾斜地崩壊（人）	＊	―	＊	―
	火災（人）	＊	―	10	―
	ブロック塀（人）	＊	―	＊	―
	合計（人）　※	130	10～	520	280～
人的被害（負傷者のうち重傷者数）	建物倒壊（人）	70	＊	250	160
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	＊	―	20	―
	津波（人）	0	0	30	0
	急傾斜地崩壊（人）	＊	―	＊	―
	火災（人）	＊	―	＊	―
	ブロック塀（人）	＊	―	＊	―
	合計（人）　※	70	＊	280	160～
1日後の避難者数	避難所	530	410	1,900	1,800
	避難所外	290	210	980	920
	合計	820	620	2,900	2,700

※　人的被害の合計は、建物倒壊と津波による死傷者数の合計とする。　　―：未算出　　＊：若干数
※　四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
＜想定の条件＞　冬の深夜に発生。避難速度は１分あたり 35m。浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難。

防災・減災対策の内容

＜現状＞
●避難のタイミング
・10 分後に避難開始：20%
・20 分後に避難開始：50%
・津波が到達してから避難開始：30%
●H25.3 時点の津波避難タワー、津波ビルを考慮（整備率※26%）
●住宅の耐震率：74%
（※整備率は H25.2 時点の整備予定箇所による）



＜対策後＞
●避難開始のタイミング
・10 分後に避難開始：100%
●H25.2 時点で建設予定の避難路・避難所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
●住宅の耐震率：100%

資料：「市町村ごとの被害（高知県 HP）」（平成 24 年 12 月）

第２節　その他の地震・津波

地震には、複数のプレートの境目で、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる海溝型地震（プレート境界型地震）と、プレートの運動によってプレート上の弱い部分で破壊が起こる活断層型地震がある。

活断層型地震は、日本全国どこでも起こりうるが、活断層上で起こりやすいことが経験的に知られている。

本町周辺の活断層としては、長さ 20ｋｍと推定される安田断層があるが、高知県沿岸域では、活断層型地震はほとんど確認されておらず、むしろ、奈良県から愛媛県にかけて伸びる中央構造線断層帯が、30 年以内の地震発生確率が最大 12%程度とされているエリアもあり、注意を要する。

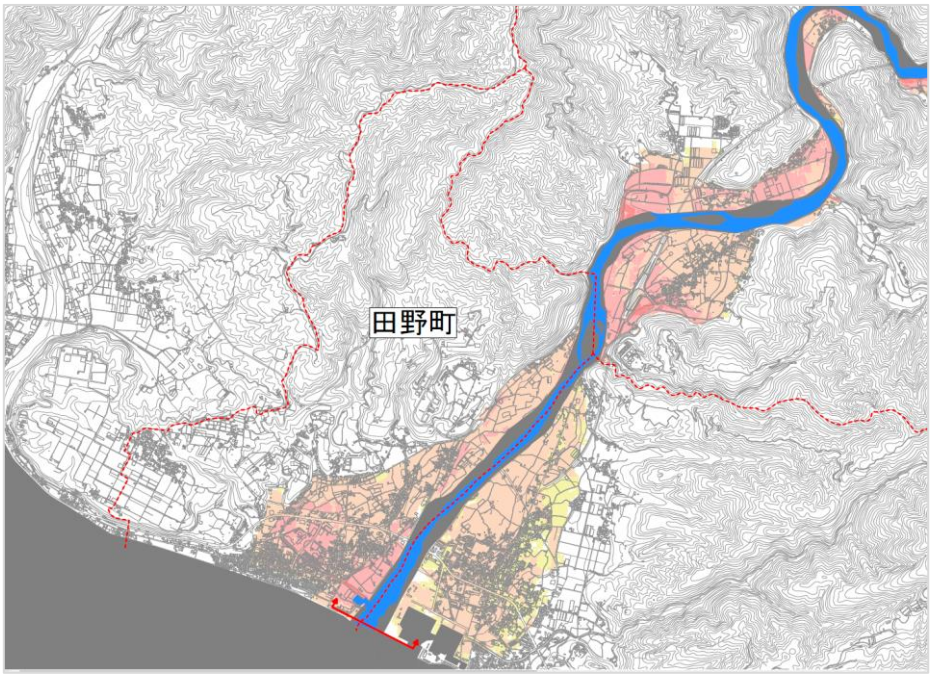
また、津波については、南海トラフ巨大地震のみならず、昭和 35 年のチリ地震の津波では、高知県内で全壊７棟の被害が発生した事例もあり、遠方の地震に際しても注意を要する。

第３節　水害・土砂災害

本町では、近年、奈半利川支川の増水や内水滞留による浸水被害が多発しており、今後もその警戒が必要である。また、近年はないが、奈半利川の堤防の越水や決壊についても想定しておく必要がある。さらには、平成 23 年の豪雨で北川村平鍋地区で大規模な土砂災害が起こっており、本町でも土砂災害警戒区域を中心に、土砂災害が生じうることを想定しておく必要がある。

高潮については、平成 16 年に室戸市菜生海岸で波高 13.55ｍの高波により海岸堤防が 30ｍにわたって倒壊・流失し、３人が死亡する災害が発生しており、本町の海岸部でも引き続き警戒が必要である。

田野町における洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）



資料：「洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）（高知県 HP）」（令和６年 12 月）

第４節　竜巻等の風害

風害では、台風時のほか、全国的に多発している竜巻や、下降気流によるダウンバーストと呼ばれる突風にも警戒が必要である。

第５節　大規模火災

大規模火災としては、林野火災のほか、消防法上の危険物の貯蔵所、取扱所での火災、危険物運搬中の車両や船舶の火災等が考えられる。

第６節　大規模交通災害

鉄道事故や、飛行機・船舶の事故等が考えられる。

第７節　有害物質災害

有害物質災害としては、平成 22 年の三重県熊野灘でのフェリー座礁に伴う油排出事故のような災害や、工場事故や交通事故、化学物質や放射性物質等の漏洩、飛散が考えられる。

放射性物質の漏洩、飛散については、本町は、四国電力(株)伊方原子力発電所から直線距離で150ｋｍ以上、福井県や島根県の原子力発電所からは約 300ｋｍ離れているが、福島第一原子力発電所事故では、約 300ｋｍ離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、本町においても影響を想定していく必要がある。

第５章　防災ビジョン

東日本大震災では、30ｍを超える巨大津波により、関連死を含め２万人以上の尊い命が犠牲になっただけでなく、福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が飛散・漏出する未曽有の事態となった。

この東日本大震災では、想定外の災害が全国どこでも起こりうることと、災害初動期には、自助・共助が重要であることが改めて再認識された。

また、東日本大震災を受けて、国・県で南海トラフ巨大地震の想定が再検討され、本町では、平野部全域が浸水想定区域となった。

このため、この想定浸水深にも対応できる避難タワーや高台への避難路等、ハード面の充実が不可欠であるが、同時に、いかに初動期に迅速に避難し、応急対策を行うかという点で、ソフト面の取り組みこそが重要である。

こうした観点に立ち、本計画では、以下の点を防災ビジョンとして掲げる。

1　津波に強いまちづくりの推進

避難タワーや高台への避難路等、ハード整備を進めるとともに、平野部への津波の進入を食い止めあるいは遅らせる丈々川（じょうじょうがわ）河口部への津波水門の設置等、津波対策の抜本的強化を国・県に要望する。

また、田野町津波避難計画に基づき、住民・事業所・行政が協働で地区ごとに津波避難訓練等を定期的に開催し、浸水想定区域の住民全員の迅速な高台避難を徹底する。

2　応援・受援を的確に行う体制づくり

東日本大震災のような町内全域に被害が生じる大規模災害では、住民・町行政・広域行政のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足する。

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティア等からの応援が円滑に機能して、はじめて、本格的な応急対策が進むという事実は否めない。

このため、阿南安芸自動車道の整備を国・県に要望する等、国道 55 号が寸断された場合の迂回路機能の確保を図るとともに、中芸高校や中芸広域体育館を受援の基地としながら、こうした大規模災害への応急対策が進められる体制づくりに、広域で連携しながら取り組む。

また、南海トラフ巨大地震が発生し、本町では被害が少なく、徳島県方面や幡多地方等で被害が大きい場合も想定される。この場合に、本町の住民・事業所・行政がこれら被災地に迅速に応援に向かえる体制づくりもあわせて進める。

3　「想定外」に対応する「地域力」の強化

南海トラフ巨大地震に関する住民意識は高いが、「ゲリラ豪雨」等、異常気象が全国的に多発する中、放射性物質漏洩事故等も含め、「想定外」の災害が本町でも起こりうることを認識し、防災・減災対策を進める必要がある。

このため、住民一人ひとりが災害の初期情報を早期に入手し、的確に命を守る行動をとり、助けあいながら、その後の応急活動、復旧・復興活動に取り組めるよう、住民相互の日頃からのあいさつ、声かけ等の奨励、自主防災組織活動をはじめコミュニティ活動の育成、ボランティア団体の育成等を通じて、「地域力」の強化に努める。

また、災害発生時に女性のニーズにきめ細かく配慮された応急活動が展開できるよう、防災対策に女性の視点を積極的に採り入れるよう努める。

第６章　防災関係機関

第１節 防災関係機関の責務

《基本的な考え方》

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行する。

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負う。

機関の名称	業務の内容
町	● 一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、地域にかかる町地域防災計画を作成して防災活動を実施する。 ● 町地域防災計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、町地域防災計画に、地区防災計画を定める。
県	● 法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。 ● 特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織［高知県南海トラフ地震対策推進本部］を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。 ● 豪雨をはじめ暴風や高波などの対策を通年で実施するため、全庁を挙げた常設の［高知県豪雨災害対策推進本部］を設置し、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策などを部局横断的に検討、実施する。 ● 被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行う。 ● 防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

第２節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関が処理すべき業務の内容は、おおむね次のとおりである。

１　田野町

機関の名称	業務の内容
町役場	**《災害予防対策》** 1　田野町防災会議の事務 2　地域防災計画の作成 3　防災に関する組織の整備 4　災害通信伝達体制の整備 5　自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進 6　防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検 7　防災知識の普及、意識の向上及び訓練 8　所管公共施設の災害予防 **《災害応急対策》** 1　災害に関する情報収集・伝達及び被害情報の広報 2　火災警報の発令及び津波警報、災害予警報等の伝達 3　消防、水防等の災害応急措置及び被害拡大防止措置 4　避難指示等又は指示及び避難場所の開設 5　被災者の救護､救助、医療、助産及びその他保護 6　被災児童・生徒の応急教育の実施 7　災害時の清掃・防疫その他保健衛生等の応急措置 8　緊急輸送の確保及び障害物の除去等 9　所管公共施設等の災害応急措置 10　ボランティア活動の支援 11　食料、医療品、その他物資の確保 12　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 **《災害復旧対策》** 1　災害救助法 2　所管公共施設等の災害応急復旧 3　災害復旧資機材の確保及び物価の安定 4　被災者に対する融資等の生活復旧対策
消防団	1　消防・水防訓練及び消防・水防資機材等の点検 2　消防・水防等の応急措置及び被害拡大防止措置 3　被災者、負傷者等の救出及び搬送

2　高知県

機関の名称	業務の内容
安芸土木事務所	1　県所管公共土木施設の防災対策及び復旧等 2　水防活動及び洪水予警報等の伝達
安芸福祉保健所	1　災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動
安芸農業振興センター	1　ため池に関する水防対策、山地の防災対策
警察 安芸警察署	1　災害情報の収集伝達及び被害実態の把握 2　被災者の救出救助及び避難指示 3　交通規制及び管制 4　広域応援等の要請及び受入れ 5　遺体の検死（見分）等の措置 6　犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持 7　防災資器材の整備 8　警察通信の確保及び統制

3　指定地方行政機関

機関の名称	業務の内容
四国地方整備局 高知河川国道 事務所	1　直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2　水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3　洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4　直轄河川の水質事故対策、通報等 5　直轄ダムの放流等通知 6　港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 7　港湾、海岸、空港の災害応急対策 8　港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び排出油の防除 9　災害関連情報の伝達及び提供 10　防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 11　公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 12　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
高知地方気象台	1　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 2　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3　災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4　防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4　自衛隊

機関の名称	業務の内容
自衛隊	1　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2　県、市町村が実施する防災訓練への協力 3　災害派遣の実施 （被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） 4　防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

5　指定公共機関等

機関の名称	業務の内容
日本郵便(株) 四国支社 田野郵便局	1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除 3　被災地あて救助用郵便物の料金免除 4　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5　被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6　為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7　逓信病院の医療救護活動 8　簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
西日本電信電話 (株)高知支店	1　電気通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
(株)ＮＴＴ ドコモ四国 ＫＤＤＩ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1　電気通信設備の保全及びその災害復旧 2　災害非常通話の確保
日本赤十字社 高知県支部 田野分区	1　災害時における医療助産等救護活動 2　こころのケア 3　死体の処理 4　血液製剤の確保及び供給のための措置 5　被災地応援救護班の編成、派遣の措置 6　被災者に対する救援物資の配布 7　義援金の募集受付 8　防災ボランティア活動体制の整備
(一社)高知県 トラック協会	1　災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
四国電力(株) 高知支店 四国電力送配電 (株)安芸事務所	1　電力施設の保全、保安 2　電力の供給

機関の名称	業務の内容
四国旅客鉄道(株)	1　鉄道施設等の保全 2　救助物資及び避難者の輸送の協力
土佐くろしお鉄道(株) 安芸事務所	1　鉄道施設等の保全 2　救助物資及び避難者の輸送の協力
高知東部交通(株)本社	1　バス施設の災害予防、災害応急対策及び復旧 2　災害時の緊急輸送対策
四国ガス(株) (一社)高知県ＬＰ協会	1　ガス施設の保全、保安 2　ガスの供給 3　避難所への支援
(一社)高知県建設業協会 安芸支部	1　災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力

6　公共団体等、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	業務の内容
(一社) 安芸郡医師会	1　災害時における緊急医療救護活動 2　大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県薬剤師会 安芸支部	1　災害時における薬剤師の派遣 2　大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活
高知県農業協同組合 奈半利支所	1　町の実施する営農指導及び被害調査の補助 2　農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付 3　災害時における応急食料の緊急需給 4　水田、用水路及び農道等に関する災害復旧、改良工事並びに維持管理保全
高知県漁業協同組合 田野町支所	1　津波警報、気象予警報等の伝達及びその対策 2　有線・無線通信施設の保全及び維持管理 3　災害時における港内舟艇の避難に対する指導 4　災害時における水防用資材等の需給 5　漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策
中芸地区商工会	1　町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 2　災害時における物価安定についての協力 3　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
各ため池管理者	1　ため池の防災管理
認定こども園 学校、病院 介護保険施設等 施設の管理者	1　災害時の要配慮者支援体制の整備 2　施設入所者及び利用者の避難

機関の名称	業務の内容
田野町 社会福祉協議会	1　要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 2　災害時における福祉施設の人材確保への協力 3　災害時におけるボランティア活動 4　生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 5　高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営
高知東部森林 組合	1　燃料及び災害復旧用建材確保 2　被災林業者等に貸付けられる資金融通 3　災害時における貨物自動車による輸送協力 4　災害時における応急対策の協力
その他重要な 施設の管理者	1　災害予防体制の整備 2　災害時における応急対策の協力

第７章　住民及び事業者の責務

住民及び事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努める。

1　住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力に努める。

2　事業者

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。

第２部　災害予防計画

第１章　住民の防災行動力の向上計画

第１節 防災知識の普及

《基本的な考え方》

東日本大震災や近年の豪雨災害、竜巻等、災害の教訓をふまえ、南海トラフ巨大地震・津波をはじめ、あらゆる災害に周到に備えるため、防災知識の普及と「自らの命は自らが守る」ひとづくりを図る。

１　町職員に対する教育の推進

実施主体	内容
総務課	● 職員に対して、防災訓練・職員研修・講演会・防災のマニュアル等により、災害の教訓や防災知識の習得を図る。 ［参考 1-1　職員を対象とした防災訓練・防災研修の内容］

参考 1-1　職員を対象とした防災訓練・防災研修の内容

【防災訓練】
［内容］
・応急対策を立案するための図上訓練
・救急救命等必要な実技訓練
・その他必要な事項
［実施方法］
・講習会、演習等

【防災研修】
［内容］
・田野町地域防災計画、各機関の防災業務計画等
・非常参集の方法
・気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
・過去の災害の事例
・その他必要な事項
［実施方法］
・研修会の実施等

2　児童・生徒に対する教育の推進

実施主体	内容
総務課 教育委員会	● 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。 ● 南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。 ● 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
認定こども園 学校	● 南海トラフ地震・津波での避難方法をはじめ、災害の教訓をふまえた具体的でわかりやすい防災知識の教育を進める。

3　住民に対する防災知識の普及

実施主体	内容
総務課	● 南海トラフ地震・津波の浸水想定区域や、水害での浸水想定区域、避難経路、家庭での食料や水、携帯トイレ等の備蓄の重要性、自主防災活動の方法等、災害の教訓をふまえた具体的でわかりやすい防災知識の教育を進める。 ● ハザードマップ等を作成し、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知する。 ● 地震発生時に住民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。 ● 強い揺れや長い揺れを感じたときは迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施する。 ● 自助・共助による地域防災力の向上を目指し、防災士を育成する。
総務課 消防団	● これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。 ● 学校現場での取り組みを家庭や地域に広げ、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、町全体の防災力の向上を図る。 ● 自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。 ［参考 1-2　広報内容の例］ ● 特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施する。

参考 1-2　広報内容の例

【知識】
- 各機関の実施する防災対策
- 災害の基礎知識
- 地域の災害特性・危険場所

【災害への備え】
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
- 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
- ３日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄
- 非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認
- 災害時の家族内の連絡体制の確認

【災害時の行動】
- 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
- 要配慮者への支援、配慮
- 情報の収集方法
- 生活再建のための被災状況の記録

4　防犯の視点を取り入れた防災研修

実施主体	内容
総務課	● 被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

第２節 自主防災体制の整備

《基本的な考え方》

住民個人と自主防災組織等町内の各種団体、町内事業所、行政が明確に役割分担しながら、日頃からの災害予防対策を進める。

1　自主防災組織の育成

実施主体	内容
総務課	● 県等の協力を得ながら、防災訓練や研修、資機材の整備支援等を通じて、自主防災組織の育成に努めるとともに、消防団やボランティア団体、防犯団体等各種組織との連携促進を図る。 ● 多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。 ［参考 1-3　本町の自主防災組織］ ［参考 1-4　自主防災組織の育成手法］ ［参考 1-5　自主防災組織の役割と活動内容］

参考 1-3　本町の自主防災組織

① 芝・北町地区自主防災組織
② 立町・西町地区自主防災組織
③ 新町地区自主防災組織
④ 浜田地区自主防災組織
⑤ 淘涛地区自主防災組織
⑥ 大野地区自主防災組織
⑦ 上ノ岡地区自主防災組織
⑧ 北張地区自主防災組織
⑨ 中野地区自主防災組織
⑩ 千福地区自主防災組織
⑪ 上地・日野地区自主防災組織
⑫ 開・立岡地区自主防災組織
⑬ 土生岡地区自主防災組織

参考 1-4　自主防災組織の育成手法

① 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
② 自主防災組織の必要性についての広報
③ 防災訓練、研修会等の実施への支援
④ 啓発資料の作成
⑤ 地域防災施設の整備支援

参考 1-5　自主防災組織の役割と活動内容

項目	内容
役割	● 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み ● 災害発生時に安全に避難する取組み ● 高齢者など要配慮者への支援
平常時の活動	● 災害に関する知識の普及 ● 地域における危険箇所の把握と周知 ● 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知 ● 防災訓練の実施 ● 高齢者、障害者等の要配慮者の把握 ● 家庭における防災点検の実施 ● 情報収集・伝達体制の確認 ● 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検
災害時の活動	● 集団避難、要配慮者の避難誘導 ● 地域住民の安否確認 ● 救出・救護の実施 ● 初期消火活動 ● 情報の収集・伝達 ● 給食・給水の実施及び協力 ● 避難所の運営に対する協力

2　事業所等による自主防災体制の整備

実施主体	内容
総務課	● 県等の協力を得ながら、事業所等に対して従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった視点から自主的な防災体制を整備するよう啓発する。 ● 事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等）に資する情報提供等を進める。
事業所	● 災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。 ［参考 1-6　事業所が災害時に果たす役割］ ［参考 1-7　事業所の自衛防災組織の防災活動］ ● 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

参考 1-6　事業所が災害時に果たす役割

① 従業員や利用者等の安全確保
　豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
② 二次被害の防止
③ 事業の継続
④ 地域への貢献及び地域との共生

参考 1-7　事業所の自衛防災組織の防災活動

【平常時の自衛防災組織の活動】
- 防災訓練の実施
- 施設及び設備等の整備
- 従業員等の防災に関する教育の実施
- 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

【災害時の自衛防災組織の活動】
- 情報の収集伝達
- 避難誘導
- 救出救護
- 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3　地区防災計画の策定促進

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● 災害対策基本法改正により、住民主導の「地区防災計画」の策定を市町村が支援していくこととされており、本町でも、津波避難計画をベースにしながら、避難後の応急対策や、発災前の予防に関する住民の取り組みを定めた「地区防災計画」の策定を検討していく。 ※本町では、平成 25 年３月に津波避難計画を住民と町の協働により策定した。

第３節 消防団を中心とした地域の防災体制

《基本的な考え方》

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりなどにより、住民主体の取組を支援・強化する。

１　町が実施する地域の防災体制づくり

実施主体	内容
総務課	（１）体制整備 ● 青年層及び女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。 （２）教育訓練 ● 消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。 （３）環境整備 ● 消防団の施設及び装備を充実し活動環境の整備に努める。 ● 被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解及び協力が得られるように努める。 （４）住民に対する消防団活動の周知 ● 町の広報誌等を活用し消防団活動の周知を図る。 （５）自主防災組織等との連携 ● 消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第４節　災害時要配慮者・避難行動要支援者の支援対策

《基本的な考え方》

高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊婦等の要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生しうるおそれがある場合に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）に基づき、田野町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を策定し、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿管理が義務付けされていることから、田野町避難行動要支援者名簿を作成し避難支援等関係者と情報共有を行い災害時の避難支援に備える。

また、社会福祉施設利用者の安全確保及び避難所等における要配慮者に対する避難スペースの確保や、必要に応じた福祉避難所の開設等による要配慮者対策を進める。

１　在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

（１）避難行動要支援者名簿の作成及び更新

実施主体	内容
住民福祉課	● 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 ● 要支援者の状況は常に変化しうることから、要支援者の把握に努め、原則として年１回の更新を行い、名簿情報を最新の状態に保つこと。 ［参考 1-8　要配慮者・避難行動要支援者］

参考 1-8　要配慮者・避難行動要支援者

（１）要配慮者

本町における要配慮者の範囲は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

① 65 歳以上の高齢者（独居又は高齢者世帯の者）
② 介護認定者（支援１～要介護５）
③ 身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳、精神障害に該当する者
④ 特定疾患患者、難病患者
⑤ 妊産婦
⑥ 乳幼児（就学前児童）

（２）避難行動要支援者

(1)に該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、その範囲については生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

① 要介護認定３以上の者
② 身体障害者手帳（１・２級）（上肢、心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）、療育手帳（A）、精神障害（１・２級）に該当する者
③ 田野町外出支援事業対象者
④ 緊急通報装置設置者
⑤ 難病患者
⑥ 上記以外で自力避難が困難な者

（２）個別避難計画の作成

実施主体	内容
住民福祉課	● 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。その際、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 ● 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 ● 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送する方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

（３）名簿の提供

実施主体	内容
住民福祉課	● 消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、個別避難計画などを策定して、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 ● 提供する際、避難行動要支援者のプライバシーを保護すると共に、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、名簿の情報管理を適正に行うよう適切な措置を講ずる。 ［参考 1-9　名簿に記載する個人情報漏洩防止の措置］

参考 1-9　名簿に記載する個人情報漏洩防止の措置

① 災害対策基本法に基づく地域支援者の守秘義務について周知徹底
② 避難支援に関係する各団体での管理者及び閲覧者の限定
③ 名簿は施錠可能な場所での保管
④ 必要以上の複製及び複写の禁止
⑤ 管理状況の町への定期的な報告
⑥ 避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報の利用の禁止
⑦ 避難支援等関係者以外の者に名簿情報を提供しない。
⑧ 名簿情報及び避難支援活動等により知り得た個人の秘密を漏らさない。
（名簿情報の提供を受けなくなった後も同様）
⑨ 個人情報の取り扱いに関する研修の実施

2　避難支援関係者等の安全確保

実施主体	内容
避難支援関係者等	● 本人又はその家族等の安全確保が最優先であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を行うこととするため、地域支援者の被災状況によっては、避難誘導・安否確認等の避難支援が困難となるおそれがあることを、要支援者に十分に理解を得るよう周知徹底を図る。 ［参考 1-10　避難支援等関係者］

参考 1-10　避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者や団体等は次の者とする。
① 民生児童委員
② 消防機関（中芸消防署・消防団）
③ 田野町社会福祉協議会
④ 自主防災組織
⑤ 警察（安芸警察署）
⑥ 上記のほか、日常から要支援者に関わる関係者

3　社会福祉施設等における防災対策

（1）実態把握と継続的な防災対策

実施主体	内容
施設管理者	● 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。 ● 関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組む。 ● 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。 ● 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した訓練の実施等の防災対策に継続的に取り組む。

（2）施設・設備の安全確保対策

実施主体	内容
施設管理者 消防機関等	● 施設の耐震化に努める。 ● 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。 ① 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備 ② 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等 ③ 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備など安全管理に努める。 ④ 危険物の管理 ⑤ 家具及び書棚等の転倒防止対策 ● 感染症等の発生に備え、マスク等の衛生用品を備蓄する。

（３）施設入所者の避難対策

実施主体	内容
施設管理者 事業者団体等	（１）地域の災害特性の把握 ● 施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。 （２）施設入所者の避難計画の作成 ● 夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。 ● 夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施する。 ● 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。 ● 消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。 （３）長期的な避難と広域連携 ● 入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。 ● 広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。 （４）介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備 ● 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。 ● 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

第５節 ボランティアの環境整備

《基本的な考え方》

災害時のボランティアによる支援は、応急活動を円滑に行う上で重要である。

住民がボランティアとして応急活動を行うケース、本町が被災したときにボランティアを受け入れるケース、他県・他市町村へ本町のボランティアが応援に行くケース、それぞれの体制を明確化する。また、災害時に、迅速かつ的確に支援・運営できるよう、平成 23 年３月に中芸地区災害ボランティア設置マニュアルを作成しており、その習熟に努める。

１　住民ボランティアの育成

実施主体	内容
住民福祉課 町社会福祉 協議会等	● ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。

２　災害時のボランティアの受け入れ体制の明確化

実施主体	内容
住民福祉課 町社会福祉 協議会	● 住民やＮＰＯ・ボランティア団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 ● 災害時に、災害時ボランティアセンターを開設し、ボランティアコーディネーターとして、県社会福祉協議会等へのボランティア派遣要請や、派遣されたボランティア、自主参集したボランティアの受け付け、業務の割り振り等を行う。 ● これらの活動が円滑に行われるよう、あらかじめ、活動場所や活動手順等を明確化し、関係者で情報を共有し、訓練を随時行っておく。

３　応援体制の整備

実施主体	内容
住民福祉課 町社会福祉 協議会	● 他県・他市町村へ本町のボランティアが組織的に応援に行くケースに対し、日頃から、住民と情報交換に努める。

第２章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第１節 津波から避難する対策

《基本的な考え方》

南海トラフ地震発生後、早いところでは３分程度で海岸線に１ｍの高さの津波が押し寄せ、その最大高は、ほとんどの海岸線で10ｍを超えると想定されている。

そのため、自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての避難施設の整備や津波を防ぐ対策を進める。

津波避難対策は、到達時間、津波浸水深、浸水予想範囲、避難対象地区等、地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

そのため、津波避難計画等に基づき、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進する。

１　津波の危険性を知る

実施主体	内容
総務課	● 河川の遡上等を考慮した津波浸水予測図や津波浸水予測時間図等を活用し、津波の危険性について普及啓発を図る。 ● 地域での学習会、研修会を支援する。 ● 住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報の共有化を図る。

２　津波の発生を知る

実施主体	内容
総務課	● 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図る。

3　津波から迅速に避難をする

実施主体	内容
総務課	● 緊急的な避難のため避難経路や津波避難場所の整備を進める。 ● 避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策や老朽化住宅等の除去を進める。 ● 避難経路、津波避難場所などを示す防災マップの整備を行い、住民に対し周知を図る。 ● 夜間の停電時も想定し、蓄光石やライト等を活用した自立性の誘導灯や避難誘導標識、津波避難場所標識の整備を推進する。 ● 津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、津波対策に努める。 ● 学校、自主防災組織、民間事業者等の地域ぐるみでの避難訓練や、夜間等様々な条件を考慮した避難訓練の推進を図る。 ● 住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
住民福祉課	● 要配慮者が安全に避難できるよう個別避難計画の作成を進める。
産業建設課	● 避難路確保のため、道路や橋梁の安全性を高める。

4　避難の安全性を高める

実施主体	内容
総務課	● 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図る。 ● 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。 ● 津波避難計画の点検及び避難経路、津波避難場所の安全点検を計画的に進める。

第２節 避難計画

《基本的な考え方》

町は、予め避難計画及び津波避難計画を策定する。

津波避難計画については、津波から生命を守るための避難経路、津波避難場所の整備といった「逃げる」ための対策を進める。また、発生頻度の高い一定程度の津波については「防ぎ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進める。

１　住民との話し合い

実施主体	内容
総務課	（１）地域の危険性の周知 ● 防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明する。 洪水、土砂災害警戒区域、津波浸水予測等 （２）避難場所の指定など ● 住民の意見を反映して避難場所及び避難所の指定などを行う。 ① 避難場所の指定 ② 避難所の指定 ③ 避難経路 ④ 住民等への連絡方法 ⑤ その他必要な事項

２　避難計画

（１）避難計画の作成・更新

実施主体	内容
総務課	● 避難タワーの整備等、環境変化にあわせ、計画を随時更新しつつ、避難訓練等で実効性を高めていく。 ［参考 1-11　避難計画に記載する項目］

参考 1-11　避難計画に記載する項目

項目	内容
警戒を呼びかける広報活動	● 災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。 ● 気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。
避難指示等の判断基準	● 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。 ● 避難指示等の発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。 ● 土砂災害については、土砂災害警戒情報等が発表された場合に避難指示等を発令することを基本とした具体的な基準を設定する。 ● 洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。 ● 避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
消防団による避難誘導の計画	● 中芸消防署と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。
県が浸水想定区域を指定する河川（奈半利川）	● 浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知する。 ● 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。 ● 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

項目	内容
土砂災害警戒区域の場合	● 土砂災害警戒区域ごとに、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ 救助に関する事項 ⑥ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ● 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 ● 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

（２）要配慮者利用施設の把握

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び水害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。 ● これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。 ● また、水害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。 ● なお、本町における対象施設は、「第５編 参考資料 第３章 要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

（３）要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● 水防法第 15 条第１項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

3　津波避難計画

（１）町津波避難計画の作成・更新

実施主体	内容
総務課	● 高知県津波避難計画策定指針（津波からの避難方法の選択に係るガイドライン）や津波浸水予測などに基づき、具体的な津波避難計画を作成する。 ① 避難対象地域の設定 ② 津波避難場所及び避難経路等の設定 ③ 避難に必要な情報等の収集や伝達 ④ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令基準 ⑤ 要配慮者等の避難対策 ⑥ 避難訓練の実施や啓発活動 ⑦ その他必要事項 ● 津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路などを示した津波ハザードマップを整備する。 ● 避難タワーの整備等、環境変化にあわせ、この計画を随時更新しつつ、避難訓練等で実効性を高めていく。 ※本町では、平成 25 年３月に、地区ごとに津波避難計画を策定した。

（２）事業者の津波避難計画

実施主体	内容
施設の管理者	● 南海トラフ地震対策特別措置法の規定により推進地域に指定された地域内の医療機関、不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成する。

（３）消防機関等の活動

実施主体	内容
消防機関 水防団	● 住民の津波からの円滑な避難の確保等のために、以下の事項を重点として対策を定める。 ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 ② 津波からの避難誘導 ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 ④ 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立 ⑤ 緊急消防援助隊等応援部隊の受け入れ

（４）要配慮者利用施設の把握

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● 津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び水害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。 ● これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。 ● また、津波災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。 ● なお、本町における対象施設は、「第５編 参考資料 第３章 要配慮者利用施設一覧」のとおりで、地震・津波時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

（５）要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● 津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第１項の規定により本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画保作成や避難訓練の実施などについて支援する。

第３節 避難収容体制の整備

《基本的な考え方》

Ｌ２クラスの地震・津波の場合、本町は、平野部全体が浸水すると想定される。県の被害想定によると、発災１日後の避難者数は 1,900 人とされており、高台にある中芸高校、大野地区集会所、北張地区集会所、中野地区集会所、上ノ岡地区集会所、田野中学校を活用して、住民が安全に避難生活を送れる体制づくりを進める。

また、その他の災害の場合についても、これらの施設に町役場、ふれあいセンター、体育センター、田野小学校を加えて、住民が安全に避難生活を送れる体制づくりを進める。

１　一時的な避難

実施主体	内容
総務課	● 災害対策基本法に基づき、災害の種別ごとに、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を避難場所として指定する。 ● 避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。 ● 津波からの避難については、徒歩によることを原則とし、周知を行う。ただし、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる対策をあらかじめ検討する。
教育委員会	● 認定こども園、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促す。 ● 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園の施設との連絡及び連携体制の構築に努める。

（１）高台の整備

実施主体	内容
総務課	● 市街地の随所に避難タワー等の高台を整備していくとともに、民間施設を含む中層建築物の緊急避難場所・屋内待避場所としての活用を進める。 ※Ｌ２クラスの地震・津波の場合、県の被害想定では最も速いケースで地震後わずか 10 分程度で市街地に津波が到達すると予想されている。本町市街地は、南が土佐湾に、東が奈半利川に面していることから、北か西北へ逃げるしかないが、丈々川（じょうじょうがわ）、池谷川が市街地を貫流しており、橋を渡れない可能性もある。

（２）避難路の整備

実施主体	内容
産業建設課	● 津波時は、住民は市街地から北西方向に放射状に避難していくものと考えられ、こうした動線を配慮した避難路の整備を進める。 ［参考 1-12　避難路の選定基準］ ● 案内・誘導標識等の設置を進める。 ※国道 55 号や県道、その他多くの町道は、避難路として重要な役割を果たすが、多くの人が集中した際には十分な広さとは言えず、また、老朽橋梁等、危険箇所も存在している。

参考 1-12　避難路の選定基準

① 危険のないところ
・土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
・延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
・地下に危険な埋設物がないこと
・耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
② 自動車の交通量がなるべく少ないこと
③ 避難場所まで複数の道路を確保すること
④ 避難路は相互に交差しないこと

（３）広域避難

実施主体	内容
町長	● 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。 ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2　長期的な避難

町は、災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所として指定する。

（１）避難所の整備

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● Ｌ２クラスの地震・津波の場合、中芸高校と田野中学校で多くの被災者が避難生活を送ることが想定され、これらの施設には、医療救護所機能、物資集積機能、受援機能等も併設することとなる。このため、県と随時協議し、屋外でのテント幕営を含めた避難所設置・運営に関し、必要な資機材、非常電源等の整備を進めるとともに、耐震改修や非構造部材の耐震化を進める。 ● その他の災害の場合は、ふれあいセンター、体育センター、田野小学校で避難者を収容することが想定される。各地区集会所を含め、必要な資機材、非常電源等の整備を進めるとともに、耐震改修や非構造部材の耐震化を進める。 ● 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。 ● 一般の避難所では生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

（２）避難所の運営体制づくり

実施主体	内容
総務課	● 自主防災組織と協働で避難所を適切に開設・運営できるよう、鍵の開閉、通信機器の操作、資機材の搬入出、要配慮者の受け入れ方法等について定めた各避難所の「避難所運営マニュアル」を作成し、随時協議や訓練の実施に努める。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。 ● 「避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所において、避難所運営に必要な備品や物資等の整備・備蓄を進める。 ● 要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図る。 ［参考 1-13　避難所運営に必要な備品や物資］ ※ほとんどの住民は、避難所生活を経験していない。しかし、避難所を安定的に運営することは、迅速な復旧・復興のために重要であるだけでなく、被災者の心身の健康の維持のために、大変重要である。

参考 1-13　避難所運営に必要な備品や物資

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、空調、洋式トイレ、非常用電源、 衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、ＬＰガス等

3　広域一時滞在場所の運営体制づくり

実施主体	内容
総務課	● 他市町村、他県の被災者の受け入れ先として、中芸広域体育館を想定し、関係町村で連携しながら、受け入れに必要な準備を進める。 ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 ● 市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。 ※東日本大震災では、他市町村への避難の事例が多数みられた。

4　応急仮設住宅供給体制の整備

実施主体	内容
地域振興課	● 災害に対する安全性に配慮し、建設可能な用地を把握しておく。 ● 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 ● 建設に要する資機材について調達計画を作成する。 ● 関係団体と連携し、供給可能量等を把握する。 ● 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努める。

5　防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期す。

実施主体	内容
学校	● 地域の特性等を考慮する。 避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法 ● 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合を想定する。 避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法
教育行政機関	● 義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。 避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法
病院	● 患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。 収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法
駅、その他不特定多数の者の利用する施設	● 多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第３章　防災体制の強化計画

第１節 応急活動体制の整備

《基本的な考え方》

東日本大震災では、津波による庁舎機能の喪失、原発事故による集団避難等、従来の想定を超える事態が発生した。

こうした想定外の事態においても、住民・職員が可能な応急活動を行えるよう、体制整備を図る。

1　災害規模ごとの初動体制の明確化

実施主体	内容
総務課	● Ｌ２クラスの地震・津波においては、住民・職員が命を守る行動を最優先するため、高台に避難・避難誘導し、津波警報が解除されたのちに、応急対策を進めることを前提に、初動体制づくりを進める。 ● Ｌ１クラスの地震・津波、風水害、事故災害においては、職員はそれぞれの日頃の職場に参集し、ただちに応急対策を進めることを前提に、初動体制づくりを進める。

2　応急活動に必要な施設・用地の確保

（1）応急活動拠点の確保・充実

実施主体	内容
総務課	● 円滑に応急活動が行えるよう、耐震化等施設の強靭化、無線や電話による情報通信手段の多層化、自家発電機等による非常電源の確保、各種電算システムのデータのバックアップ等を進める。 ● 情報通信手段の充実を図るとともに、日頃から、応急対策の実務について、広域消防本部、県本庁との調整を進める。 ［参考 1-14　応急活動拠点］

参考 1-14　応急活動拠点

【災害時の応急活動拠点】
町役場、ふれあいセンター、保健センター
【Ｌ２クラスの地震・津波における応急活動拠点】
中芸高校、防災センター

（２）応急活動に必要な機能の配置計画

実施主体	内容
総務課	● 南海トラフ地震発生時に必要となる機能の配置をあらかじめ検討し、「田野町南海トラフ地震応急期機能配置計画」を策定しているが、町内のみでは十分な面積が確保できない機能については、民有地の利用調整及び近隣市町村との広域調整を進める。 ［参考 1-15　南海トラフ地震発生時に必要となる機能］

参考 1-15　南海トラフ地震発生時に必要となる機能

① 災害対策本部	⑥ 支援物資集積所
② ボランティアセンター	⑦ 遺体検案・安置所
③ 応急救助機関の活動拠点	⑧ 仮埋葬地
④ 避難所	⑨ 応急仮設住宅建設用地
⑤ 医療救護所	⑩ 災害廃棄物仮置場

3　業務継続性の確保

実施主体	内容
総務課	● 大規模災害発生時の応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため策定した「田野町業務継続計画」に基づき、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等、業務継続に必要な各種資源の確保対策や個別マニュアルの整備等を進め、業務継続性の確保に努める。 ● 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。その際、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する等、感染症対策を講じる。

4　応急活動資機材、食料・飲料水の備蓄の推進

実施主体	内容
総務課 自主防災組織 住民	● Ｌ２クラスの地震・津波の場合、応急活動資機材、食料・飲料水を町ですべて賄うことは困難であり、国・自衛隊等からの受援が前提となるが、それらの十分な応援が到着するまでの発災初期に、可能な限り人命を救助し、衣食を確保し、衛生状態を保つために、役割分担しながら、応急活動資機材、食料・飲料水を分散備蓄する。 ● これらの備蓄は、Ｌ１クラスの地震・津波、風水害、事故災害での活用も図る。

5　応急活動の手順の整理と複数職員による習得

実施主体	内容
総務課	● 応急活動は、Ｌ２クラスの地震・津波とそれ以外の災害の場合で大きく異なることから、各職場で、それぞれの場合の業務手順を整理し、必要に応じ、マニュアル等を作成する。 ● 大災害の場合、参集できない職員の発生も想定されることから、各業務を、担当者以外の職員が行えるよう、複数職員による手順の習得に努める。

6　災害救助法に基づく救助の実施体制の構築

実施主体	内容
総務課	● 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化する等、調整を行っておく。

7　災害時の出納業務への備え

実施主体	内容
出納室	● 出納業務は災害時にも継続する必要があり、災害時にこそ業務量が拡大するが、民間委託ができない業務である。燃料費等、現金が必要な支払い量が増えるとともに、指定金融機関も被災し、為替での取引ができないことも想定されることから、出納業務が円滑に行われるよう、庁内の応援体制づくりやリスクマネジメントを進める。

第２節 防災関係機関等の連携体制

《基本的な考え方》

町は、他の防災関係機関等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確保するとともに、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1　広域応援体制の整備

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	● 大災害では、広域的な応援・受援が迅速な応急活動には欠かせないことから、防災協定の締結等、関係機関との連絡・協力体制づくりを進める。 ● 中芸広域連合と連携して受入れ体制の構築を図る。 ● 協力体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

2　自衛隊との連携

実施主体	内容
総務課	● 町は、県と連携し、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図る。 【適切な役割分担】 ① 相互の情報連絡体制の充実 ② 共同の防災訓練の実施

3　民間事業者との連携

実施主体	内容
総務課	● 町は、県と連携し、民間事業者等と協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ● 協定締結などの連携強化にあたっては、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

第３節 実践的な防災訓練の実施

《基本的な考え方》

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とする。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

１　防災訓練の実施

実施主体	内容
総務課 地域住民 自主防災組織関係団体・機関	● Ｌ２クラスの地震･津波に対する高台への避難訓練を継続的に実施するとともに、Ｌ１クラスの地震・津波、風水害、事故災害等を含め、発災後の応急活動を迅速・的確に行うための訓練を適宜行う。 ● 田野町総合防災訓練のほか、各職場での日々の情報伝達や機器操作の訓練等、実践的・個別的な訓練を随時実施する。 ● 訓練の際、要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違いの配慮に努める。

第４節 情報の収集・伝達体制

《基本的な考え方》

東日本大震災では、停電により、長時間にわたって、行政機関を含む被災地の通信途絶が発生した。また、電算システムが被災し、復旧に時間がかかった市町村も多くみられた。

このため、町（災害対策本部）内部での情報通信手段、町と県・国との情報通信手段、町と住民の情報通信手段、住民が利用する情報通信手段のそれぞれの強靭化を図るとともに、電算システムの災害対策の強化に努める。

1　無線による通信手段の確保

実施主体	内容
総務課 中芸消防署	● Ｌ２クラスの地震・津波においても、町防災行政無線・県防災行政無線・消防無線を利用して安定的に情報通信を行えるよう、消防無線のデジタル化等、これらの無線設備の強靭化を進める。 ● 東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用された事例も多いことから、本町においても、免許・機器を所有する住民との連携・協力体制を維持・確保していく。

2　携帯電話・携帯電話メールによる通信手段の確保

実施主体	内容
総務課	● インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやスマートフォン向けアプリケーション等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。 ● 地上のアンテナを介さず、携帯端末の電波を直接、人工衛星が受信する「衛星携帯電話」の整備を進めていく。

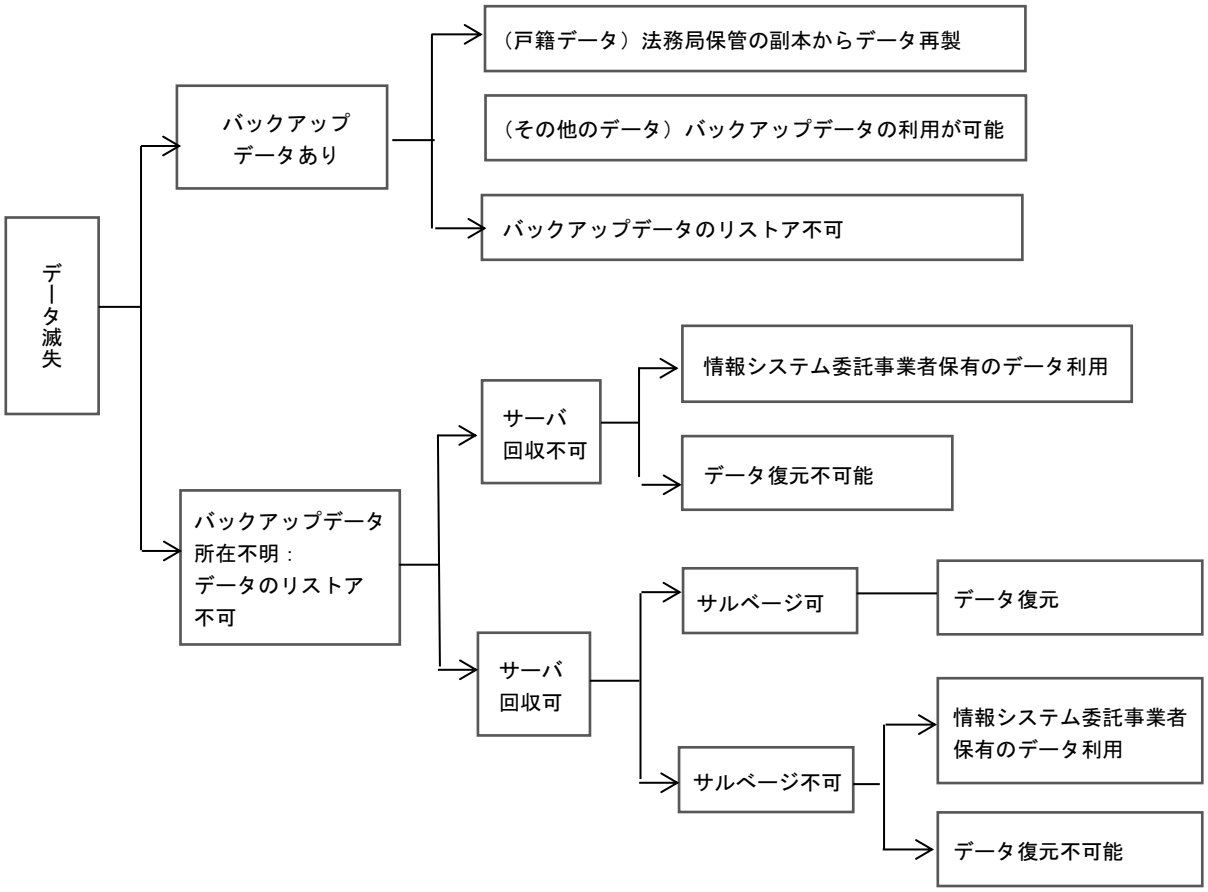
3　その他の通信手段の確保

実施主体	内容
総務課	● 固定電話は、停電や回線輻輳が課題であるが、携帯電話、スマートフォンとともに災害時の情報通信手段の主力であり、回線制限時も優先して回線確保が図られる「災害時優先電話」の確保に努める。 ● パソコンのインターネットは、送受信できる情報量・速度の面で災害時の情報通信手段として重要であり、町ホームページを災害時に有効に活用できる体制づくりを進めるほか、町内の情報通信網の大容量化や強靭化を促進していく。

4　電算システムの復旧体制の強化

実施主体	内容
総務課	● 基幹業務等の情報保存並びにバックアップ体制の強化を図るとともに、システム委託事業者と連携しながら、被災時にデータを速やかに復元できる体制づくりに努める。 ［参考 1-16　電算システムのデータの復元のプロセス］

参考 1-16　電算システムのデータの復元のプロセス



5　放送事業者による被災者等への情報伝達

実施主体	内容
総務課	● 災害時における放送要請について体制を整備する。 ● 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。

6　広聴体制の整備

実施主体	内容
総務課	● 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。

7　被災者への情報提供

実施主体	内容
総務課	● 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 ● 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図る。

第５節 災害時医療体制の整備

《基本的な考え方》

本町では、災害時にはふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）に医療救護所を設置し、救護病院である田野病院や、安芸保健医療圏の災害拠点病院である高知県立あき総合病院、その他広域の医療救護所、救護病院等と連携しながら、応急救護を進めることとなる。

「高知県災害時医療救護計画」や「田野町災害時医療救護計画」に基づき、災害時に迅速・的確な医療救護を行えるよう備える。

1　災害医療救護体制の整備

実施主体	内容
住民福祉課	● 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定する。 ● 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。 ● 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。 ● 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。 ● 応急手当等の家庭看護の普及を図る。 ● 災害医療救護計画について関係者に周知する。 ［参考 1-17　災害医療救護体制とは］

参考 1-17　災害医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするもの。

【市町村】

① 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。

② 医療救護所等において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。

③ 救護病院において、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

2　Ｌ２クラスの地震・津波時の避難体制の確立

実施主体	内容
住民福祉課	● Ｌ２クラスの地震・津波の場合、入院患者や在宅患者を高台に避難させ、常時医療が必要な人に対しては、医療を継続していく必要があることから、田野病院や安芸郡医師会、中芸消防署等と連携しながら、入院患者や在宅患者を避難誘導・搬送する体制づくりを進める。

3　医療救護所の体制づくり

実施主体	内容
住民福祉課	● 安芸郡医師会にアドバイスを受けながら、ふれあいセンターと保健センター又は中芸高校（格技場）に、担架、トリアージタッグ等の医療救護資機材や非常用電源の確保を進める。 ● 薬の備蓄については、調剤薬局と調整を図る。なお、災害医薬品は県により、田野病院、あき総合病院に備蓄されている。

4　情報通信システム等の整備

実施主体	内容
住民福祉課 医療機関	● 通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。 ● 医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

5　広域応援・受援体制の充実

実施主体	内容
住民福祉課	● 他地域からの「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」等が的確に医療救護活動等を行えるよう、中芸地区５町村で連携しながら、ヘリポートや宿泊・滞在場所の確保・整備を進める。 ※大災害が発生した場合は、医療需要が地域の医療救護力を超えることが想定され、「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」等からの受援が不可欠となる。救急搬送については、緊急消防援助隊や自衛隊、海上保安庁等からの受援も想定される。 ● 県及び関係機関と連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

第６節 緊急輸送体制の整備

《基本的な考え方》

災害発生時に、緊急要員や物資の輸送、供給を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送体制の整備を行う。

1　輸送路・輸送拠点の充実

実施主体	内容
産業建設課	● 大災害時には、国道 55 号が不通になることが想定されるため、町道立岡桃山線をはじめ、代替輸送路の確保が図られるよう、高規格道路安芸阿南道路を含め、整備を要望していく。あわせて、橋梁の改修等、災害時の輸送路となる幹線町道の整備を進める。 ● 奈半利港田野泊地は、奈半利川橋が不通の際は、海路から町内に入る拠点となるため、災害時に輸送船舶が通行、停泊できるよう、泊地の機能充実や港湾・河口付近の河床の浚渫を県に要望していく。 ※県では、国道 55 号、県道西谷田野線を緊急輸送道路に指定している。また、ヘリコプター離発着場は、中芸広域体育館が指定されている。

2　物資集積拠点の充実

実施主体	内容
総務課	● 大災害時には、大量の応援物資を保管・仕分けする拠点が必要である。拠点は町有地・町有施設であることが望ましいため、ふれあいセンター、防災センターを集積拠点とするが、津波や水害の際は、アクセス道路も含めた浸水が想定されるため、中芸高校や中芸広域体育館を集積拠点とし、中芸広域連合や県と連携しながら整備を進める。

3　民間との協定締結の推進

実施主体	内容
総務課	● 災害時の人員、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、関係事業所との間で、緊急時の車両等の供給協定の締結を推進する。

4　緊急通行車両の事前届出

実施主体	内容
総務課 関係機関	● 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として安芸警察署を経由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。 ● 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第４章　住民生活の確保計画

第１節 住民生活に関する災害予防計画

《基本的な考え方》

Ｌ２クラスの地震・津波の場合、県の被害想定では、発災１日後の避難者数は 1,900 人と想定されている。国道 55 号や海路も寸断されている可能性が高く、速やかな受援は期待できない。

このため、住民、事業所、町がそれぞれ、発災後３日間分９食の確保を目標に、食料の備蓄を進める。

生活必需品は、町では、毛布等を分散備蓄している。今後、生理用品、大人用・乳児用おむつ等、品目を増やしながら、備蓄の充実に努める。

１　食料及び生活必需品等の確保

（１）食料の備蓄の推進

実施主体	内容
総務課	● 糖尿病食や嚥下食、アレルゲン除去食等、食に関する様々なニーズに対応しながら、非常食の備蓄を進める。 ● 県の協力を得ながら、津波による浸水が想定されない中芸高校等への配置を拡大しつつ、様々な災害を想定し、町内各所への分散備蓄を進める。

（２）生活必需品の備蓄の推進

実施主体	内容
総務課	● 毛布や生理用品、大人用・乳児用おむつ、粉ミルク又は液体ミルク、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、生活必需品の備蓄を進める。 ● 県の協力を得ながら、津波による浸水が想定されない中芸高校等への配置を拡大しつつ、様々な災害を想定し、町内各所への分散備蓄を進める。

（３）流通在庫等による緊急調達体制の整備

実施主体	内容
総務課	● 流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者等との協定締結を促進し、物資の確保に努める。 ● 災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

（４）住民への備蓄の啓発

実施主体	内容
総務課	● ７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、３日間程度の非常食やマスク、体温計等を含む非常持出品を準備することを啓発する。 ● 自動車へのこまめな満タン給油を推進する。 ● 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

2　飲料水の確保

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し配給できる体制を整備する。

（１）水道水の応急給水体制の整備

実施主体	内容
総務課	● 断水時に被災者に水道水を応急給水できるよう、手順の習得、ポリタンクの追加購入等を進める。 ※本町では、平成 25 年度に配水池に緊急遮断弁を設置し、災害時にはその水をくみだしてポリタンクで運び、応急給水するしくみを整備した。

（２）海水や河川水、表流水の浄化による応急給水体制の整備

実施主体	内容
総務課	● 応急給水が確保されるよう、手順の習得、浄水器の追加購入等を進める。 ※本町では、水道水による給水が不可能な場合を想定し、海水や河川水、表流水を飲用に浄化できる浄水器を所有している。

（３）ボトル飲料水の備蓄の推進

実施主体	内容
総務課	● 配水池からの給水や浄水器による給水に加え、取扱いがやさしいボトル備蓄による給水体制の確保に努める。

（４）応援・受援体制の整備

実施主体	内容
総務課	● 管工事業協同組合等民間業者等との災害時の協力体制、日本水道協会の指導・協力を得た他県・他市町村との応援・受援体制の整備を進める。

（５）家庭での飲料水の備蓄の啓発

実施主体	内容
総務課	● １人１日３リットル、３日分で９リットルの飲料水の備蓄やくみ置きをしておくこと等を啓発する。

3　消毒、保健衛生活動体制の確保

保健所と連携しながら、伝染病、食中毒等の発生予防と発生後に速やかに対応できる体制づくりを進める。また、県と連携しながら、原子力災害に備え、安定ヨウ素剤の備蓄や放射線のモニタリングの機器、除染機器の整備を進める。

（１）消毒、保健衛生活動体制の確保

実施主体	内容
住民福祉課	● 県の指導のもと、次の事項について体制を整備するとともに、使用方法の習熟に努める。 ① 消毒体制 ② 消毒方法 ③ 患者の搬送体制 ④ 薬剤及び資機材の整備 ● 民間の薬剤、資機材の利用を前提とする場合は、事前の協定・申し合わせ等を進める。 ● 県と連携しながら、原子力災害に備え、安定ヨウ素剤の備蓄や放射線のモニタリングの機器、除染機器の整備を進める。

4　廃棄物処理、し尿処理の体制確保

本町は、安芸広域市町村圏事務組合の安芸広域メルトセンターで一般廃棄物の処理を、中芸広域連合の衛生センターでし尿の処理を行っている。

大災害が発生したら、これらの施設では、停電や機器の被災、職員の被災等により、機械の運転が行えないケースが想定されるとともに、衛生センターでは、津波による浸水も想定される。

こうした事態に、迅速に処理業務を再開できるよう、広域で連携しながら体制整備を進めるとともに、処理ができない間の体制づくりを進める。

（１）廃棄物の仮置き場の運営体制づくり

実施主体	内容
産業建設課	● 搬出できないごみ・がれき等の仮置き場として、田野町災害廃棄物処理計画に定める７箇所を想定し、常時監視や分別の方法の検討等、必要な準備を行う。 ［参考 1-18　臨時集積場］ ● 公有地を優先し、民有地も含め、広域で仮置き場として利用可能な土地の検討を随時進める。

参考 1-18　臨時集積場

① 中央児童遊園及び付近町有地
② 淌涛児童遊園
③ 二十三士公園
④ 旧田野幼稚園付近の町有地
⑤ ふれあいセンター付近
⑥ 築地不燃物処理場

（２）応援・受援体制の整備

実施主体	内容
産業建設課	● ごみやし尿の収集・搬送、ごみ処理施設・し尿処理施設の応急復旧を行う民間業者等との災害時の協力体制の整備を進める。

第２節 復旧・復興に向けた対策

《基本的な考え方》

地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに町民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組んでいく。

１　まちづくり

実施主体	内容
総務課	● 被災前に、復興まちづくり指針を策定するよう努める。
地域振興課	● 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。

２　くらしの再建

実施主体	内容
産業建設課	● 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。 ● 農業などの復旧・復興のため、ＢＣＰの策定を推進する。
地域振興課	● 商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、ＢＣＰの策定を推進する。
住民福祉課	● 社会福祉施設のＢＣＰ策定を支援する。

第３節 震災に強い人・地域づくり対策

《基本的な考え方》

これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震及び津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げ、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、町全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとする。

1　学校及び地域での防災教育

実施主体	内容
総務課	● 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
教育委員会	● 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進する。

2　住民への防災教育

実施主体	内容
総務課	● 南海トラフ地震に備える町民の自助を支援するための情報提供を行い、町民自身による地震防災対策を促進する。

3　防災のエキスパートの養成

実施主体	内容
総務課	● 自主防災活動を担う人材の育成を図る。 ● 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。 ● 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成する。

第５章　災害に強いまちづくり計画

第１節 水害・土砂災害予防対策

《基本的な考え方》

本町では、近年、池谷川流域等で、頻繁に水害が発生している。また、平成 11 年には立岡地区で土砂災害も発生している。

集中豪雨による水害や土砂災害、地震の二次災害での土砂災害に対する予防対策を進める。

1　河川改修の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 堤防の整備・かさ上げや強靭化、河床の浚渫等を国・県に継続的に要望していく。 ● とりわけ、池谷川については、地元住民の意向を尊重しながら、早期改修を要望していく。 ※本町の河川は、全国有数の豪雨地域である四国山地から南流し、太平洋へと流れている。しかし、全長が短くピーク流量に対する流域面積が小さいため、氾濫の危険性が高い。

2　浸水実績等の把握・周知

実施主体	内容
総務課	● 本町には、洪水予報河川や水位周知河川に指定された河川はないが、町内の中小河川のうち、特に必要な河川については、過去の浸水実績等を把握するよう努める。 ● 過去の浸水実績等を把握した場合においては、予想される危険を住民等に周知する。

3　内水滞留の防止

実施主体	内容
産業建設課	● 災害危険区域を中心とする排水路や側溝等の改修を継続的に進めるとともに、住民と連携しながら、適切な維持管理に努める。 ※本町では、河川の氾濫以外にも、内水滞留による家屋・農地等の浸水がしばしば生じている。

4　土砂災害防止対策の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 土砂災害警戒区域の場所や災害の危険性等について、住民への周知に努めるとともに、県と連携しながら、砂防工事等必要な対策を進める。 ［参考 1-19　土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域］

5　水防活動の強化

実施主体	内容
総務課 中芸消防署 消防団	● 迅速・的確に水防活動を行えるよう、水防演習等により情報連絡手段や水防工法の習得に努めるとともに、水防資機材の備蓄強化に努める。

6　河口閉塞への対策促進

実施主体	内容
産業建設課	● 海砂堆積による河口閉塞について、県と連携しながら、必要な対策を進める。

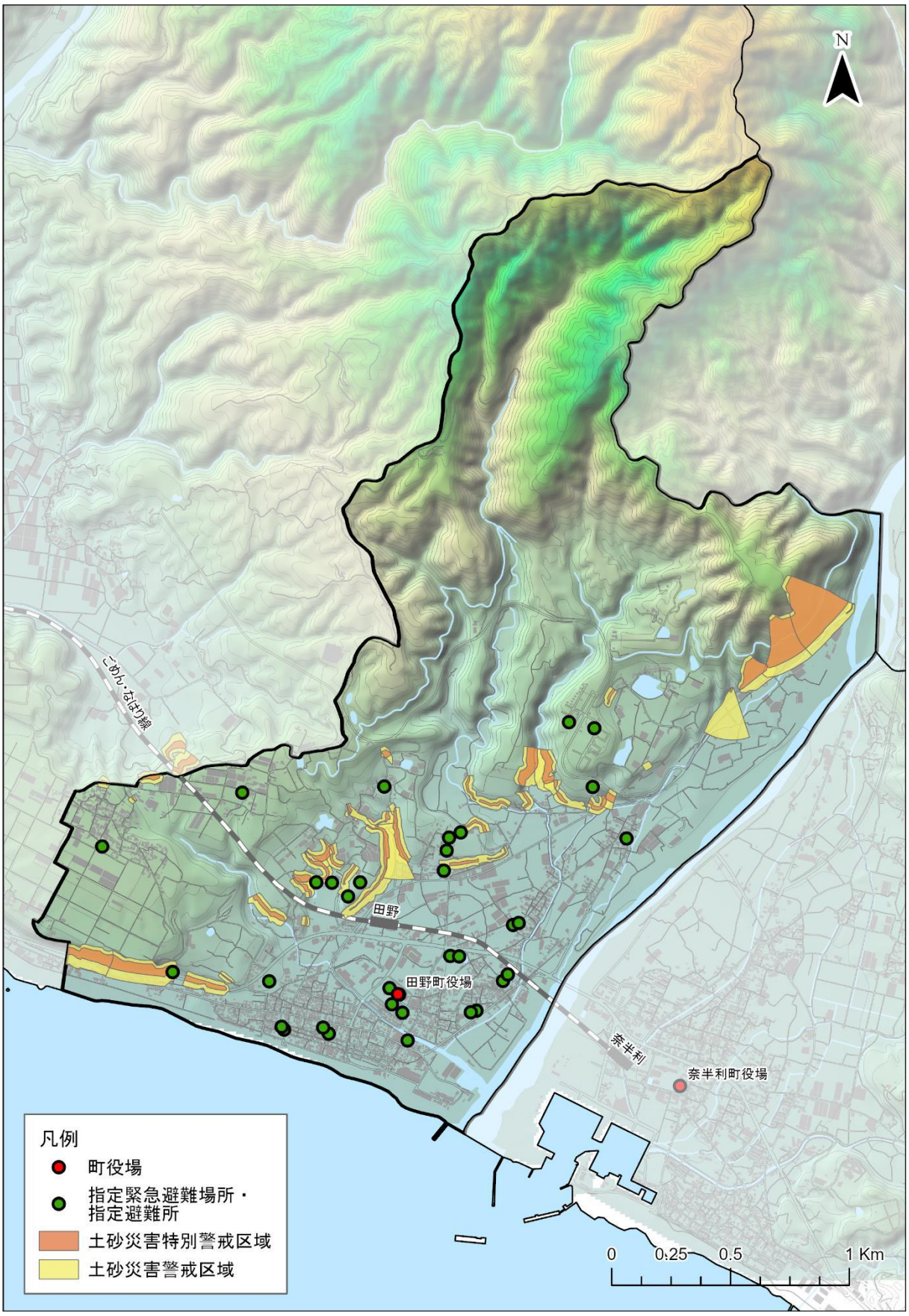
7　農地災害を予防する施設整備

実施主体	内容
産業建設課	● 規模が大きい地すべり、湛水、ため池整備の農地防災事業を推進する。 ● 農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進する。

8　ため池の適切な管理の促進

実施主体	内容
産業建設課	● ため池については、地震等による決壊を防ぐため、別途、ため池台帳に登録されている全てのため池を対象に必要な改修等を進めるほか、豪雨時に調整池としての機能を果たすよう、普段から、余裕量を考えた貯水について、協力を呼びかけていく。

参考 1-19　土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域



第２節 地震及び津波等災害予防対策

《基本的な考え方》

南海トラフ巨大地震では、本町でも震度７の揺れが生じるおそれがある。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上とともに、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、整備を進める。

1　災害に強い市街地の形成

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。 ● 建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。 ● 津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ● 津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努める。 ● 庁舎、中芸消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期する。

2　住宅等の予防対策

実施主体	内容
総務課	● 県の助成制度等を活用しながら、住宅や事務所の耐震診断、耐震補強、耐震改修を促進していく。 ● ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を図る。 ● 家庭や事務所での家具・棚の固定等、生活空間の揺れ対策を啓発する。 ● 地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。

3　公共建築物の耐震補強・耐震改修の促進

実施主体	内容
総務課	● 町内の公共建築物について、非構造部材も含め、耐震診断、耐震補強、耐震改修を進める。

4　橋梁の耐震化の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 国・県と連携しながら、橋梁の耐震化を進めていく。

5　地盤災害等予防対策

実施主体	内容
産業建設課	（１）急傾斜地崩壊対策 ● 住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図る。 （２）ため池崩壊対策 ● 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。 （３）液状化対策 ● 国・県と連携しながら、被害予測を進めるほか、液状化対策工法の導入等を促進していく。 ● ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。 ※地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になり、構造物が埋もれたり浮き上がったりする液状化現象は、本町でも想定される。

6　丈々川（じょうじょうがわ）への防潮水門の整備促進

実施主体	内容
産業建設課	● 漁業への影響を抑えながら、丈々川の河口に、津波被害を軽減する防潮水門を整備するよう、国・県に要望していく。 ※県の被害想定によると、南海トラフ巨大地震による津波は、奈半利川から丈々川に進入し、市街地に甚大な被害をもたらす。このため、この防潮水門の整備は、本町の最大の課題である。

7　海岸の津波・高潮対策の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 既存の防波堤のかさ上げや強靭化、さらには離岸堤や潜堤、人工リーフ等の複数の施設を組み合わせた津波・高潮対策の推進を、国・県に要望していく。 ※南海トラフ巨大地震による津波は、田野海岸では、高さ約 10ｍの防波堤を超えたり、破壊したりすることも想定される。

8　奈半利川の津波・高潮対策の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 堤防のかさ上げや強靭化、河床の浚渫等を国・県に要望していく。 ※県の被害想定によると、南海トラフ巨大地震による津波は、奈半利川を遡上し、堤防を乗り越え、奈半利・田野平野に甚大な被害をもたらす。

第３節 地震防災緊急事業五箇年計画

《基本的な考え方》

本町は、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に伴う「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、県と連携協力して計画的に整備を図るものとする。

① 避難場所
② 避難経路
③ 消防用施設
④ 消防活動を確保するための道路
⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通安全施設、港湾施設、漁港施設
⑥ 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
⑦ ⑥のほか、地震防災上補強を要する公的建造物
⑧ 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
⑨ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
⑩ 地域防災拠点施設（ヘリポートを含む）
⑪ 防災行政無線設備（Ｊアラートを含む）
⑫ 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
⑬ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
⑭ 地震災害時における応急救護設備又は資機材
⑮ 地震災害時における通信設備
⑯ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第４節 火災予防対策

《基本的な考え方》

本町の火災予防体制は、中芸消防署による常備消防と、消防団による非常備消防である。一般的な火災への対応力は十分であるが、大規模火災や船舶火災等特殊な火災さらには、地震等災害に伴い発生する火災に対し、迅速・的確に消火活動を行えるよう、応援・受援を含む体制整備を進める。大規模な火災の防止のため、市街地の整備や建物の不燃化等による火災に強いまちづくりを推進する。

1　消防力の強化

実施主体	内容
総務課	● 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。 ● 大規模火災時や災害時の初期消火、人命救助、さらには水防活動等に重要な役割を果たす消防団の育成・活性化に努める。
中芸消防署	● Ｌ２クラスの地震・津波の際、中芸広域体育館に消防車両を速やかに移動し、そこを拠点に初動活動ができるよう、訓練等を進める。

2　林野火災に対する予防対策

実施主体	内容
中芸消防署	● 火入れに対する火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示 ● 火災発生危険期における重点的な巡視の実施 ● 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

3　広域応援・受援体制の充実

実施主体	内容
総務課	● 県内各市町村消防との協定による応援・受援のほか、大災害時の他県からの緊急消防援助隊の受援や、林野火災等による合同消火・救助活動が円滑に行えるよう、訓練等を進める。

4　津波による火災の防止

実施主体	内容
総務課	● 町内の燃料タンクの津波対策を関係機関とともに推進する。 ※東日本大震災では、漁港の燃料タンクの炎上や流された自動車の炎上により被害が拡大した。

5　地震火災対策の推進

実施主体	内容
総務課	● 「田野町地震火災対策計画」に基づき、大規模な地震に伴って発生する地震火災への対策を町、住民、事業者及び地域が一体となって推進する。 ※本町では、「高知県地震火災対策指針」において定められた地震火災対策を重点的に推進する地区（重点推進地区）について、地震発生時における出火防止、延焼防止や安全な避難に向けた平常時からの具体的な対策について定めた「田野町地震火災対策計画」を策定している。なお、本町においては、田野平野の町の中心部が重点推進地区に指定されている。

第５節 道路災害対策

《基本的な考え方》

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、本町が実施する情報の充実や、道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策について定める。

1　道路管理者の予防対策

実施主体	内容
産業建設課	● 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。 ● 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。 ● 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。 ● 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

2　実践的な防災訓練の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 県、警察その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

第６節 海上災害（人身事故等）対策

《基本的な考え方》

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故や、遭難者の救出等について防災関係機関が対応するための予防対策について定める。

1　海難事故、遭難者救出等に対する備え

実施主体	内容
総務課	● 救助・救急用資機材の整備に努める。
中芸広域連合 消防本部	● 消防艇等の消防用設備・資機材の整備に努める。 ● 沿岸市町村の消防機関及び高知海上保安部と平時から連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

2　防災訓練の実施

実施主体	内容
総務課	● 県、警察、沿岸市町村及び高知海上保安部、その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施するよう努める。

第７節 海上災害（排出油等）対策

《基本的な考え方》

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油などの危険物の大量排出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策について定める。

1　高知県排出油等防除協議会

実施主体	内容
総務課	● 町、高知海上保安部、県、その他の防災関係機関と民間事業者（以下「会員」）は、「高知県排出油等防除協議会」の活動を中心に、会員間の連携を図り、高知県の排出油等事故災害に対する体制づくりを進める。

2　排出油等防除資機材の整備

実施主体	内容
総務課	● 町、石油事業者団体及び船舶所有者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット等の排出油等防除資機材を重油等の種類に応じ、整備する。

3　専門的な知識の習得

実施主体	内容
総務課	● 国あるいは高知県排出油等防除協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を習得できるよう努める。 ［参考 1-20　専門的な知識］

参考 1-20　専門的な知識

① 県周辺の海上交通の現状と危険性に関すること
② 重油等が排出された場合における県沿岸への漂着の可能性に関すること
③ 重油等が漂着した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること
④ 補償請求に関すること
⑤ 環境への影響に関すること

4　広域連携

実施主体	内容
総務課	● 排出油等災害に関する対策にあたり、近隣市町村との連携体制を確立する。

5　防災訓練の実施

実施主体	内容
総務課	● 国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。

第８節 ライフラインの安全対策の強化

《基本的な考え方》

災害時に、ライフラインが寸断されることがないよう、また、被害が生じても早急に復旧できるよう、安全対策を強化する。

1　水道の安全対策の推進

実施主体	内容
産業建設課	● 老朽化した水道管等水道施設について、更新の際に、順次耐震化等安全対策を進めていく。 ● 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管の整備を進める。 ● 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ● 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。 ● 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

2　電力

実施主体	内容
地域振興課	● 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、災害時にも自立運転し続けることが可能な太陽光発電装置の普及を図る等、代替電力の確保を促進していく。

3　通信

実施主体	内容
地域振興課	● 津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

4　民間のインフラ施設の安全対策の促進

実施主体	内容
地域振興課	● ガス設備、鉄道、バス等、民間のインフラ施設について、耐震化、津波対策等安全対策を促進していく。

5　ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

実施主体	内容
地域振興課	● 各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄、自動車へのこまめな満タン給油を推進する。
ライフライン事業者	● 主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進めるとともに、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

第2編 風水害対策編

第１部　風水害応急対策計画

第１章　組織動員体制

第１節 動員配備体制

《基本的な考え方》

町は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。

1　応急対策活動等

実施主体	内容
全職員	● 災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合は、状況に応じて「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。 ● 大雨注意報、洪水注意報が発表されたときは、災害関係部署を中心に防災気象情報等を収集、分析し、速やかな配備体制をとることができる準備をする。

2　配備体制等

配備体制	時期	概要	動員体制	意思決定権者
第一配備 （警戒体制）	● 警戒レベル３ 高齢者等避難を発令する段階 ● 警戒レベル４ 避難指示の発令に備える段階	● 副町長以下幹部により、災害警戒本部を設置できる体制とする。 ● 警戒レベル３（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル４（避難指示）の発令を判断できる体制とする。	● 災害関係部署の職員 （２人以上）	副町長
第二配備 （非常体制） 警戒本部設置	● 警戒レベル４ 避難指示を発令する段階	● 町長以下幹部により、災害警戒本部の設置及び災害対策本部会議を開催できる体制とする。 ● 警戒レベル４（避難指示）を発令できる体制とする。	● 副町長 ● 総務課長 ● 各課長 ● 災害関係部署の職員	町長
第三配備 （緊急非常体制） 災害対策本部設置	● 警戒レベル５ 緊急安全確保を発令する段階	● 予め定めた全職員により、組織・機能の全てをあげて応急対策活動を実施できる体制とする。 ● 警戒レベル５（緊急安全確保）を発令できる体制とする。	● 全職員	

3　配備基準

配備体制	時期	配備基準
第一配備 （警戒体制）	● 警戒レベル３ 高齢者等避難を発令する段階 ● 警戒レベル４ 避難指示の発令に備える段階	● 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき ● 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき ● 奈半利川の野友水位観測所の水位が「避難判断水位」を超えることが確実となったとき ● 高知県による土砂災害危険度情報がレベル３となったとき ● 高知地方気象台により「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ● 重大な事故災害が発生したとき ● その他、町長が必要と判断したとき
第二配備 （非常体制） 警戒本部設置	● 警戒レベル４ 避難指示を発令する段階	● 高潮警報（警戒レベル４相当）が発表されたとき ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 高知県による土砂災害危険度情報がレベル４となったとき ● 奈半利川の野友水位観測所の水位が「氾濫危険水位」を超えることが確実となったとき ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき ● その他、町長が必要と判断したとき
第三配備 （緊急非常体制） 災害対策本部設置	● 警戒レベル５ 緊急安全確保を発令する段階	● 大雨に関する特別警報が発表されたとき ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき ● その他、町長が必要と判断したとき

4　動員配備指令、連絡

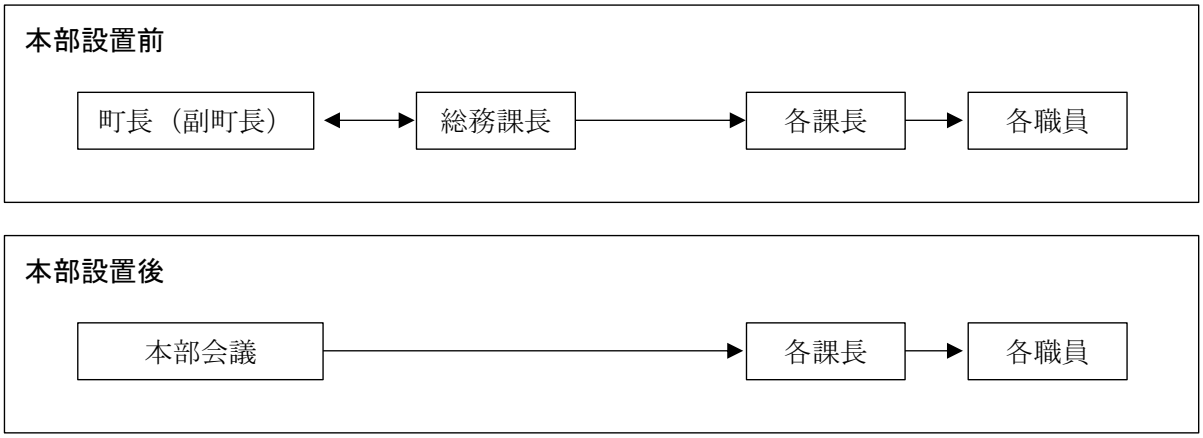
（１）動員配備指令

時期	指令方法等
本部設置前	配備基準に応じた配備（自動配備指令）となる。
本部設置後	原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。
特例	町長（本部長）、副町長（副本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の課に対して動員配備指令を発令する。

（２）勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり総務課長が各課長へ連絡し、各課長は各職員に連絡する。

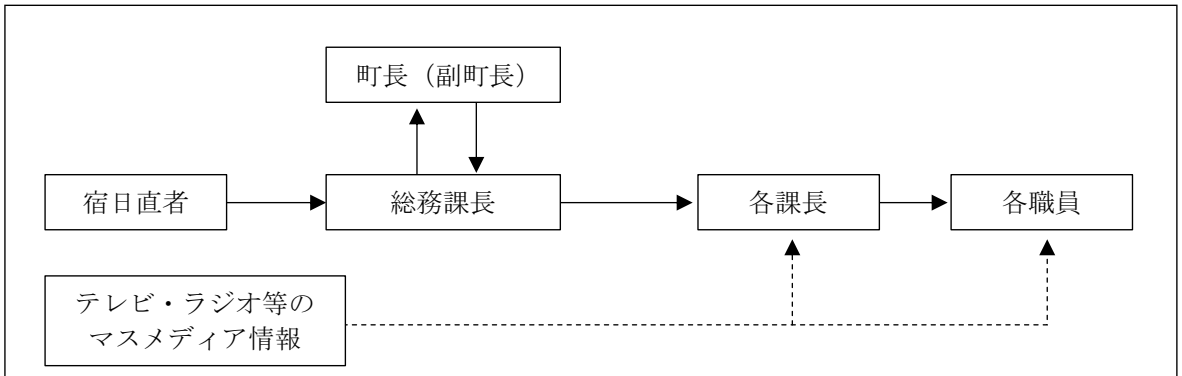
勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート



（３）勤務時間外における動員配備指令の連絡

実施主体	内容
総務課長 （不在の場合は防災担当職員）	● 電話連絡可能な場合、庁舎の宿日直者（以下「宿日直者」という）から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各課長に連絡する。 ● 町長及び副町長にその旨を報告する。

勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート



ア　参集すべき職員が出動していない場合は、各課長もしくは課長補佐が、動員配備指令を連絡する。

イ　配備基準よりも動員を強化する場合は、各課長もしくは課長補佐が、課内連絡網により動員配備指令を連絡する。

5　配備体制の確立

実施主体	内容
全職員	（１）勤務時間内の体制の確立 ● 本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。 （２）勤務時間外の体制の確立 ● 災害が発生した場合、配備基準により、あらかじめ指名・任命されている職員は、直ちに所定の場所に自主参集し、本部体制を確立する。 ● 本部体制が確立するまでの間、初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、総務課長又は防災担当職員が参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。 ［参考 2-1　初期対応］

参考 2-1　初期対応

① 防災担当者は、消防団等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたるとともに住民からの通報等による被害情報の収受も行う。
② 防災担当者は、必要に応じて県及び関係機関との連絡調整にあたる。
③ 町役場近傍に居住する職員の内から、町長があらかじめ指名した職員及び総務課職員は、町役場１階事務所に自主参集し、本部体制が確立できるよう防災担当者と連携して、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

6　職員の参集

（１）非常参集義務

実施主体	内容
全職員	● 災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。 ［参考 2-2　参集場所］ ［参考 2-3　参集を免除する者］

参考 2-2　参集場所

【勤務時間内の参集場所】
● あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所
● その他の職員は指示された場所
【勤務時間外の参集場所】
● あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所
● その他の職員は近くの避難所

参考 2-3　参集を免除する者

① 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者
② その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

（２）自主参集

実施主体	内容
全職員	● 勤務時間外において災害が発生した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじめ指定された場所に参集する。

（３）交通途絶時等の参集

実施主体	内容
全職員	● 勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。 ● 他の状況により不可能なときは、出向先もしくは最寄りの高知県出先機関に参集し、当該機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

（４）動員報告

実施主体	内容
各本部員	● 配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」により総務課に報告する。
総務課	● 各課の報告を整理して本部長に報告する。

（５）参集時の注意事項

実施主体	内容
全職員	● 参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。 ● 参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告する。

第２節 災害警戒本部体制

《基本的な考え方》

災害発生のおそれがある気象予警報等の発表、又は町域で局地的に軽微な災害発生のおそれがある場合等、副町長は町長の指示により災害警戒本部を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

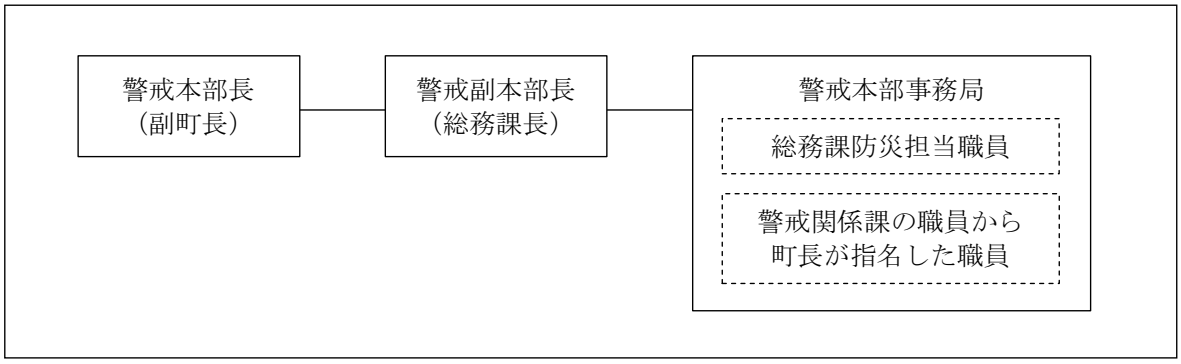
1　災害警戒本部の設置

項目	内容
設置基準	● 高潮警報（警戒レベル４相当）が発表されたとき ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 高知県による土砂災害危険度情報がレベル４となったとき ● 奈半利川の野友水位観測所の水位が「氾濫危険水位」を超えることが確実となったとき ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき ● その他、町長が必要と認めたとき
廃止基準	● 災害対策本部が設置されたとき ● 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき ● 災害発生のおそれがなくなったとき ● 町長が適当と認めたとき
設置場所	● 警戒本部は、町役場１階事務所に設置する。

2　組織

項目	内容
警戒本部	● 災害警戒本部長は副町長とする。 ● 総務課長を災害警戒副本部長とする。 ● 災害警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局を置く。警戒本部事務局の要員は、総務課防災担当職員及び警戒関係課の職員から町長が指名した職員とする。 ● 状況に応じて警戒関係課の職員は災害警戒本部長の命により警戒本部の活動に従事する。 ［参考 2-4　災害警戒本部の組織］
災害警戒本部事務局	● 情報の収集や災害応急活動の調整・把握等を行う。

参考 2-4　災害警戒本部の組織



3　事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

① 情報の収集・伝達に関すること
② 職員の配備に関すること
③ 災害応急活動に関すること
④ 関係機関に対する応援の要請に関すること
⑤ 県が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
⑥ 災害対策本部の設置に関すること
⑦ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

第３節 災害対策本部体制

《基本的な考え方》

台風や集中豪雨等により被害の発生がほぼ確実であるとき、又は町長が必要と認めた場合、町長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1　災害対策本部の設置

項目	内容
設置基準	● 大雨に関する特別警報が発表されたとき ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき ● その他、町長が必要と認めたとき
廃止基準	● 予想された災害の危険が解消したとき ● 災害応急対策がおおむね完了したとき ● 本部長（町長）が適当と認めたとき
設置場所	● 本部は、町役場１階事務所に設置する。 ● 災害の規模、その他の状況により本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。
設置、廃止等の通知	● 町長（本部長）は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、庁内各課、報道機関、その他関係機関に通知する。 ［参考 2-5　本部設置の通知方法］
その他	● 本部を設置したときは、本部室入口に「田野町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

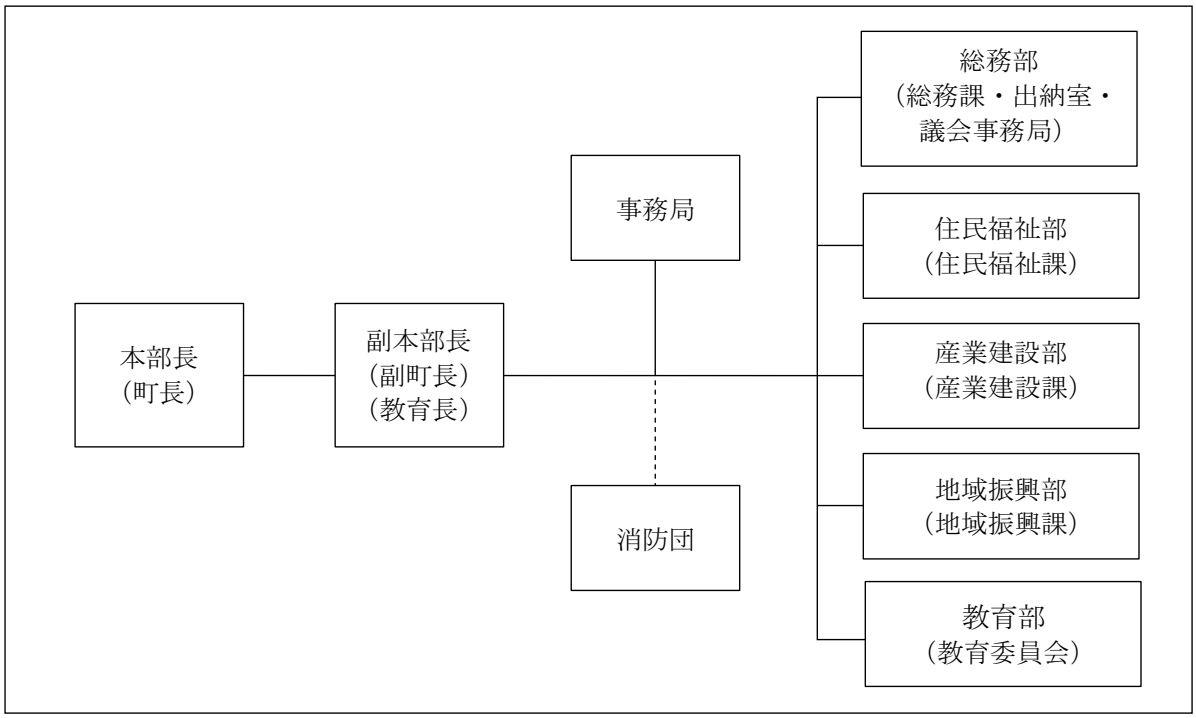
参考 2-5　本部設置の通知方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当
庁内各部	口頭	総務課
報道機関	口頭及び文書	
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	

2　組織

項目	内容
災害対策本部	● 町長を本部長とする。 ● 副町長、教育長を副本部長とする。 ● 各課長等を本部員とする。 ● 本部のもとに部を置き、部に部長及びその他必要な職員を置く。 ● 部長は、部の災害応急対策等を統括し、部の災害応急対策等の推進責任者とする。 ● 次のように部及び部の職員を置く。 ① 災害対策本部として、総務課・出納室・議会事務局、産業建設課、地域振興課、住民福祉課、教育委員会を単位として部を置く。 ② 上記の部のほか、本部に本部事務局を置く。 ［参考 2-6　災害対策本部等の組織］ ［参考 2-7　町長不在時の代行順位］
本部会議	● 防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。 ① 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。 ② 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。 (ア) 災害応急対策等の方針、推進に関すること (イ) 配備体制の決定に関すること (ウ) 各部間の連絡調整事項の指示に関すること (エ) 自衛隊の派遣要請の要求に関すること (オ) 災害救助法の適用要請に関すること (カ) 他の地方公共団体等への応援要請に関すること (キ) その他災害に関する重要な事項
本部事務局	● 各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。 ● 本部事務局の職員は５人以内で、総務課防災担当職員のほか、町長があらかじめ任命した職員で構成する。

参考 2-6　災害対策本部等の組織



参考 2-7　町長不在時の代行順位

優先順位	担当
第１順位	副町長
第２順位	教育長
第３順位	総務課長

3　各部の事務分掌

本部の事務分掌は、以下のとおりとする。

災害対策本部事務分掌

区分	責任者	所掌課	事務分掌
本部長	町長	－	1. 特別警報時等の住民の避難誘導、応急救助 2. 避難指示について協議・決定 3. 避難所の開設・運営方針について協議・決定 4. その他災害対策全般に関する重要事項を協議・決定 5. 本部統轄 6. 応急対策に係る職員の動員及び派遣について協議・決定 7. 県、公共機関及び国への応援要請について協議・決定 8. 自衛隊への応援要請について協議・決定
副本部長	副町長 教育長	－	1. 特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 本部長補佐 3. 災害関係経費の支出
事務局	総務課長	総務課	1. 本部会議の運営事務 2. 各種情報の管理 3. 各部の活動状況の把握 4. 各部、各班への本部司令、情報の伝達 5. 防災活動の調整 6. 避難指示、人命救助等の重大事項を本部会議に上申
総務部	総務課長 (会計管理者) (議会事務局長)	総務課 出納室 議会事務局	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 被災者の救出、避難誘導に関すること 3. 避難所の開設及び運営に関すること 4. 災害対策本部の運営・各部の連絡調整 5. 情報の収集・整理 6. 被害状況の情報収集及び報告 7. 現地情報の受理 8. 気象情報・災害情報の収集・伝達 9. 避難指示の伝達 10. 関係機関との連絡調整、応援の要請 11. 住民への広報 12. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応 13. 応急対策用物品の購入 14. 情報システムの被害調査、応急復旧 15. 防災関係各機関との通信手段の確保 16. 町内各地区、防災拠点等との通信手段の確保 17. 土地・家屋等の被害調査 18. 各種災害証明、料金減免等の手続き 19. 職員の動員・参集及び家族の安否確認等に関すること 20. 災害対策に必要な労務供給の確保に関すること 21. 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関すること 22. その他災害対策全般に関すること 23. 出納事務 24. 行方不明者の捜索に関すること

区分	責任者	所掌課	事務分掌
産業建設部	産業建設課長	産業建設課	1. 豪雨時の危険箇所の見回り、水防活動 2. 水防倉庫の管理及び倉庫資材輸送に関すること 3. 道路、河川、堤防等の被害調査、応急対策 4. 仮設道路の建設、障害物除去対策に関すること 5. 交通規制 6. 水道の被害調査、応急対策 7. 応急給水 8. 仮設トイレの調達 9. し尿の収集、集積、処理 10. 有害物質対策 11. ごみ・がれきの収集、集積、処理 12. 町内事業所・農家・漁家の被害調査、業務再開支援 13. 農地・山林・農業施設の被害調査、復旧支援 14. 漁業施設の被害状況把握及び災害対策に関すること 15. 部署所管施設、営繕工事中の建築物等の被害状況、保安及び応急対策に関すること 16. 応急災害対策の技術工法の技術指導
地域振興部	地域振興課長	地域振興課	1. 車両の調達・配車管理 2. 応急資器材・人材の確保、協力事業所との調整 3. 協力関係機関からの受け入れに関すること 4. ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整 5. 災害応急対策用地の確保に関すること 6. 公営住宅等の応急修理に関すること 7. 応急住宅の建設及び応急住宅修理に関すること 8. 県による仮設住宅確保への協力
住民福祉部	住民福祉課長	住民福祉課	1. 救護所の設置、応急救護 2. 要配慮者対策に関すること 3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4. 乳幼児、妊産婦の救護に関すること 5. 高齢者、障がい者の救護に関すること 6. 食料・物資の確保・配布 7. 被災者、作業隊、職員への炊き出しに関すること 8. 米穀食材、燃料の確保、供給計画に関すること 9. 義援金品等の受付及び配分に関すること 10. 医療・保健・福祉の専門職の受援の調整 11. 日本赤十字社高知県支部、町社会福祉協議会との連絡に関すること 12. ボランティアの受援の調整 13. 住民の健康支援・保健衛生 14. 遺体の安置・火葬・埋葬 15. 遺族との連絡調整 16. 相談窓口の設置に関すること
教育部	教育長	教育委員会	1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保 2. 学校・認定こども園、社会教育施設の被害調査・応急対策 3. 避難所の開設支援 4. 給食施設を活用した炊き出し 5. 教職員の連絡調整 6. 授業の再開への支援 7. 災害時の教育教材等の調達、指導に関すること 8. 災害時の保育給食及び学級給食に関すること 9. 教育関係義援金品に関すること 10. 文化財の被害調査・応急対策

※その他、上記事務分掌に記載のない災害対応業務が発生した場合は、各課の所管する業務を踏まえ必要に応じて災害対応にあたるものとする。

第２章　情報の収集・伝達

第１節 気象情報の収集

《基本的な考え方》

気象警報や、河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集する。

１　気象予警報等の収集

気象庁による警報・注意報・その他の気象情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信されている。これらの的確な収集に努める。

なお、平成 22 年５月 27 日から気象業務法に基づく警報・注意報等は市町村ごとに発表されるよう、制度改正された。テレビ等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり広域的な範囲で報道していることが多い。

また、平成 25 年８月 31 日から、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の気象現象に対する「特別警報」が運用されている。

注意報・警報以外にも、台風情報や記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等の気象情報や土砂災害警戒情報が、高知地方気象台から発表される。

記録的短時間大雨情報は、記録的な１時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、本町での発表基準は 120ｍｍである。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

また、竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表される。有効期間は発表から１時間で、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁の共同により発表される。

警報・注意報・気象情報の本町の発表基準は、以下のとおりである。

本町での注意報・警報等の種類及び発表基準

令和７年３月５日現在
発表官署　　高知地方気象台

種　類		基　準		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準※1	24	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準※2	289	
	洪水	流域雨量指数基準※3	奈半利川流域=58.8、 池谷川流域=7.5	
		複合基準※4	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m／ｓ
			海上	25m／ｓ
	暴風雪	平均風速	陸上	20m／ｓ　雪を伴う
			海上	25m／ｓ　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10ｃｍ	
	波浪	有義浪高	6.0m	
	高潮	潮位	2.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	213	
	洪水	流域雨量指数基準	奈半利川流域=47、池谷川流域=６	
		複合基準	奈半利川流域=（17、40）、 池谷川流域=（14、６）	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５ｃｍ	
	波浪	有義浪高	3.0m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 60％		
	なだれ	積雪の深さが 50ｃｍ以上あり次のいずれか １　降雪の深さ 20ｃｍ以上 ２　最高気温が２℃以上 ３　かなりの降雨		
	低温	最低気温－４℃以下（気温は高知地方気象台の値）		
	霜	３月 20 日以降の晩霜		
	着氷			
	着雪	24 時間の降雪の深さ：20 ㎝以上 気温：－２℃～２℃		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	120ｍｍ	

※１　表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数
※２　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
※３　流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数
※４　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表したもの

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
地震（地震動）	震度６弱以上又は長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上又は長周期地震動階級４を特別警報に位置づける）	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）	
津波	高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）	

高知県の土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報の概要

●土砂災害警戒情報

［土砂災害警戒情報とは］

土砂災害警戒情報とは、土砂災害発生の危険性が高まったときに、高知県と高知地方気象台が大雨警報発表後に、市町村ごとに共同して発表する防災気象情報

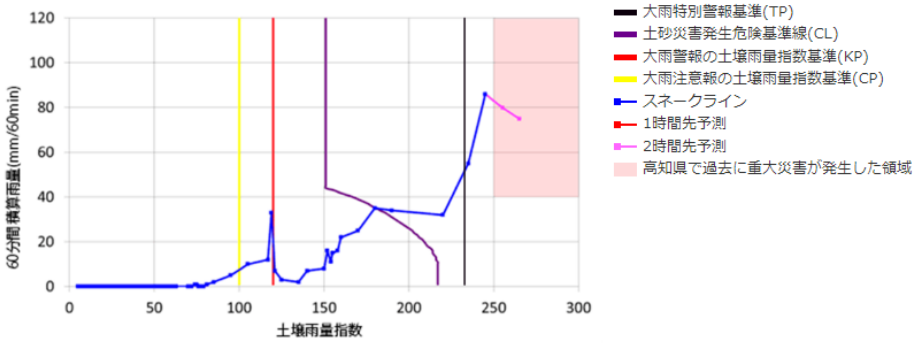
［土砂災害警戒情報発表の目安］

高知県と高知地方気象台は、土砂災害警戒情報発表の目安として「土砂災害警戒避難基準雨量」を設定し、共同で監視している。２時間先までのスネークラインが、土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を超過し、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報が発表される。

●土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、１ｍメッシュごとに、スネークラインが土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を超過するか監視し、スネークラインと土砂災害発生危険基準線の関係から土砂災害発生の危険性を提供する情報

警戒レベル5相当	災害切迫	実況で大雨特別警報基準を超過
警戒レベル4相当（実況）	極めて危険	実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過
警戒レベル4相当（予測）	非常に危険	2時間先までの予測で土砂災害警戒情報発表基準を超過
警戒レベル3相当	土砂災害に警戒	実況または2時間先までの予測で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過
警戒レベル2相当	土砂災害に注意	実況または2時間先までの予測で大雨注意報発表基準の土壌雨量指数を超過



出典：高知県 HP「高知県の土砂災害危険度情報」

2　河川・ため池の水位の監視

（１）河川

実施主体	内容
産業建設課	● 管内の河川水位観測所等の情報をもとに、常に的確な気象状況の把握に努める。 ● 警戒水位を超えた場合は、現場で目視確認を行い、危険と判断した場合は、町長（本部長）に報告する。

（２）ため池

実施主体	内容
総務課	● 通報を受けた場合、その状況を県へ報告するほか、必要に応じて安芸警察署等へ通報する。
産業建設課	● ため池の現場目視確認を行い、危険と判断した場合は、町長（本部長）に報告する。
ため池管理者	● その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに総務課に報告する。

3　異常現象発見時の通報

実施主体	内容
町長	● 必要に応じ高知地方気象台、県(危機管理・防災課)及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。
全職員	● 災害発生のおそれがある異常現象を発見した場合は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長（本部長)、警察、中芸消防署又は消防団に通報する。 ［参考 2-8　通報すべき異常現象の内容］

参考 2-8　通報すべき異常現象の内容

種類		内容
水害		● 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ● 堤防からの溢水 ● 堤防の天端の亀裂又は沈下　等
土砂災害	土石流	● 山鳴り ● 降雨時の水位の低下 ● 川の流れの濁り及び流木の混在　等
	地すべり	● 斜面のひび割れ ● 沢や井戸水の濁り ● 斜面からの水の吹き出し　等
	がけ崩れ	● がけからのわき水 ● がけの亀裂 ● 小石の落下　等
	山地災害	● わき水の量の変化（増加又は枯渇） ● 山の斜面を水が走る　等
異常気象現象		● 異常潮位、波浪 ● 竜巻など気象現象など

4　参集時の職員の情報収集

実施主体	内容
全職員	● 参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第２節 初動のための情報伝達

《基本的な考え方》

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、気象情報や被害の状況等を速やかに伝達する。

1　庁内における伝達

実施主体	内容
総務課	（1）連絡する情報 ● 気象予警報等の伝達は、警報及びその他重要なものについて行う。 （2）勤務時間内における連絡方法 ● 各課への連絡は、総務課が電話又は伝令で行う。 ● 電話及び伝令は、各課長に対して行うが、課長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。 （3）勤務時間外における連絡方法 ● あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

2　住民への周知

実施主体	内容
総務課	● 伝達手段の多重化、多様化を図り、市町村防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、Ｌアラート（災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メール)、スマートフォン向けアプリケーション等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、住民に対して警報等を伝達する。 ● 自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。 ● 必要と認められる気象関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。 ● 気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等について、町長（本部長）が必要と認めた場合、防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速に周知する。 ● 高知地方気象台が発表した高潮（特別）警報、波浪（特別）警報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行う。

第３節 被害情報の収集・報告

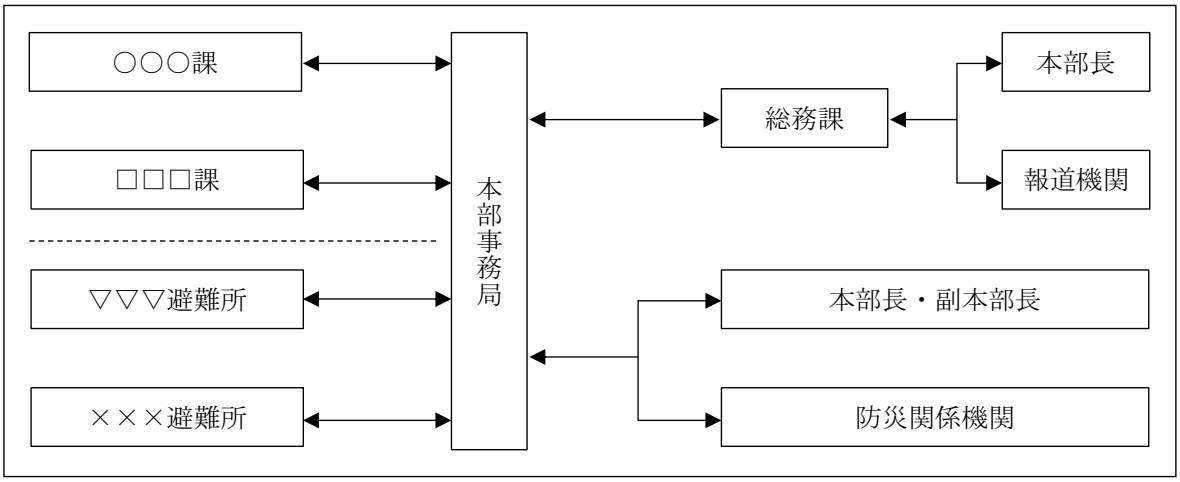
《基本的な考え方》

災害発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、各課の役割分担のもと、速やかに被害調査を行い、県に報告する。

1　情報収集の一元化

実施主体	内容
情報総括責任者	● 被害情報は、本部事務局、各課それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努める。 ［参考 2-9　各課からの情報収集の流れ］ ● 情報総括責任者は原則として各課長とし、各課長が業務につけないときは代理を配する。 ● 「被害状況調査票」により必要な情報を記載し、本部事務局に報告する。 ［参考 2-10　被害状況調査票に記入する項目］

参考 2-9　各課からの情報収集の流れ



参考 2-10　被害状況調査票に記入する項目

項目	内容
災害の概況	① 発生場所 ② 発生日時 ③ 災害種別
被害の状況	① 人的被害、住居被害など ② ライフラインの被害状況
応急対策の状況	① 応援の必要性 ② 災害対策本部の設置及び解散 ③ 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況 ④ 避難指示の状況 ⑤ 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む） ⑥ 実施した応急対策 ⑦ その他必要な事項

2　被害調査の実施

実施主体	内容
各課	次の活動により被災地や被害規模等の把握に努める。 ① 消防機関からの報告 ② 警察署からの情報入手 ③ 自治会（自主防災組織を含む）からの情報入手 ④ 防災関係機関からの情報入手 ⑤ 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣 ⑥ 勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視 ［参考 2-11　被害調査の役割分担］

参考 2-11　被害調査の役割分担

調査担当部	調査項目
総務課 出納室 議会事務局	● 職員、議員の被害調査 ● 被災者台帳に基づく死傷者・行方不明者の調査 ● 中芸広域連合の被害調査
産業建設課	● 道路、橋梁の被害調査（ごめん・なはり線高架橋も含む） ● 河川、水路、海岸、港の被害調査 ● 土砂災害の被害調査 ● 水道施設の被害調査 ● 農地・農業施設、事業所の被害調査 ● 応急復旧工事を行う協力事業所の被害調査 ● 民間建築物・宅地の被害調査（資格者による応急危険度判定が必要） ● ごみ・し尿の収集事業所、処理施設の被害調査
地域振興課	● 町有財産の被害調査 ● 町営住宅の被害調査
住民福祉課	● 医療機関、保健センター、社会福祉施設の被害調査 ● 要配慮者台帳に基づく安否確認調査 ● 避難所への避難者に関する調査
教育委員会	● 園児・児童・生徒・教職員の被害調査 ● 学校・認定こども園・社会教育施設の被害調査 ● 文化財の被害調査

3　県への報告

実施主体	内容
本部事務局 各課	（１）報告基準 県への報告は本部事務局が、県関係部局への個別報告は各課が、次の基準により行う。 ① 災害救助法の適用基準に該当する程度のとき ② 災害対策本部を設置したとき ③ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき ④ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記①～③の要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき ⑤ 当該区域内で震度４以上を記録したとき ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき又は特に報告の指示があったとき （２）災害報告 ● 本部事務局は、高知県総合防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による報告により被害状況報告を行う。 ［参考 2-12　県への被害状況報告の区分］ ● 各課は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。 ［参考 2-13　被災情報伝達経路表］ （３）被害状況報告要領 ① 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。 ② 報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲でその第一報の報告をするものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行う。 ［参考 2-14　直接即報基準］ ③ 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告する。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。 ④ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に通報する。 ⑤ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

参考 2-12　県への被害状況報告の区分

区分	内容
即報	報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。
確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内に県へ報告する。

参考 2-13　被災情報伝達経路表

被害区分		報告元	経由機関	県主管課
1 人的・住家・非住家被害		市町村		危機管理・防災課
2 田・畑		市町村	農業振興センター	農業基盤課
3 学校		管理者	教育事務所	教育委員会教育政策課
4 病院		病院（救護病院・一般病院等）	市町村	保健政策課
		病院（災害拠点病院）	福祉保健所	
5 道路・橋りょう・河川・海岸・砂防		市町村　（市町村管理分）		防災砂防課
		土木事務所（県管理分）		
6 港湾		土木事務所		港湾・海岸課
7 清掃施設		管理者		環境対策課
8崖崩れ	県管理	土木事務所		防災砂防課
	林野庁所管	市町村	林業事務所	治山林道課
	農村振興局所管	市町村	農業振興センター	農業基盤課
9 鉄道不通		管理者		交通運輸政策課
10 被害船舶	漁船	市町村		漁業管理課
	旅客船	市町村		交通運輸政策課
11 水道		管理者	福祉保健所	薬務衛生課
12 電話・電気		管理者		危機管理・防災課
13 ガス	都市ガス	管理者		消防政策課
	LPガス	管理者		消防政策課
14 ブロック塀等		市町村		危機管理・防災課
15 り災世帯・り災者		市町村		危機管理・防災課
16 火災発生		市町村		消防政策課
17 公立文教施設		市町村	教育事務所	教育委員会教育政策課
18 農林水産業施設	農業	市町村	農業振興センター	農業基盤課
	林業	市町村	林業事務所	治山林道課
	漁業	市町村	漁業指導所	漁港漁場課
19 公共土木施設		市町村	県各出先機関	防災砂防課、港湾・海岸課、漁港漁場課、治山林道課
		土木事務所		
20 その他の公共施設		市町村、県各課室		危機管理・防災課
21 農産被害		市町村	農業振興センター	環境農業推進課
22 林産被害		市町村	林業事務所	林業環境政策課
23 畜産被害		市町村	家畜保健衛生所	畜産振興課
24 水産被害		市町村	漁業指導所	水産業振興課
25 商工被害		市町村		商工政策課
26 災害対策本部の設置		市町村		危機管理・防災課
27 災害救助法の適用		市町村		地域福祉政策課
28 119番通報件数		市町村		消防政策課
29 災害の概況		市町村		危機管理・防災課
30 応急対策の状況		市町村		危機管理・防災課、消防政策課

※　項目は、災害報告取扱要領による。

※　最終的には危機管理・防災課が集約する。

参考 2-14　直接即報基準

① 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
② 以下のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
（ア）津波
・津波警報又は津波注意報が発表されたもの
・人的被害又は住家被害を生じたもの
（イ）風水害
・がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
・洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
（ウ）火山災害
・噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
・火山の噴火により、人的被害又は住家被害が生じたもの
（参考「火災・災害等即報要領」より）

第４節 情報通信システムの機能確保

《基本的な考え方》

災害発生後、ただちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じているときは、事業者と連携しながら、速やかに応急復旧を図る。

1　通信手段の確保

実施主体	内容
総務課	● 防災行政無線、固定電話、携帯電話、ＦＡＸ、インターネット、庁内ＬＡＮ、パソコン、コピー機、プリンター等、通常の情報通信機器・回線が確保されているときは、それらにより、通信等応急対策を行う。 ● 故障や不通が生じているときは、その原因を調査し、代替電源の確保や、事業者と連携した応急復旧を進める。

2　災害時優先電話の活用

実施主体	内容
総務課	● 一般電話回線が不通のときも、災害時優先電話が使用できる場合は、それにより通信を確保する。

3　多様な通信手段の活用

実施主体	内容
総務課	● 住民の協力を得ながら、漁業無線やアマチュア無線等の活用により、通信を確保する。

第５節 広報・広聴活動

《基本的な考え方》

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

1　広報や記者発表の実施

実施主体	内容
総務課	● 取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、住民への広報や記者発表を実施する。 ● 報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。 ［参考 2-15　広報の手段］ ［参考 2-16　広報の内容の例］

参考 2-15　広報の手段

① 広報紙の臨時発行
② 広報車による広報
③ 防災行政無線による広報
④ 避難場所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
⑤ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
⑥ インターネット（ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
⑦ 録音テープやＦＡＸ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報

参考 2-16　広報の内容の例

① 気象情報及び地震関連情報
② 被害状況
③ 避難指示等の呼びかけ
④ 避難所開設の情報
⑤ 二次災害の危険性に関する情報
⑥ 被災状況とその後の見通し
⑦ 安否情報
⑧ 応急対策情報
⑨ ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
⑩ 住宅情報
⑪ 医療機関等の生活関連情報
⑫ 福祉情報
⑬ 交通関連情報
⑭ 環境情報
⑮ ボランティア情報
⑯ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2　被災者に対する情報伝達

実施主体	内容
総務課	● 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う。 ● 避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

3　広聴活動の実施

実施主体	内容
総務課	● 各種の問合わせに対応できる総合的な問合わせ窓口を設置する。 ● 災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していくとともに、災害対策本部事務局でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、災害対策本部各部で実施していく。 ● 議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。

第３章　応援・派遣要請

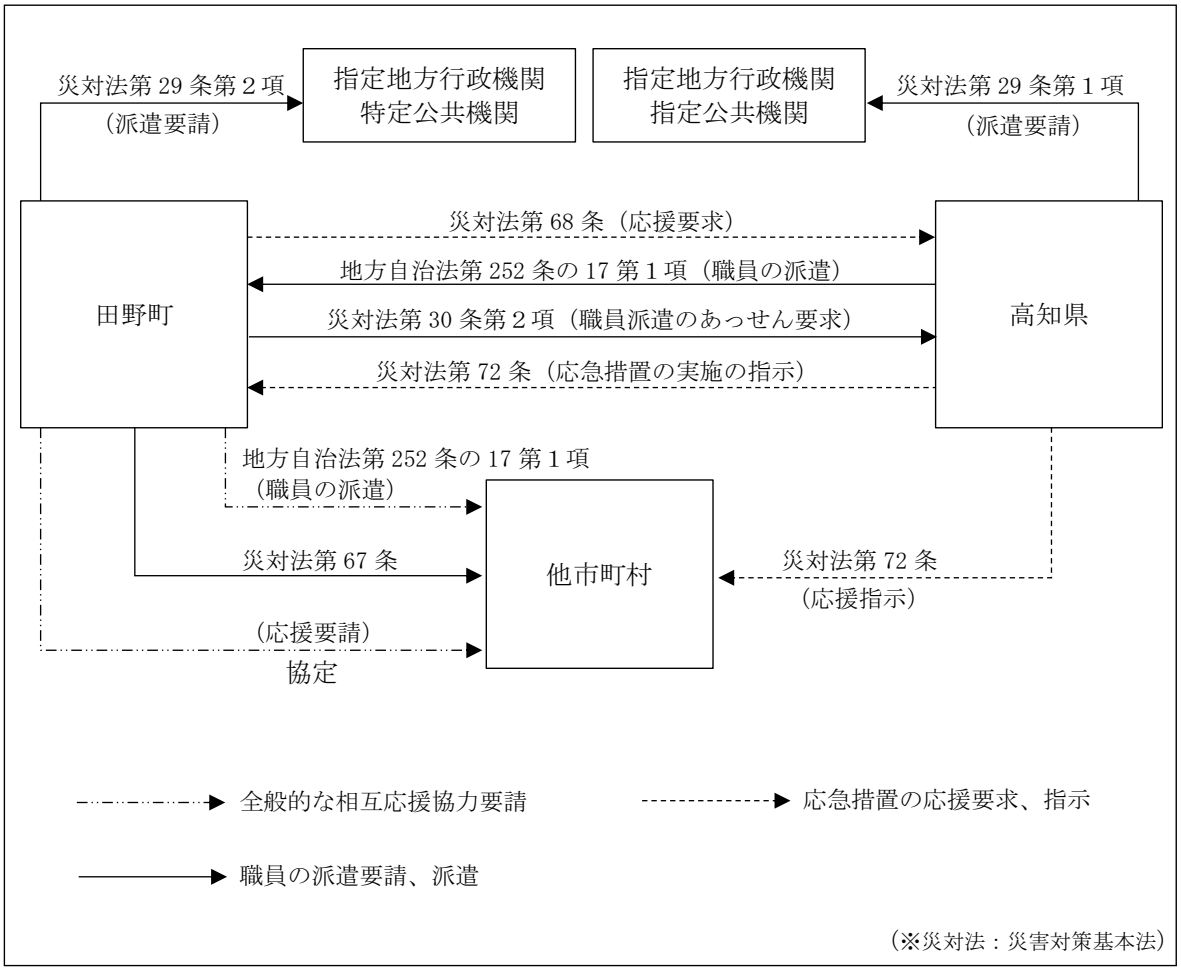
第１節 広域応援等の要請と受入れ

《基本的な考え方》

被害が甚大で、町単独で対処することが困難なときは、県等に応援要請を行う。応援活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備に努める。

［参考 2-17　法律、協定に基づく応援協力の要請の系統］

参考 2-17　法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



1　応援の要請

（1）県への応援要請

実施主体	内容
総務課	● 災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。 ［参考 2-18　県への応援要請必要事項］
各課	● 本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各課において県の担当部局に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、本部長は要請した旨を知事に報告する。

参考 2-18　県への応援要請必要事項

① 災害の状況
② 応援を要請する理由
③ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
④ 応援を必要とする活動内容
⑤ その他必要な事項

（2）県下市町村への応援要請

実施主体	内容
総務課	● 県への応援要請のほか、必要に応じ県下市町村に対し必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。また、県下市町村に応援要請をした旨を知事に報告する。 ［参考 2-19　県下市町村への応援要請必要事項］

参考 2-19　県下市町村への応援要請必要事項

① 災害の状況
② 応援を要請する理由
③ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
④ 応援を必要とする活動内容
⑤ その他必要な事項

（３）緊急消防援助隊の派遣要請

実施主体	内容
総務課	● 災害の範囲が拡大し、中芸消防署の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

（４）相互応援協定市町村への応援要請

実施主体	内容
総務課	● 必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

2　職員の派遣要請等

実施主体	内容
総務課	● 災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、必要事項を記載した文書で行う。 ［参考 2-20　職員派遣のあっせん要請必要事項］

参考 2-20　職員派遣のあっせん要請必要事項

① 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
② 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
③ 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤ その他必要な事項

3　応援の受入れ

実施主体	内容
総務課	● 県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局に速やかに連絡する。 （１）誘導 ● 応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。 （２）連絡窓口の設置 ● 連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。 （３）資機材等の準備 ● 広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。 （４）災害用臨時ヘリポートの準備 ● ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。 ● ヘリポートは、中芸広域体育館を基本とし、中芸広域体育館が避難者の受け入れ等で十分な着陸スペースがとれないときは、田野中学校グラウンド、田野小学校グラウンド等を使用する。土のグラウンドには、土ぼこりが舞わないよう、水をまく等の措置をとる。

4　他市町村への避難の受け入れの要請

実施主体	内容
総務課	● 町内で甚大な被害が発生し、他市町村への避難を余儀なくされる場合は、応援要請の方法に準じて、県を介して、相手方市町村に、避難民の受け入れ等の要請を行う。

第２節 自衛隊の派遣要請

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、本町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県を通じて行う。市町村は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」するが、通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

1　派遣要請

（1）県への派遣要請の要求

実施主体	内容
総務課	● 「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、知事に「要請を要求」する。この場合において、本部長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。 ● 知事の要請、町の連絡は文書によるが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出する。 ［参考 2-21　自衛隊連絡先］ ［参考 2-22　要請等文］

参考 2-21　自衛隊連絡先

所在地	区分	連絡先
香川県善通寺市	陸上自衛隊第 14 旅団	県防災行政無線　― 一般加入電話　0877-62-2311
高知県香南市	陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊	県防災行政無線　31215-619 一般加入電話　0887-56-3471
徳島県小松島市	海上自衛隊第 24 航空隊	一般加入電話　0885-37-2111
徳島県板野郡 松茂町	海上自衛隊徳島教育航空群	一般加入電話　088-699-5111

参考 2-22　要請等文

① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となるべき事項

（２）自衛隊への派遣要請

実施主体	内容
総務課	● 特に緊急を要し、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。 ● 原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

（３）自衛隊の自主派遣

実施主体	内容
自衛隊	● 震度５弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達する。 ● 突発的災害が発生し、状況から特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。 ［参考 2-23　自主派遣の判断基準］

参考 2-23　自主派遣の判断基準

① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合
③ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
④ その他災害に際し、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2　派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

実施主体	内容
総務課	（１）自衛隊の受入れ担当 ● 自衛隊の受入れ、町災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務課があたり、連絡調整のために町の連絡担当者を指名し、町に連絡窓口を設置する。 （２）災害対策本部への自衛隊連絡班の参加 ● 自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。 （３）ヘリポート等の開設準備 ● ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保等、準備に万全を期す。 ● 予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知する。 （４）作業実施期間中の現場責任者の設定 ● 作業実施期間中は、応援を受ける各担当課長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。 （５）派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 ● 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。 （６）派遣部隊の野営地の確保 ● 災害派遣部隊の野営地として、中芸広域連合や県と協議しながら、中芸広域体育館、中芸高校を活用する。 （７）経費の負担区分 ● 活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を町及び県で負担することとする。

［参考 2-24　自衛隊の災害派遣時の活動の例］

参考 2-24　自衛隊の災害派遣時の活動の例

① 被害状況の把握	⑧ 通信支援
② 避難の援助	⑨ 人員及び物資の緊急輸送
③ 遭難者等の捜索・救助	⑩ 給食及び給水等の支援
④ 水防活動	⑪ 宿泊支援
⑤ 消防活動	⑫ 危険物等の保安及び除去
⑥ 道路等交通上の障害物の排除	⑬ その他
⑦ 応急医療、救護及び防疫の支援	

3　知事への撤収要請の要求

実施主体	内容
総務課	● 派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第３節 労務の提供

《基本的な考え方》

応急対策のための人員の確保を行う。

1　日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

実施主体	内容
住民福祉課	● 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

2　職員の派遣要請及びあっせん要求

実施主体	内容
総務課	● 災害対策基本法に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行う。

第４章　避難誘導対策

第１節 避難指示等、屋内待避の指示

《基本的な考え方》

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

住民に生命又は身体の危険が迫っているとき、町は災害対策基本法第 60 条、水防法第 29 条を根拠に、高齢者等避難や避難指示又は緊急安全確保、「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令し、住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

災害対策基本法に基づく発令はあくまで町主体で行う必要があるが、町が発令できないときに限り県が代行する。県は地すべり防止法第 25 条、水防法第 29 条に基づく避難指示は行うことができる。このほか、災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条、自衛隊法第 94 条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難指示を行う。

１　避難指示等の発令基準

（１）洪水

区分	発令基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	● 奈半利川の北川村野友水位観測所の水位が氾濫注意水位 2.40ｍに到達したとき ● 奈半利川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ● 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見された場合 ● 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合

区分	発令基準
警戒レベル４ 避難指示	● 奈半利川の北川村野友水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.30ｍに到達したとき ● 奈半利川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ● 丈々川、池谷川で目視により氾濫の危険性が高いと判断したとき ● 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき ● 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ● 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき
警戒レベル５ 緊急安全確保	【災害が切迫】 ● 奈半利川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき ● 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ● 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき 【災害発生を確認】 ● 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき ● 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき

（２）土砂災害

区分	発令基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報がレベル３となったとき ● 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	● 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が発表されたとき ● 土砂災害危険度情報がレベル４となったとき ● 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ● 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき　（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき
警戒レベル５ 緊急安全確保	【災害が切迫】 ● 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報）が発表されたとき ● 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報） 【災害発生を確認】 ● 土砂災害の発生が確認されたとき

（３）高潮

区分	発令基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	● 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表） ● 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町域にかかると予想されている、又は台風が町域に接近することが見込まれるとき ● 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	● 高潮警報（警戒レベル４相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報）が発表されたとき ● 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令）
警戒レベル５ 緊急安全確保	【災害が切迫】 ● 水門、陸閘等の異常が確認されたとき 【災害発生を確認】 ● 海岸堤防等が倒壊したとき ● 異常な越波・越流が発生したとき

（４）事故災害

区分	発令基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	● 大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき
警戒レベル４ 避難指示	● 大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき ● 大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき

2　住民の自主的な避難

実施主体	内容
総務課	● 予め定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報する。
住民	● 災害発生時には、予め町、自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難する。

3　避難指示等の発令・周知

実施主体	内容
本部長	● 住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令する。 ● 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。 ● 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早めの段階で高齢者等避難を発令する。 ● 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努める。
総務課	● 町以外にも県や警察官等が発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（町、県、国、警察官等）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡等を明らかにしながら、防災行政無線、エリアメール、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。 ［参考 2-25　避難指示等の文例］ ● 要配慮者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して伝達する。

参考 2-25　避難指示等の文例
【洪水の例】

区分		文例
警戒レベル３	高齢者等避難	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に洪水に関する警戒レベル３、高齢者等避難を発令しました。 ■ ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 ■ 高齢者の方等避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。 ■ 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。 ■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

区分		文例
警戒レベル４	避難指示	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に洪水に関する警戒レベル４、避難指示を発令しました。 ■ ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 （○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。） ■ ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 （○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。） ■ 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 （避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。）
警戒レベル５	緊急安全確保	■ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、緊急安全確保。 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、緊急安全確保。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に洪水に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。 ■ ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。 （※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

【土砂災害の例】

区分		文例
警戒レベル３	高齢者等避難	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル３、高齢者等避難を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。 ■ 高齢者の方等避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ■ 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。 ■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

区分		文例
警戒レベル４	避難指示	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル４、避難指示を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まっています。 ■ ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 （○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。） ■ 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 （避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。）
警戒レベル５	緊急安全確保	■ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、緊急安全確保。 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、緊急安全確保。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。 ■ ○○地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 （※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

【高潮の例】

区分		文例
警戒レベル３	高齢者等避難	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に高潮氾濫に関する警戒レベル３、高齢者等避難を発令しました。 ■ 高潮氾濫の発生が予想されます。 ■ 高齢者の方等避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ■ 特に海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。 ■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。（暴風が予想される場合に伝達する。）

区分		文例
警戒レベル４	避難指示	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に高潮氾濫に関する警戒レベル４、避難指示を発令しました。 ■ 高潮氾濫が発生する危険性が高まっています。 ■ ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 （○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。） ■ 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 （避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の海から離れた高いところに緊急に避難してください。） ■ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。（暴風が予想される場合に伝達する。）
警戒レベル５	緊急安全確保	■ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、緊急安全確保。 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、緊急安全確保。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。 ■ ○○地区で高潮氾濫の発生が確認されました。現在、高潮により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の海から離れた高いところに避難してください。 （※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

【事故災害の例】

区分		文例
警戒レベル３	高齢者等避難	■ 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に大規模火災に関する高齢者等避難を発令しました。 ■ ○○地域の火災は、○○方向へ燃え広がるおそれがあります。 ■ 高齢者の方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方等、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 ■ それ以外の方については、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ■ 火災の発生場所は○○地域です。避難に際しては、○○方面に避難して下さい。
警戒レベル４	避難指示	■ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■ こちらは、田野町です。 ■ ○○地区に大規模火災に関する避難指示を発令しました。 ■ ○○地域の火災は、○○方向へ燃え広がっています。 ■ 速やかに避難を開始してください。 （未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。） ■ 火災の発生場所は○○地域です。避難に際しては、○○方面に避難して下さい。

4　県水防計画に基づく避難のための立ち退き

実施主体	内容
総務課	● 破堤の危険に瀕した場合、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示する。 ● 当該区域を所轄する警察署長に通知する。 ● 実施した内容を県に報告する。

5　避難指示等の解除

実施主体	内容
本部長	● 災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに避難指示等を解除し、その旨を公示する。 ● 土砂災害に対する避難指示等を解除しようとする場合において、必要に応じて国又は県に対して解除に関する事項について助言を求めることができる。

第２節 避難の誘導

《基本的な考え方》

避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫しているときは、町職員、中芸広域連合職員、中芸消防署、消防団、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、住民が指定緊急避難場所、指定避難所等、安全な場所に避難するよう誘導する。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、「第５編 第２章」に示すとおりである。

１　勤務時間内の避難誘導

（１）局地的な水害・土砂災害の場合

実施主体	内容
教育委員会	● 教職員と連携しながら、避難者を受け入れるための準備を行う。 ※指定避難所はふれあいセンター・保健センターを基本とする。 ふれあいセンターの施設や避難路に危険が生じているときは、田野中学校、田野小学校、地区集会所等とする。
全職員	● 産業建設課を中心とした各課職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、指定避難所への避難誘導を行う。

（２）奈半利川氾濫の場合

実施主体	内容
教育委員会	● 教職員と連携しながら、避難者を受け入れるための準備を行う。 ※指定避難所は田野中学校、中芸高校等とする。
全職員	● 産業建設課を中心とした各課職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、田野中学校、中芸高校への避難誘導を行う。

（３）大規模火災や危険物からの避難の場合

実施主体	内容
全職員	● 職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、危険が迫っている地区の住民を安全な指定避難所に誘導する。 ※大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。

2　勤務時間外の避難誘導

（1）局地的な水害・土砂災害の場合

実施主体	内容
参集職員	● 教育委員会事務局職員は、避難者を受け入れるための準備を行う。 ● 産業建設課を中心とした各課職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、指定避難所への避難誘導を行う。 ※指定避難所はふれあいセンター・保健センターを基本とする。 ふれあいセンターの施設や避難路に危険が生じているときは、田野中学校、田野小学校、地区集会所等とする。

（2）奈半利川氾濫の場合

実施主体	内容
参集職員	● 教育委員会事務局職員は、避難者を受け入れるための準備を行う。 ● 産業建設課を中心とした各課職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、田野中学校、中芸高校への避難誘導を行う。 ※指定避難所は田野中学校、中芸高校等とする。

（3）大規模火災や危険物からの避難の場合

実施主体	内容
参集職員	● 自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの安全な指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。 ※大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。

第３節 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第 63 条に基づき町が、水防法第 14 条、消防法第 36 条において準用する同第 28 条に基づき消防署員、消防団員が実施できるほか、警察官、海上保安官、自衛官も実施できる。

1　警戒区域の設定

実施主体	内容
本部長	● その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
総務課	● なわ張り等による警戒区域の表示、交通規制等、必要な措置を安芸警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。 ● 可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2　警戒区域の解除

実施主体	内容
本部長	● 災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第４節 避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所を開設する。避難所の開設・運営は、避難所ごとにあらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」を活用し、町及び避難者が協力して行う。

１　避難所の開設

（１）避難所の開設

実施主体	内容
総務課	● 避難所の被害状況を早急に把握する。 ● 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合、その状況を判断してあらかじめ定めた避難所の内から開設する避難所を選定し、教育委員会に開設の指示伝達をする。 ● 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ● 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努める。 ● 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。 ● 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。 ● 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 ● 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。

（２）避難対象者

① 住居が被害を受け、居住の場を失った人
② 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある人

（３）避難所の開設方法

実施主体	内容
施設管理者	【勤務時間内に避難所を開設する場合】 ・教育委員会の指示伝達により、避難所を開設する。 【勤務時間外に避難所を開設する場合】 ・教育委員会の指示伝達により、地区の自主防災組織や施設の警備担当者等と協力して避難所を開設する。 ● 避難所を開設したときは、その旨を教育委員会を通して本部事務局に報告する。

2　避難所の運営・管理

（１）運営主体

① 避難所の運営は、初期段階では平常時は教職員等が中心になり、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら行う。
② 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
③ 避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。
④ 避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等のコミュニティ単位のまとまりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得る等して、避難所の自主的運営を図る。

（２）避難者名簿の作成

実施主体	内容
施設管理者	● 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。 ● 避難者名簿の写しを本部事務局及び住民福祉課へ送付する。
避難者	● 氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を避難者名簿に記入する。 ※避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。

（３）飲料水、食料、生活必需品の供給

実施主体	内容
住民福祉課	● 飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、本部事務局等に報告する。 ● 救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て行う。 ● 避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布を行う。 ● 食事供与の状況等を把握し必要な対策を講じる。また、避難生活に不足する物資の調達を行う。

（４）避難所のトイレ対策

実施主体	内容
産業建設課	● 避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。 ● 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。 ● 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

（５）要配慮者等の搬送

実施主体	内容
住民福祉課	● 事前に把握している在宅の要配慮者で、施設での生活が必要な人は、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。 ● 避難所での集団生活を行うことが困難な要配慮者も、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。 ● 傷病者等の病状により、必要に応じて後方の社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。

（６）避難所における情報提供

実施主体	内容
総務課	● 避難所の各種運営情報を口頭・チラシ・ポスター・放送等で伝える。 ● 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。 ● 被害状況や避難者情報等について広報する。 ● 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

（７）要配慮者への配慮

実施主体	内容
住民福祉課	● 教育委員会と連携して高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、避難所内に福祉避難スペースの設置や、必要な生活必需品の配布等に配慮する。状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。

（８）男女のニーズの違いへの配慮

実施主体	内容
住民福祉課	● 避難所では、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。 ● 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

（９）健康支援・生活支援等の実施

実施主体	内容
住民福祉課	● 避難者の総合的な相談窓口を設置し、きめ細かな相談等を通じ、避難者の困りごとの把握に努める。 ● 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。 ● 避難所に滞在することができない被災者に対しても、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 ● 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 ● 感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部と住民福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、住民福祉課は、本部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 ● 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のケージ等の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

3　避難所の集約・閉鎖

実施主体	内容
総務課	● 学校での授業の再開等を行うため、避難所開設後１週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。 ● 開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

4　広域避難

実施主体	内容
総務課	● 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 ● 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第５章　災害拡大防止活動

第１節 水防活動・土砂災害防止活動

《基本的な考え方》

河川・水路、ため池の氾濫や堤防の決壊、高潮のおそれが生じた際は、町は消防団の出動を指令し、産業建設課と消防団、中芸消防署が連携して、土俵積等水防工法等を行い、被害の拡大防止を図る。いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

1　出動の指令

実施主体	内容
本部長	● 危険が予想されるときは、消防団に準備又は出動を指令する。 ［参考 2-26　奈半利川の北川村野友水位観測所でのはん濫危険水位］ ［参考 2-27　水防活動］

参考 2-26　奈半利川の北川村野友水位観測所でのはん濫危険水位

水防団待機水位	1.90m
はん濫注意水位	2.40m
はん濫危険水位	3.30m

参考 2-27　水防活動

① 水防に必要な資機材の点検整備
② 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
③ 重要箇所を中心にした巡回
④ 異常を発見したときの水防作業と県への通報
⑤ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

2　危険箇所の監視と水防設備の操作

実施主体	内容
総務課 中芸消防署 水防団	● 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは、直ちに地域住民に周知する。 ● 県及び氾濫のおそれのある隣接町村並びに関係機関に通報する。
産業建設課	● 危険が予想される区域を監視し、警戒に努めるとともに、ため池の水門の開閉等、水防設備の操作に対する必要な措置を行う。その際、下流地区等、影響が及ぶ地域の住民への的確な周知に努める。 ［参考 2-28　町内の重要水防区域の一覧］

参考 2-28　町内の重要水防区域の一覧

（１）河川

沿岸名	河川名	所轄土木事務所名	責任市町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸右岸	延長(m)	左岸右岸	延長(m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口(人)	耕地(ha)	
奈半利川	奈半利川	安芸	田野町	右	100	右	50	田野町新町	溢水	土俵積	魚市場	10	45	－	ふれあいセンター・町役場・八幡宮
	奈半利川	安芸	田野町	右	1,500	右	700	田野町芝	欠壊	土俵積	3	100	300	2	田野小学校・体育センター
	奈半利川	安芸	田野町	右	500	右	100	田野町立岡	溢水	土俵積	0	5	20	5	中芸高校近隣の高台
	池谷川	安芸	田野町	左右	500 200	右	200	田野町立町	溢水	土俵積	0	20	80	6	田野小学校・体育センター
	池谷川	安芸	田野町	左右	200 700	右	200	田野町日野	溢水	土俵積	1	50	151	15	中芸高校近隣の高台
	池谷川	安芸	田野町	右	300	右	200	田野町上地	溢水	土俵積	0	40	150	10	中芸高校近隣の高台

資料：高知県水防計画付属資料（令和６年度）

（２）海岸

所管別	沿岸名	海岸名	所轄土木事務所名	責任市町村名	重要水防区域延長(m)	特に危険な場所及び対策				地区の概要				避難場所
						延長(m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口(人)	耕地(ha)	
国土交通省	土佐湾	奈半利港海岸	安芸	奈半利町 田野町	4,320	4,320	奈半利町 田野町	越波	土のう積		929	2,220		町が指示する場所
		田野海岸	安芸	田野町	375	375	田野町 田野	越波	土のう積		9	38		町が指示する場所

資料：高知県水防計画付属資料（令和６年度）

3　被害拡大防止措置の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 河川、水路、海岸、ため池等の堤防からの越水や破堤に対する土俵積、内水滞留を緩和するための流路の啓開、傾斜地の土砂崩れを防御するための不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等、被害拡大防止に対する必要な措置を行う。 ［参考 2-29　町内の陸閘の一覧（参考）］

参考 2-29　町内の陸閘の一覧（参考）

管理機関	河川名 港湾名	名称	市町 村名	場所	操作者	施設形式	サイズ 数量	備考
安芸土木事務所	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	2.0×2.0（閉鎖）	施錠閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	2.0×2.0（閉鎖）	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	4.0×2.4（閉鎖）	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	角落	1.0×1.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	4.0×2.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	6.0×2.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	5.5×3.2	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	角落	3.2×1.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	4.0×2.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	角落	1.5×1.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	スイングゲート	2.0×1.9	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	スイングゲート	2.0×1.0	コンクリート閉鎖
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	スイングゲート	2.0×1.0	コンクリート閉鎖
	田野海岸	陸閘	田野町	西海浜	田野町	角落	1.0×1.0	コンクリート閉鎖
	田野海岸	陸閘	田野町	西海浜	田野町	角落	6.0×2.6（半閉鎖）	コンクリート閉鎖

4　十分な水防体制の確保

実施主体	内容
総務課	● 配備人員を随時検討し、必要に応じ、追加の職員配備指令や県・他市町村等への応援要請を図る。
消防団長	● 人員・資機材の補充の必要性が迅速に判断できるよう、活動の状況を随時、本部長に報告する。

第２節 人命救助・消防・捜索活動

《基本的な考え方》

災害発生時に、中芸消防署、消防団、さらには警察、自衛隊等が連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の捜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊等の応援隊が到着する前に人命救助や捜索の活動を大規模に展開する必要が生じている場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救助・搬送・捜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

1　人命の救助

実施主体	内容
本部長	● 必要に応じ迅速に緊急消防援助隊の出動要請を行う。
災害対策本部 地域住民 自主防災組織等	● 災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。
中芸消防署 消防団	● 日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生等の応急措置を行う。

2　傷病者の搬送

実施主体	内容
中芸消防署	● 局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されているときは、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ災害時救護病院である田野病院、救急告示病院かつ安芸保健医療圏の災害拠点病院である高知県立あき総合病院、救急告示病院である森澤病院等への搬送を行う。 ● 重篤なときは、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターヘリを依頼する。 ● 傷病者が多数発生しているときや、救急告示病院への搬送が不可能な場合、本町の災害時医療救護所であるふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）に搬送する。 ※これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官等が行うが、災害対策本部員や地域住民は、可能な支援を行う。

3　火災の消火と延焼の防止措置の実施

実施主体	内容
本部長	● 消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、協定に基づき、他市町村等に応援要請を行う。 ［参考 2-30　広域相互応援協定］
中芸消防署 消防団	● 火災が発生しているときは、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、人命の安全確保のための消火活動や延焼防止措置を行う。 ● 従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

参考 2-30　広域相互応援協定

① 高知県消防広域相互応援協定
② 安芸市・中芸広域連合相互応援協定
③ 室戸市・中芸広域連合相互応援協定
④ 東洋町・中芸広域連合相互応援協定

4　被災者台帳の作成と行方不明者の捜索活動の実施

実施主体	内容
災害対策本部	● 発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を捜索活動関係者に提供する。
中芸消防署 消防団 警察、自衛隊等	● 連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、行方不明者の捜索活動を行う。

第３節 医療救護活動

《基本的な考え方》

多数の傷病者への医療が必要なときは、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）に災害時医療救護所を設置し、安芸郡医師会等の医療従事者の協力のもとに、災害時救護病院である田野病院、災害拠点病院である高知県立あき総合病院等と連携しながら、迅速な医療救護活動を実施する。

１　災害時医療救護所の設置

実施主体	内容
本部長	● 通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生し、多数の傷病者がでることが予想される場合、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）への災害時医療救護所の設置を決定する。 ● 田野病院に多くの傷病者が搬送され、田野病院から災害時医療救護所の設置を要請された場合も、災害時医療救護所の設置を決定する。
住民福祉課	● 災害時医療救護所の設置決定を受け、安芸郡医師会事務局、保健所及び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、災害時医療救護所での傷病者の受け入れ準備を進める。 ● 町社会福祉協議会事務局職員、中芸広域連合職員、ボランティア組織等にも協力を呼びかけ、受け入れ体制の確保に努める。

２　医療救護チームの編成

実施主体	内容
住民福祉課	● 安芸郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師や町職員、ボランティア等、協力人員の割り振りを行う。 ● 医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等の応援の要否を検討し、必要に応じて、県に要請する。
安芸郡医師会	● 医療従事者による医療救護チームの編成を行う。

3　医療救護活動の実施

実施主体	内容
災害対策本部	● 医療救護活動において、以下の内容について記録する。 ① 医療救護所に参集した要員名簿 ② 医療関係物資及びその他資機材リスト ③ 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（氏名、生年月日、疾病状況、搬送先を明記すること） ④ 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻 資料：高知県災害時医療救護計画（平成 27 年３月（令和５年７月一部改定））
災害対策本部 事務局 住民福祉課	● 飲用水や医療用資機材、薬剤等の調達に努めるとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析等特殊な医療を要する被災者の広域的な災害拠点病院への搬送体制の確保に努める。
安芸郡医師会	● 災害時医療救護所では、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しながら、医療・看護活動を行う。

第４節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

災害により、倒壊しやすくなった建物、崩れやすくなった斜面等、危険箇所による二次災害の防止を図る。

1　公共施設・道路等の二次災害防止

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じて二次災害の防止に努める。 ● 危険性のある建物等への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2　民間宅地・建築物の二次災害防止

実施主体	内容
総務課 産業建設課	● 実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請等の支援要請をする。 ● 判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施する。 ［参考 2-31　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容］

参考 2-31　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

項目	内容
被災建築物応急危険度判定	● 被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、被災建築物応急危険度判定士が主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	● 被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するもの

第６章　緊急輸送・交通対策

第１節 交通網の確保

《基本的な考え方》

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道やごめん・なはり線の早期啓開、早期復旧を図るとともに、町道網の早期復旧を進める。

1　被害状況の把握と報告

実施主体	内容
産業建設課	● 災害発生後、速やかに自動車又はオートバイ、自転車、徒歩により道路、鉄道、奈半利港田野泊地、ヘリコプター発着場となりうる公共施設の被害状況の調査を行い、関係機関に報告する。

2　町道の交通規制等の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 危険箇所が発生している町道について、安芸警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。 ● 町が管理する道路等において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。 ● 運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。 ● 措置にあたっては、災害対策基本法に基づくものとする。

3　国道 55 号、県道西谷田野線の交通規制への協力

実施主体	内容
産業建設課	● 国道 55 号、県道西谷田野線が、不通状態になり、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知等、警察等による交通規制活動に協力するほか、町内の道路の被災の状況を検討しながら、町道による代替輸送路の確保に努める。

4　船舶、ヘリコプター発着場の機能確保

実施主体	内容
産業建設課	● 船舶やヘリコプターによる交通が可能となるよう、県等・関係機関と連携し、障害物の除去等を行う。

5　重要道路の早期啓開の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 国道 55 号、県道西谷田野線の早期啓開にむけ、町有地の作業場としての提供等、国・県の応急復旧作業に協力する。 ● 町道については、重要道路を優先しながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

6　ごめん・なはり線の早期復旧への協力

実施主体	内容
地域振興課	● ごめん・なはり線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、町有地の作業場としての提供等、事業者の応急復旧作業に協力する。

第２節 緊急輸送の実施

《基本的な考え方》

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

1　車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

実施主体	内容
総務課	● 各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。

2　緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付

実施主体	内容
総務課	● 交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、安芸警察署又は県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。 ● 事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3　緊急輸送の実施

実施主体	内容
総務課	● 緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4　物資集積場の開設

実施主体	内容
総務課	● 備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて物資集積場を開設して活動する。 ● 物資集積場は、被害状況、規模等に応じ、中芸高校、ふれあいセンター、防災センターから選定して開設する。 ● 物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

5　物資の管理

実施主体	内容
総務課	（１）物資受払簿の作成 ● 調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等の受払簿を作成し、的確な物資管理に努める。 （２）物資の分類・整理 ● 食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

第７章　災害救助法の適用

《基本的な考え方》

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を受ける。

［参考 2-32　災害救助法の適用基準］
［参考 2-33　災害救助法による救助の種類と実施者］

参考 2-32　災害救助法の適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上	救助法施行令第１条第１項第１号
②	県内の住家滅失世帯数	1,000 世帯以上	救助法施行令第１条第１項第２号
	町内の住家滅失世帯数	15 世帯以上	
③	県内の住家滅失世帯数	5,000 世帯以上	救助法施行令第１条第１項第３号前段
	町内の住家滅失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき		救助法施行令第１条第１項第３号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき		救助法施行令第１条第１項第４号

※　半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した一の世帯とする。
※　床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した一の世帯とする。

参考 2-33　災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日以内	町
応急仮設住宅の供与 （建設型応急住宅）	着工　20 日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
応急仮設住宅の供与 （賃貸型応急住宅）	災害発生の日から速やかに提供	町
炊出しその他による食品の給与	７日以内	町
飲料水の供給	７日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内（医療） ７日以内（助産）	医療救護チームの派遣＝県 （ただし、委任したときは町）
被災者の救出	３日(72 時間)以内	町

救助の種類	実施期間	実施者区分
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）「準半壊以上（相当）」	完成　10 日以内	町
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）「大規模半壊・中規模半壊・半壊」「準半壊」	完成　３か月以内 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	町
学用品の給与	教科書、正規の教材　１か月以内 文房具、通学用品　15 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
死体の捜索	10 日以内	町
死体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	県及び町（事務の一部委任）
災害が発生するおそれのある段階の避難所の供与	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	県

（注）　期間については、すべての災害発生の日から起算する。
ただし、内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1　適用の手続の情報提供

実施主体	内容
本部長	● 災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。 ● 現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2　急を要するときの災害救助の実施

実施主体	内容
本部長	● 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

3　職権による町への一部委任

実施主体	内容
知事	● 救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長が行うこととすることができる。
本部長	● 上記により本部長が行う事務のほか、知事が行う救助を補助する。

第８章　生活救援活動

第１節 食料供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

１　緊急食料の調達

（１）応急米穀

実施主体	内容
災害対策本部 事務局	● 調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。
住民福祉課	● 町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

（２）副食及び調味料

実施主体	内容
災害対策本部 事務局	● 調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。その際、要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、離乳食、糖尿病食、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
住民福祉課	● 町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

2　緊急食料の輸送及び配布

実施主体	内容
住民福祉課	● 緊急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。 ● 調達食料は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各避難所等へ輸送する。 ● 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。 ● 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には食料の内容に配慮する。 ● 在宅食料困窮者への食料配布について考慮する。

3　炊出しの実施

実施主体	内容
住民福祉課	● 即席食品で不十分な場合、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して炊出しを実施する。 ● 必要に応じて日本赤十字社高知県支部又は田野町分区に応援を要請する。 ［参考 2-34　炊き出し］

参考 2-34　炊き出し

【炊き出し場所】
　炊出し場所は、原則として田野町給食センター（学校給食再開まで）とする。ただし、災害の状況に応じて小・中学校の調理場、認定こども園、中芸高校等のほか、避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

【炊き出し用燃料の調達】
　ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、（一社）高知県ＬＰガス協会にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

4　残さ等の適切な管理

実施主体	内容
住民福祉課	● 調理残さや食べ残し等の衛生管理に努める。

第２節 応急給水

《基本的な考え方》

災害により、断水が発生した場合、備蓄しているボトル飲料水を断水地域住民に配布するとともに、配水池から飲用水をくみだして大型ポリタンクで町役場や避難所等に運び、応急給水を行う。また、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化も併用する。

1　応急給水体制の確保

実施主体	内容
本部長	● 産業建設課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道復旧チームの編成を指示する。 ※断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。

2　水道水の利用の制限

実施主体	内容
産業建設課	● 水道が汚染等により、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちに使用の禁止、停止及び制限等の措置を行い、防災行政無線等で周知を図る。

3　備蓄しているボトル飲料水の配布

実施主体	内容
産業建設課	● 食料の供給予定や、水道施設・管路の被害状況、配水池や防災センター耐震性貯水槽からのくみだしの可否等をふまえ、備蓄しているボトル飲料水の配布量、配布時間、配布場所を決定する。

4　応援要請

実施主体	内容
総務課	● 災害が発生し、町独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、近隣市町村及び県に支援を要請する。 ● 自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要求する。 ● 他市町村等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

5　配水池からのくみだし

実施主体	内容
産業建設課	● 配水池の水が利用できる場合は、被災者１人あたり１日３リットルを目安に、飲用水・生活用水の需要を試算し、くみだしによる配布の量、時間、場所を決定する。 ● 応急給水チームは、ポリタンクへのくみだしを行い、軽トラックに積載して、各避難所を巡回し、給水を行う。

6　浄水器による海水や河川水、表流水の浄化

実施主体	内容
産業建設課	● 水源の被災等により、配水池からのくみだしで飲用水が確保できない場合や、配水池からのくみだしだけでは十分に水需要に対応できない場合、応急給水チームは、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化を行い、飲用水・生活用水を確保する。

第３節 生活必需品等の供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

1　生活必需品等の調達

実施主体	内容
災害対策本部 事務局	● 調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。 ［参考 2-35　生活必需品の例］
住民福祉課	● 町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を、日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請する。 ● 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

参考 2-35　生活必需品の例

ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、食器類、被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

2　生活必需品等の輸送及び配布

実施主体	内容
住民福祉課	● 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。 ● 調達品は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各避難所等へ輸送する。 ● 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。 ● 各避難所に届けられた生活必需品等は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。 ● 要配慮者の特性や男女のニーズ等様々な視点に配慮する。 ● 在宅被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

第４節 健康支援・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、保健師や栄養士といった専門職、住民福祉課職員や、中芸広域連合保健福祉課・介護サービス課職員、町社会福祉協議会職員、ボランティア等が連携しながら、被災者の健康支援に努める。

また、保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

1　健康支援活動の推進

実施主体	内容
住民福祉課	● 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。 ● 保健所や中芸広域連合、町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの協力のもと、健康支援チームを編成し、避難所での避難生活者、在宅の被災者等への健康相談、訪問支援、健康診断等を推進する。 ● 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮する。 ● 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。 ● 避難所における高齢者や障害者等の生活機能の低下の防止等を図るため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所へ派遣する。 ● 田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で健康支援活動が行われるが、健康支援チームは可能な支援に努める。

2　心の健康への専門的な支援の推進

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対しては、保健所と連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3　衛生活動

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災地域の衛生状態を把握する。 ● 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。 ● 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

4　食中毒の予防

実施主体	内容
住民福祉課	（1）食中毒の防止 ● 食中毒の防止のために、保健所と連携しながら、衛生状態の監視、改善に努める。 （2）食中毒発生時の対応 ● 食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

5　感染症等の予防

実施主体	内容
住民福祉課	● 法定感染症や風邪等の流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒等を奨励する。 ● 避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。 ● 結核、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）、ＳＡＲＳコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症等の法定感染症や、未知のインフルエンザウィルス感染症の発症が確認された場合は、医師と連携しながら、患者の隔離等まんえん防止措置を行う。

第５節　し尿処理

《基本的な考え方》

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプ等の操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。このため、災害時は、仮設トイレを町内一円に設置し、し尿を収集・処理していく。

また、中芸広域連合衛生センターの施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。

1　被害状況の把握

実施主体	内容
産業建設課	● 衛生センターや収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込み及び避難所の避難者数を把握する。

2　仮設トイレの調達・設置

実施主体	内容
産業建設課	● 水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達し、避難所、公共施設等へ設置する。

3　仮設トイレの衛生環境の維持

実施主体	内容
産業建設課	● 仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティア等の協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。

4　し尿収集体制の確保

実施主体	内容
産業建設課	● 汲み取りを要する地域の優先度を設定する。 ● し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。 ● 現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。 ● 中芸広域連合の各町村と連携し、衛生センターの早期復旧に努める。

5　応急くみ取りの実施

実施主体	内容
産業建設課	● し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 事業者の協力を得て、応急くみ取りを実施する。 ● 衛生センターで処理ができない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第６節 ごみ・がれきの処理

《基本的な考え方》

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩壊等により、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や安芸広域メルトセンターの被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの臨時集積場に一時的にごみ・がれきを集積させ、安芸広域メルトセンター等での処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

安芸広域メルトセンターの再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

1　被害状況の把握

実施主体	内容
産業建設課	● 安芸広域メルトセンターや収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。 ● 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の量を想定する。

2　ごみ・がれきの臨時集積場の設置・搬入

実施主体	内容
産業建設課	● 大量のごみ・がれきが発生した場合、田野町災害廃棄物処理計画に定める箇所にごみ・がれきの臨時集積場を設置する。 ［参考 2-36　臨時集積場］ ● 臨時集積場では、可燃・不燃、有害ごみに大別して搬入し、ボランティア等の協力を得ながら、仕分けを行う。

参考 2-36　臨時集積場

① 中央児童遊園及び付近町有地
② 淘涛児童遊園
③ 二十三士公園
④ 旧田野幼稚園付近の町有地
⑤ ふれあいセンター付近
⑥ 築地不燃物処理場

3　処理計画の作成

実施主体	内容
産業建設課	● 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。 ● 安芸広域メルトセンターや収集事業者の復旧見込みをもとに、県や安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物処理を計画的に実施する。

4　災害廃棄物の処理

実施主体	内容
産業建設課	● 廃棄物処理には、危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行う。 ● 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。

5　ごみ処理の再開

実施主体	内容
産業建設課	● 収集事業者による収集と、安芸広域メルトセンターでの処理が可能になり次第、一般ごみの収集・処理を再開する。 ● 安芸広域メルトセンターでの処理が長期間不可能となる場合、安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。 ● 有害ごみについては、安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と調整しながら、専門業者に依頼し、処理を行う。

6　不法投棄の監視

実施主体	内容
産業建設課	● 臨時集積場や河川、海岸、山林等への不法投棄を防止するため、定期巡回を行う。

第７節 遺体の捜索・検案・安置・埋葬

《基本的な考え方》

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町が検案所・安置所を設置し、検案、埋火葬が速やかに行われるよう努める。

1　遺体の捜索

実施主体	内容
総務課	● 警察、海上保安部等の協力のもと遺体を捜索する。

2　検案所・安置所の設置

実施主体	内容
住民福祉課	● 大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。 ● 検案所・安置所は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。

3　資機材の調達

実施主体	内容
住民福祉課	● 遺体安置のため資機材の調達を行う。 ● 遺体安置に係るドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。 ● 資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて災害対策本部事務局を通じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

4　取扱書類の整理

実施主体	内容
住民福祉課	● 遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関係書類を整理・保管する。

5　遺体の収容・検案

実施主体	内容
住民福祉課	● 速やかに医師による検案や、必要に応じて警察官による検視（見分）を手配する。 ● 遺体の検案は、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。 ● 身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得る。 ● 検案・検視が行われた後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。 ● 身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴等を記録、必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。
中芸消防署 消防団 警察 海上保安庁 自衛隊等	● 遺体を検案所に収容する。
町職員 地域住民	● 収容場所の確保等を行うとともに、遺族・親族に連絡する。

6　遺体の安置

実施主体	内容
住民福祉課	● 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町の設置する安置所において、一時安置する。 ● 検案・検視が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、町で遺体を安置する。 ● 身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人として埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、火葬を行う。

7　遺体の埋葬

実施主体	内容
住民福祉課	● 広域で連携しながら中芸広域火葬場の早期復旧を図り、遺族からの依頼に基づき、葬儀取扱店等の協力を得ながら、火葬を実施する。 ● 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合、もしくは、身元が確認できない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行う。必要に応じて、棺、骨つぼ等の支給等の措置を講ずる。 ● 身元が確認できない遺骨は、寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。埋葬までの間、町で遺骨を保管する。 ● 身元が確認できない遺骨、又は遺骨の引き取り者のない場合は、町で埋葬場所を検討し、町で埋葬する。 ● 遺体の数が多く、火葬が間に合わない場合には、仮埋葬（土葬）を行う。この場合における仮埋葬地は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。
総務課、町議会	● 埋葬可能な町有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。
各自治会	● 埋葬については、埋葬場所を検討し、自治会主導で実施する。

8　応援の要請と広域の調整

実施主体	内容
総務課	● 自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。 ● 中芸広域火葬場の使用等について、中芸広域連合構成町村間での調整に努める。

第８節 愛玩動物の保護・管理

《基本的な考え方》

犬、猫等、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。

1　愛玩動物との同行避難の支援

実施主体	内容
住民福祉課	● 犬、猫等、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。 ● 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

2　放浪動物の保護・収容

実施主体	内容
住民福祉課	● 住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、保健所等と連携しながら、保護・収容等を行う。

3　死亡動物の処理

実施主体	内容
住民福祉課	● 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、関係機関と協力して処理する。

第９節 応急住宅対策

《基本的な考え方》

住宅が損壊等のために住むことができなくなった人に対し、応急仮設住宅等住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、公費による応急修理も行う。

1　公営住宅への一時入居

実施主体	内容
地域振興課	● 町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。 ● 県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

2　民間住宅への一時入居

実施主体	内容
地域振興課	● 町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、県に、災害救助法での支弁が可能かを照会する。 ● 災害救助法での支弁が可能である場合、町として民間住宅を借り上げ、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。なお、県が借り上げ、町があっせんするケースも想定される。 ※東日本大震災では、民間住宅を借り上げ、一時入居先とし、災害救助法で支弁する例が多くみられた。 ● 災害救助法での支弁について明確な回答が得られない場合は、本部長の判断で、民間住宅の借り上げ、一時入居の措置を行うか、それが難しい場合は、被災者に対し、空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

3　応急仮設住宅の供与

実施主体	内容
地域振興課	● 応急仮設住宅の供与は、県が実施主体であり、町は必要戸数を県に申請するとともに、町有地を建設用地として提供する。 ● 町有地のみで建設用地が不足する場合は、民有地の提供を土地の所有者に要請する。 ※応急仮設住宅建設用地には、中芸高校グラウンド及び北張研修ハウスの活用を想定している。 ● 応急仮設住宅の供与に際しては、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した構造、設備とする。 ● 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

4　応急仮設住宅の管理運営・生活支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県と管理委託契約を結び、町の責任において適切な管理運営を行う。 ● 応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び住民のための心のケア、入居者同士や地域住民によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。 ● ボランティアの協力を得た生活支援、防犯対策等を進め、長期避難生活の質の向上に努める。 ● 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

5　被災住宅の応急修理

実施主体	内容
地域振興課	● 県が行う応急修理に協力するとともに、県の委任を受けた場合には町が実施する。 ※災害救助法が適用された場合、住宅が半壊、準半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみ、県により、応急修理が行われる。

6　資材等の確保

実施主体	内容
地域振興課	● 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、町又は県があっせんする。

7　広域的な避難

実施主体	内容
総務課	● 管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

第９章　ライフラインの応急対策

第１節 電力施設

《基本的な考え方》

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレ等基本的なライフラインが確保できない。また、町の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、３月 11 日当日は 450 万戸が停電状態となり、発災後３日間は 100 万戸で、３月中は 20 万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、町は四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

１　非常電源の確保

実施主体	内容
総務課	● 災害により停電が生じた際は、町役場や避難所等を中心に、自家発電装置等による電源の確保に努める。

２　四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が行う復旧作業への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。 ● 道路の優先啓開、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)からの広報内容の住民への周知等、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第２節 水道施設

《基本的な考え方》

災害により水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

1　応急復旧体制の確保

実施主体	内容
産業建設課	● 断水が発生した場合、産業建設課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道復旧チームの編成を指示する。 ● 水道復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。 ● 工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われるときは、県、(公社)日本水道協会等に応援を要請する。

2　被害調査の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 水道復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。

3　応急復旧工事その他必要な措置の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 水道復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。

4　住民への周知

実施主体	内容
産業建設課	● 水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第３節 その他のライフライン施設

《基本的な考え方》

電力、水道に加え、ガスや電話等、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

1　ガス会社が行う復旧作業への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。 ● 道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、ガス会社、(一社)高知県ＬＰガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

2　通信事業者が行う復旧作業への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話等の通信回線の復旧に関する照会に対応する。 ● 道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

3　暫定的な通信手段の確保への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 被災地特設公衆電話の設置等、暫定的な通信手段の確保への協力・支援を行う。

第１０章 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策

《基本的な考え方》

町、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民等が連携しながら、災害発生後、速やかに要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

1　避難行動要支援者の安否確認等

実施主体	内容
住民福祉課	● 災害発生後、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。 ● 安否がわからない避難行動要支援者については、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、電話確認や家庭訪問等による対面確認を行う。

2　入院・入所者の安全確保

実施主体	内容
住民福祉課	● 田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、各事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。

3　要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。 ● 受け入れ先が決定したら、搬送協力等可能な支援を実施する。

4　きめ細かな支援情報の提供

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災者には、聴覚や視覚等に障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

5　避難所での要配慮者等への配慮

実施主体	内容
住民福祉課	● 避難所では、高齢者や障害者、乳幼児等、様々な要配慮者のニーズに配慮し、スペースの確保や必要な生活必需品・医療用具等の配布を行う。 ● 避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。

6　福祉サービスの早期再開

実施主体	内容
住民福祉課	● 事業所と連携しながら、通所介護、訪問介護等、福祉サービスの早期再開に努める。 ● 地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

第１１章 ボランティア活動対策

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生したときには、応急活動、復旧活動へのボランティアの協力が不可欠である。

ボランティアは、来訪する距離から、町内や近隣市町村の住民と遠方からの支援に区分されるとともに、専門技術の有無により、専門技術ボランティアと一般ボランティアに区分される。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町、町社会福祉協議会が連携しながら、ボランティアによる応援を応急活動、復旧活動に十分に活かせる環境づくりに努める。

1　災害時ボランティアセンターの開設

実施主体	内容
住民福祉課	● 町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う災害時ボランティアセンターを開設する。 ● 災害時ボランティアセンターの場所は、原則として町社会福祉協議会事務室とし、町社会福祉協議会事務室が使用できないときは、中芸高校とする。 ※町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。 ［参考 2-37　ボランティアの活動内容の例］

参考 2-37　ボランティアの活動内容の例

救助・捜索活動	物資の運搬・仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれきの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

2　活動場所等の提供

実施主体	内容
住民福祉課	● 田野町社会福祉協議会と連携して、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を提供し、活動に協力する。

3　ボランティアの募集情報の広報

実施主体	内容
住民福祉課	● ホームページ等を通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第１２章 学校等での応急活動

第１節 学校・認定こども園での応急活動

《基本的な考え方》

災害が発生したら、小・中学校、認定こども園では、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

1　災害発生時の応急対策の推進

実施主体	内容
教育委員会	（１）安全確保と避難誘導 ● 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。また、災害等の状況により、認定こども園にて安全確保に努める。 （２）保護者への引き渡し ● 通学路等の安全が確認された場合は、学校長等の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校等を行う。 ● 園児・児童・生徒を下校等させることが危険であるときは、学校等内での保護を継続する。 ● 電話等通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。 （３）夜間・休日等の応急対策 ● 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、町が行う応急活動に協力する。 （４）被災状況の報告 ● 教職員は、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに教育委員会に報告する。教育委員会では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。 （５）避難者の受け入れ ● 教職員、災害対策本部職員が協議しながら、各施設で避難者の受け入れ場所を決定し、避難者を受け入れる。 ※中学校、中芸高校は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。

2　施設の応急復旧

実施主体	内容
教育委員会	（1）軽易な復旧措置 ● 被害の軽易な復旧は、学校（園）長が勤務中の場合は、学校（園）長に委任して実施する。学校（園）長が不在の場合は、教育委員会職員が行う。 ● 必要に応じて、仮間仕切り、簡易トイレ等の設置等の措置を行う。 （2）応急復旧工事の実施 ● 応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能なときは、早急に応急復旧工事を実施する。 （3）施設の一時閉鎖 ● 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校（園）舎等の建設を検討する。

3　教育・保育の再開

実施主体	内容
教育委員会	● 子どもたちの教育・保育は、子どもたち自身の心身の成長のため、保護者の就業支援を通じた災害復興のために重要であり、可能な限り早期の再開をめざす。 ● 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教職員等の人員の確保に努める。 ● 施設については、校（園）舎が破損等により使用できない場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努める。 ● 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施する。 ● 異なった教育環境を配慮し、授業を実施する。 ● 校園舎を利用した避難所は、開設後１週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。 ※東日本大震災では、被災地の小・中学校や幼稚園、保育所の多くは、１～２か月をかけて再開した。

4　広域一時滞在時の教育・保育の実施

実施主体	内容
教育委員会	● 本町の子どもたちが町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合、関係市町村、関係都道府県等の協力を得ながら、子どもたちへの早期の教育・保育の再開に努める。 ● 広域一時滞在で本町に受け入れた子どもたちへの早期の教育・保育の提供に努める。この場合の転校（園）受け入れは、住民票が当該市町村にない子どもたちについても行う。 ※東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。

5　給食の再開

実施主体	内容
教育委員会	● 災害により、給食の提供が困難になったときは、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

6　就学・就園への経済的支援

実施主体	内容
教育委員会	● 災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき配布する。 ● 被災により、就学（園）することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要がある場合は、関係機関と協議の上必要な措置を行う。

7　園児・児童・生徒・教職員の健康支援

実施主体	内容
教育委員会	● 被災した園児・児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。また、教職員に対しても同様の対応を実施する。

第２節 社会教育施設・文化財対策

《基本的な考え方》

災害が発生したときは、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は速やかに応急復旧工事を行う。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

1　災害発生時の応急対策の推進

実施主体	内容
災害対策本部	（1）被災状況の調査・報告 ● 社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。 （2）避難者の受け入れ ● 各施設の避難者の受け入れ場所を決定し、避難者を受け入れる。 ※社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。
施設管理者	● 災害時に社会教育施設に利用者がいる場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

2　施設の応急復旧

実施主体	内容
教育委員会	（1）応急復旧工事の実施 ● 応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能なときは、早急に応急復旧工事を実施する。 （2）施設の一時閉鎖 ● 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3　文化財対策

実施主体	内容
教育委員会	（1）被害状況の調査 ● 災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、国・県の指定文化財については、県に報告する。 （2）被害の拡大防止等 ● 被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第１３章 農林漁業関係応急対策

《基本的な考え方》

災害による農林漁業被害としては、強風や豪雨による農作物被害や農業施設の損壊、漁船や漁業施設の損壊等が一般に想定されるほか、津波や奈半利川決壊等が生じれば、農地が広範囲にわたって水害・塩害にみまわれることも想定される。

福島第一原子力発電所事故では、放射性物質汚染や風評被害も発生している。

このため、災害発生時に、農林漁業被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開が図れるよう、町、農業・漁業従事者、ＪＡ、漁協等が連携して応急対策を進める。

1　農林漁業施設の被害調査の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 災害発生後、ＪＡ、漁協等と連携して農業施設や漁業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2　応急復旧工事の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能なときは、早急に応急復旧工事を実施する。

3　施設の一時閉鎖

実施主体	内容
産業建設課	● 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで、ＪＡ、漁協等と連携して管理監督する。

4　病害虫や流出油等の防除

実施主体	内容
産業建設課	● 二次災害として病害虫等の発生や、海洋への油や汚濁物質の流出等が生じたときは、農業・漁業従事者やＪＡ、漁協、県、海上保安庁等と連携しながら、防除を行う。

第１４章 土砂災害警戒区域体制の整備

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
2. 避難場所・避難経路
3. 土砂災害に係る避難訓練
4. 要配慮者利用施設
5. 救助
6. その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項
7. ハザードマップの作製及び周知
8. 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等
9. 土砂災害警戒情報
10. 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示等の発令

1　土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

実施主体	内容
総務課	● 土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報及び予警報については、高知地方気象台及び県からの連絡等の情報から迅速に収集する。 ● 住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

2　避難場所・避難経路

実施主体	内容
総務課	● 土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。 ● 避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

3　土砂災害に係る避難訓練を実施

実施主体	内容
総務課	● 土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。 ● 避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。 ● 自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4　要配慮者利用施設

実施主体	内容
住民福祉課	● 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。 ● これらの施設に対しては、早い段階から情報提供が重要であることから、電話、ＦＡＸ等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努める。 ● 土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。 ［参考 2-38　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設］

参考 2-38　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	所在地
中学校	田野町立田野中学校	田野町 3778-1
高校	高知県立中芸高校	田野町 1203-4

5　救助

実施主体	内容
住民福祉課	● 土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救助等を実施する。 ● 関係機関だけでは救助が困難な場合は、各協力団体等に救助活動の応援を要請する。 ● 避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。

6　その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

実施主体	内容
総務課	● 避難指示が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。 ● 土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うなどの取組みを行う。

7　ハザードマップの作成及び周知

実施主体	内容
総務課	● 避難指示が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。 ● 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努める。

8　要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

実施主体	内容
総務課 住民福祉課	● 施設管理者等に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援する。
施設管理者等	● 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、その計画に基づき避難訓練を実施する。

9　土砂災害警戒情報

実施主体	内容
総務課	● 土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話等により情報を受信する。

10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示等の発令

（1）判断基準

判断基準については、風水害対策編第１部/第４章/第１節/１ 避難指示等の発令基準（２）参照。

（2）発令対象地区

実施主体	内容
本部長	● 避難指示等の発令対象地区は、県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

11 土砂災害緊急情報

実施主体	内容
本部長	● 四国地方整備局又は県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難指示等を発令する。

12 避難指示等の発令・解除の際の助言

実施主体	内容
本部長	● 避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求める。 ● 土砂災害に対する避難指示等を解除しようとする場合において、必要に応じて四国地方整備局又は県に対して解除に関する事項について助言を求める。

第２部　風水害復旧・復興計画

第１章　復旧・復興事業の推進

《基本的な考え方》

町は、県等と連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置等復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

1　災害復興方針・災害復興計画の策定

実施主体	内容
総務課	● 必要に応じ、国及び県の方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。 ● 地域のコミュニティの維持、回復や再構築、女性や要配慮者等の参画に十分配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。 ● 復興計画の迅速､的確な作成と遂行のための体制整備（県及び国との連携、広域調整）を行う。 ● 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。 ● 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2　災害復旧事業計画の策定

実施主体	内容
総務課	● 県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。 ［参考 2-39　災害復旧事業計画］

参考 2-39　災害復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧事業計画
② 農林漁業施設復旧事業計画
③ 都市災害復旧事業計画
④ 住宅災害復旧事業計画
⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
⑥ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画
⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画
⑨ 復旧上必要な金融その他資金計画
⑩ その他の計画

3　災害復興本部の設置

実施主体	内容
本部長	● 当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4　災害復旧・復興事業の実施

実施主体	内容
総務課	● 災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所等と連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5　激甚災害の指定

実施主体	内容
本部長	● 激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。 ※激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。 ［参考 2-40　激甚災害指定による財政支援の内容］

参考 2-40　激甚災害指定による財政支援の内容

適用措置	本激	局激
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○
開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	―
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	―
森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	○	―
土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	―
共同利用小型漁船の建造費の補助	○	―
森林災害復旧事業に対する補助	○	○
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	○	○
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	―
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	―
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	―
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	―
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	―
水防資材費の補助の特例	○	―
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	―
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	―

第２章　生活の再建支援

第１節 罹災証明書・被災証明書の発行

《基本的な考え方》

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「罹災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

1　罹災証明書の発行

実施主体	内容
総務課	● 被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。 ● 各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。 ● 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 ※罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体等部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定をする。家財道具や門柱、門扉等の外構部分は、罹災証明の対象外である。

2　被災証明書の発行

実施主体	内容
総務課	● 被災者からの申請により、被災証明書を発行する。 ※被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉等の被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等（２～３枚）を添付し、申請する。

第２節 災害弔慰金の支給等

《基本的な考え方》

町は、県等関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期再建を支援する。

1　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

実施主体	内容
住民福祉課	● 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。 ［参考 2-41　災害弔慰金の概要］ ［参考 2-42　災害障害見舞金の概要］ ［参考 2-43　災害援護資金の貸付の概要］

参考 2-41　災害弔慰金の概要

項目	内容
対象となる自然災害	① １市町村において住宅が５世帯以上滅失した災害 ② 都道府県において住宅が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ③ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における ① 配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 ② ①のいずれの方も存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同居し、又は生計を同じくしていた方に限る）。 （行方不明者についても同様）
支給額	① 生計維持者の方が死亡した場合　500 万円 ② その他の方が死亡した場合　250 万円

参考 2-42　災害障害見舞金の概要

項目	内容
対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	① 生計維持者が障害を受けた場合　250 万円 ② その他の人が障害を受けた場合　125 万円

参考 2-43　災害援護資金の貸付の概要

項目	内容
対象災害	・都道府県内においてに災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害
貸付限度額	① 世帯主の１か月以上の負傷　限度額 150 万円 ② 家財の１／３以上の損害　限度額 150 万円 ③ 住居の半壊　限度額 170 万円（250 万円） ④ 住居の全壊　限度額 250 万円（350 万円） ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失　限度額 350 万円 ⑥ ①と②が重複　限度額 250 万円 ⑦ ①と③が重複　限度額 270 万円（350 万円） ⑧ ①と④が重複　限度額 350 万円 ※（　　）の金額は被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

2　生活福祉資金の災害援護資金貸付

実施主体	内容
住民福祉課 町社会福祉協議会	● 県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3　被災者生活再建支援金の支給

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 ※被災者生活再建支援制度とは、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。 ※被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からの罹災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、罹災証明書の申請を受けるという手法もとられた。本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。 ［参考 2-44　被災者生活再建支援制度の概要］ ［参考 2-45　関係機関が行う措置］

参考 2-44　被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象※より生ずる被害） ※地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいう。
対象災害の規模	① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊 10 世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊 100 世帯以上の被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊５世帯以上の被害が発生したもの（人口 10 万未満に限る） ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①～③のいずれかに隣接し、全壊５世帯以上の被害が発生したもの（人口 10 万未満に限る） ⑥ ①～③の都道府県※が２以上ある場合に、 ・全壊５世帯以上の被害が発生した市町村（人口５万以上 10 万未満のものに限る） ・全壊２世帯以上の被害が発生した市町村（人口５万未満のものに限る） ※①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す。
支援対象世帯	上記の自然災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">住宅の被害程度</th><th rowspan="2">基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金※1
住宅の再建方法</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><td>① 全壊
② 解体
③ 長期避難</td><td>100 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td><td>300 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>補修</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>50 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>④ 大規模半壊
(損害割合 40%台)</td><td>50 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>補修</td><td>100 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>50 万円</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>⑤ 中規模半壊
(損害割合 30%台)</td><td>―</td><td>建設・購入</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>補修</td><td>50 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>25 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額
※1　一旦住宅を賃借し加算支援金を受給し、後日、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する選択をした場合は、先に受給した金額の差額を申請することができる。
</td></tr>
</table>

参考 2-45　関係機関が行う措置

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

区分	措置内容
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 ④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び支援法人への送付
被災者生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県センター)	① 支給申請書の受領・審査・支給決定 ② 国への補助金交付申請等 ③ 支援金の支給 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

第３節 税・利用料の減免等

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

1　町税の減免等

実施主体	内容
総務課	（１）納税期限の延長 ● 災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び町税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。 （２）徴収猶予 ● 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により１年以内の期間を限り徴収を猶予する。 （３）減免 ● 災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、町税条例及び町税条例施行規則に定めるところにより町税の減免を行う。

2　利用料の減免等

実施主体	内容
本部長	● 保育料、水道料金等、各種利用料について、条例に基づき、又は本部長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3　県税・国税の減免等

実施主体	内容
国及び県	● 被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

4　医療費等負担の減免等

実施主体	内容
住民福祉課	● 国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

5　生活保護法に基づく自立支援

実施主体	内容
住民福祉課	● 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行う。

6　母子父子寡婦福祉資金の償還金支払い猶予

実施主体	内容
住民福祉課	● 母子及び父子並びに寡婦福祉法により償還金の支払い猶予の対策を行う。

第４節 住宅の確保

《基本的な考え方》

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。

1　住宅相談窓口の設置

実施主体	内容
地域振興課	● 建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2　住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

実施主体	内容
地域振興課	（１）公営住宅等の空き家活用 ● 既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。 （２）災害公営住宅の供給 ● 災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

3　災害復興住宅融資の活用促進

実施主体	内容
地域振興課	● 独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第５節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受付けるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

1　義援金の受付・配分

実施主体	内容
住民福祉課	（1）受付 ● 町に寄託される義援金は、受付窓口を開設して受け付ける。 ● 受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。 （2）保管 ● 被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。 （3）配分 ● 配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、公平かつ迅速な配分を実施する。 ● 県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2　義援物資の受付・配分

実施主体	内容
住民福祉課	（1）受付 ● 町に寄託される義援物資は、受付窓口を開設して受け付ける。 ● 受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。 （2）保管 ● 被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。 （3）配分 ● 義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第３章　産業の復興支援

《基本的な考え方》

町は、災害により被害を受けた中小企業、農業・漁業従事者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関等の制度融資等を周知し、その円滑な利用を促進する。

1　連携体制の構築

実施主体	内容
地域振興課	● あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2　制度の周知

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県等による相談窓口を広く被災者に広報する。 ● 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3　資金需要の把握・調査への協力

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

4　経済復興対策

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

第3編 地震・津波対策編

第１部　地震・津波応急対策計画

第１章　組織動員体制

第１節 動員配備体制

《基本的な考え方》

町は、災害状況に応じて必要な動員配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。

1　応急対策活動等

実施主体	内容
全職員	● 災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、状況に応じて「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

2　配備体制等

配備体制	時期	概要	動員体制	意思決定権者
第一配備 （警戒体制）	● 警戒レベル３ 高齢者等避難を発令する段階 ● 警戒レベル４ 避難指示の発令に備える段階	● 副町長以下幹部により、災害警戒本部を設置できる体制とする。 ● 警戒レベル３（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル４（避難指示）の発令を判断できる体制とする。	● 総務課長 ● 災害関係部署の職員	副町長
第二配備 （非常体制） 警戒本部設置	● 警戒レベル４ 避難指示を発令する段階	● 町長以下幹部により、災害警戒本部の設置及び災害対策本部会議を開催できる体制とする。 ● 警戒レベル４（避難指示）を発令できる体制とする。	● 町長 ● 副町長 ● 総務課長 ● 各課長 ● 災害関係部署の職員	町長
第三配備 （緊急非常体制） 災害対策本部設置	● 警戒レベル５ 緊急安全確保を発令する段階	● 予め定めた全職員により、組織・機能の全てをあげて応急対策活動を実施できる体制とする。 ● 警戒レベル５（緊急安全確保）を発令できる体制とする。	● 全職員	

3　配備基準

配備体制	時期	配備基準
第一配備 （警戒体制）	● 警戒レベル３ 高齢者等避難を発令する段階 ● 警戒レベル４ 避難指示の発令に備える段階	● 町内に震度４又は５弱の地震が発生したとき ● 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき ● その他、町長が必要と判断したとき
第二配備 （非常体制） 警戒本部設置	● 警戒レベル４ 避難指示を発令する段階	● その他、町長が必要と判断したとき
第三配備 （緊急非常体制） 災害対策本部設置	● 警戒レベル５ 緊急安全確保を発令する段階	● 町内に震度５強以上の地震が発生したとき ● 予報区「高知県」に津波警報、大津波警報が発表されたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ● その他、町長が必要と判断したとき

4　動員配備指令、連絡

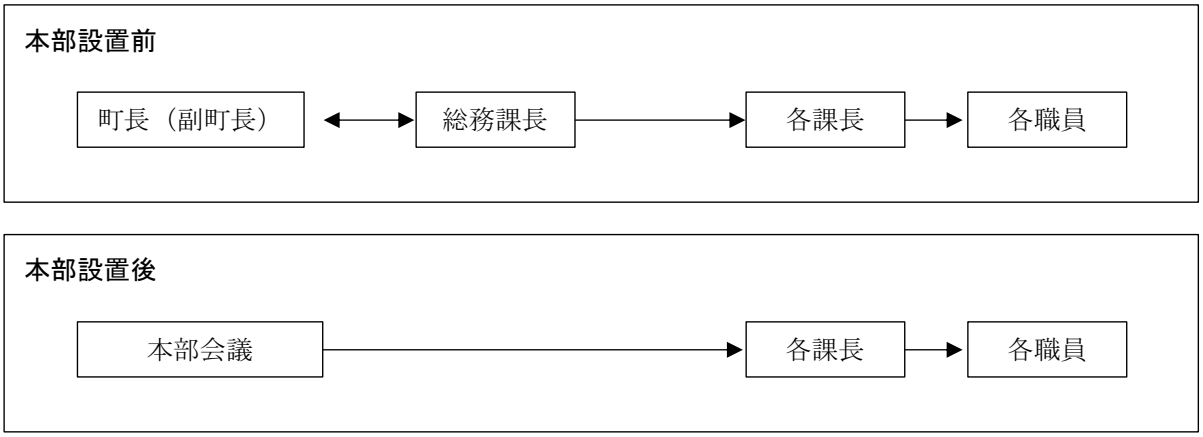
（１）動員配備指令

時期	指令方法等
本部設置前	配備基準に応じた配備（自動配備指令）となる。 ただし、大津波警報発令時は、避難を優先する。
本部設置後	原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。
特例	町長（本部長）、副町長（副本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の課に対して動員配備指令を発令する。

（２）勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり総務課長が各課長へ連絡し、各課長は各職員に連絡する。

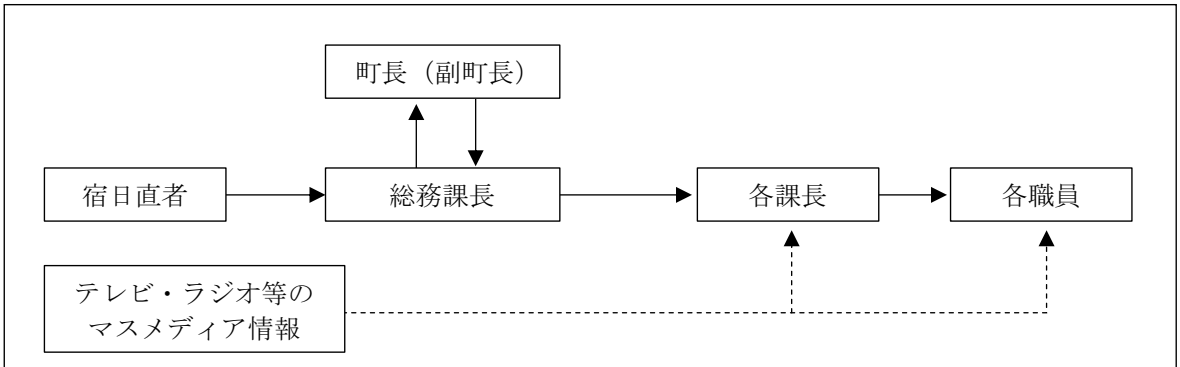
勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート



（３）勤務時間外における動員配備指令の連絡

実施主体	内容
総務課長 （不在の場合は防災担当職員）	● 震度階に応じた動員配備（ただし、大津波警報発令時は、避難を優先）となるが、電話連絡可能な場合、庁舎の宿日直者（以下「宿日直者」という）から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各課長に連絡する。 ● 町長及び副町長にその旨を報告する。

勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート



ア　参集すべき職員が出動していない場合は、各課長もしくは課長補佐が、動員配備指令を連絡する。

イ　配備基準よりも動員を強化する場合は、各課長もしくは課長補佐が、課内連絡網により動員配備指令を連絡する。

5　配備体制の確立

実施主体	内容
全職員	（１）勤務時間内の体制の確立 ● 本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。 （２）勤務時間外の体制の確立 ● 「震度４」以上の地震が発生した場合、震度階に応じた配備基準により、あらかじめ指名･任命されている職員は､直ちに所定の場所に自主参集し、本部体制を確立する。ただし、大津波警報発令時は、避難を優先する。 ● 本部体制が確立するまでの間は、初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、総務課長又は防災担当職員が参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。 ［参考 3-1　初期対応］

参考 3-1　初期対応

① 防災担当者は、消防団等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたるとともに住民からの通報等による被害情報の収受も行う。
② 防災担当者は、必要に応じて県及び関係機関との連絡調整にあたる。
③ 町役場近傍に居住する職員の内から､町長があらかじめ指名した職員及び総務課職員は町役場３階に自主参集し、本部体制が確立できるよう宿日直者と連携して、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。ただし、大津波警報発令時は、防災センターに参集する。

6　職員の参集

（１）非常参集義務

実施主体	内容
全職員	● 災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。 ● 大津波警報発令時は、避難を優先し、参集場所は、防災センターとする。 ［参考 3-2　参集場所］ ［参考 3-3　参集を免除する者］

参考 3-2　参集場所

【勤務時間内の参集場所】
● あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所
● その他の職員は指示された場所
【勤務時間外の参集場所】
● あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所
● その他の職員は近くの避難所

参考 3-3　参集を免除する者

① 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者 ② その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

（２）自主参集

実施主体	内容
全職員	● 勤務時間外において「震度４」以上の地震が発生した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじめ指定された場所に参集する。

（３）交通途絶時等の参集

実施主体	内容
全職員	● 勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。 ● 他の状況により不可能なときは、出向もしくは最寄りの高知県出先機関に参集し、当該機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

（４）動員報告

実施主体	内容
各本部員	● 配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」により総務課に報告する。
総務課	● 各課の報告を整理して本部長に報告する。

（５）参集時の注意事項

実施主体	内容
全職員	● 参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。 ● 参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告する。

第２節 災害警戒本部体制

《基本的な考え方》

「震度４」の地震が発生した場合、又は町長が必要と認めた場合、町長の指示により災害警戒本部を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

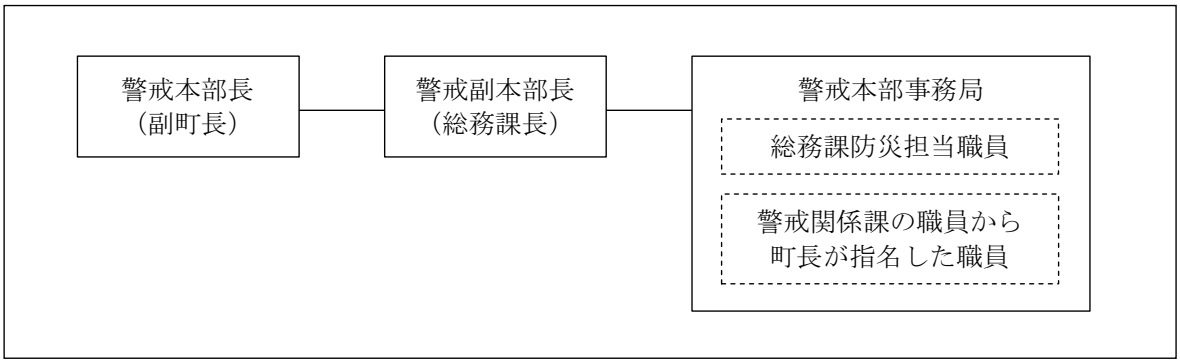
1　災害警戒本部の設置

項目	内容
設置基準	● 町長が必要と認めたとき
廃止基準	● 災害対策本部が設置されたとき ● 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき ● 災害発生のおそれがなくなったとき ● 町長が適当と認めたとき
設置場所	● 警戒本部は、町役場３階に設置し、必要に応じて防災センターへと移動する。

2　組織

項目	内容
警戒本部	● 災害警戒本部長は副町長とする。 ● 総務課長を災害警戒副本部長とする。 ● 災害警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局を置く。警戒本部事務局の要員は、総務課防災担当職員及び警戒関係課の職員から町長が指名した職員とする。 ● 状況に応じて警戒関係課の職員は災害警戒本部長の命により警戒本部の活動に従事する。 ［参考 3-4　災害警戒本部の組織］
災害警戒本部事務局	● 情報の収集や災害応急活動の調整・把握等を行う。

参考 3-4　災害警戒本部の組織



3　事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

① 情報の収集・伝達に関すること
② 職員の配備に関すること
③ 災害応急活動に関すること
④ 関係機関に対する応援の要請に関すること
⑤ 県が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
⑥ 災害対策本部の設置に関すること
⑦ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

第３節 災害対策本部体制

《基本的な考え方》

「震度５弱」以上の地震が発生した場合、津波警報・大津波警報が発令された場合、又は町長が必要と認めた場合、町長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

１　災害対策本部の設置

項目	内容
設置基準	● 「震度５弱」以上の地震が発生したとき ● 予報区「高知県」に津波警報、大津波警報が発令されたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき ● その他、町長が必要と認めたとき
廃止基準	● 予想された災害の危険が解消したとき ● 災害応急対策がおおむね完了したとき ● 本部長（町長）が適当と認めたとき
設置場所	● 本部は、大津波警報が発令されたときは防災センターに、その他の場合は、町役場３階に設置する。 ● 災害の規模、その他の状況により本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。
設置、廃止等の通知	● 町長（本部長）は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、庁内各課、報道機関、その他関係機関に通知する。 ［参考 3-5　本部設置の通知方法］
その他	● 本部を設置したときは、本部室入口に「田野町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

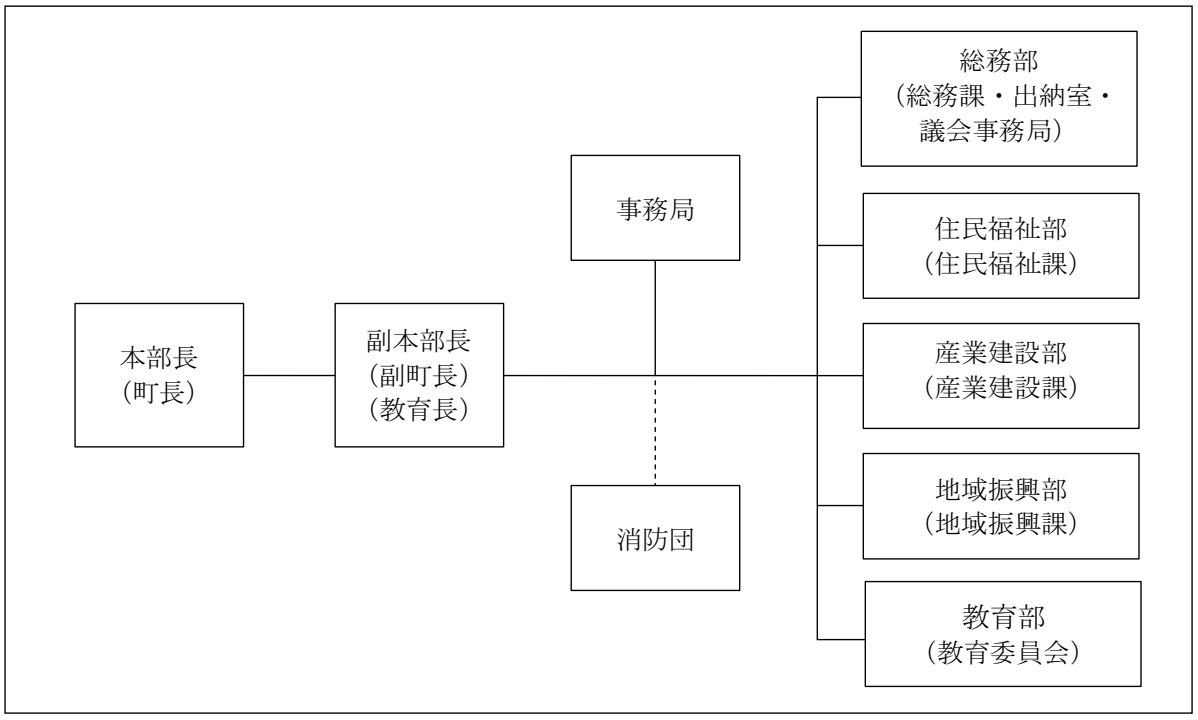
参考 3-5　本部設置の通知方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当
庁内各部	口頭	総務課
報道機関	口頭及び文書	
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	

2　組織

項目	内容
本部の組織	● 町長を本部長とする。 ● 副町長、教育長を副本部長とする。 ● 各課長等を本部員とする。 ● 本部のもとに部を置き、部に部長及びその他必要な職員を置く。 ● 部長は、部の災害応急対策等を統括し、部の災害応急対策等の推進責任者とする。 ● 次のように部及び部の職員を置く。 ① 災害対策本部として、総務課・出納室・議会事務局、産業建設課、地域振興課、住民福祉課、教育委員会を単位として部を置く。 ② 上記の部のほか、本部に本部事務局を置く。 ［参考 3-6　災害対策本部等の組織］ ［参考 3-7　町長不在時の代行順位］
本部会議	● 防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。 ① 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。 ② 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。 (ア) 災害応急対策等の方針、推進に関すること (イ) 配備体制の決定に関すること (ウ) 各部間の連絡調整事項の指示に関すること (エ) 自衛隊の派遣要請の要求に関すること (オ) 災害救助法の適用要請に関すること (カ) 他の地方公共団体等への応援要請に関すること (キ) その他災害に関する重要な事項
本部事務局	● 各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。 ● 本部事務局の職員は５人以内で、総務課防災担当職員のほか、町長があらかじめ任命した職員で構成する。

参考 3-6　災害対策本部等の組織



参考 3-7　町長不在時の代行順位

優先順位	担当
第１順位	副町長
第２順位	教育長
第３順位	総務課長

3　各部の事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりとする。

災害対策本部事務分掌

区分	責任者	所掌課	事務分掌
本部長	町長	－	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 避難指示について協議・決定 3. 避難所の開設・運営方針について協議・決定 4. その他災害対策全般に関する重要事項を協議・決定 5. 本部統轄 6. 応急対策に係る職員の動員及び派遣について協議・決定 7. 県、公共機関及び国への応援要請について協議・決定 8. 自衛隊への応援要請について協議・決定
副本部長	副町長 教育長	－	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 本部長補佐 3. 災害関係経費の支出
事務局	総務課長	総務課	1. 本部会議の運営事務 2. 各種情報の管理 3. 各部の活動状況の把握 4. 各部、各班への本部司令、情報の伝達 5. 防災活動の調整 6. 避難指示、人命救助等の重大事項を本部会議に上申
総務部	総務課長 (会計管理者) (議会事務局長)	総務課 出納室 議会事務局	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 被災者の救出、避難誘導に関すること 3. 避難所の開設及び運営に関すること 4. 災害対策本部の運営・各部の連絡調整 5. 情報の収集・整理 6. 被害状況の情報収集及び報告 7. 現地情報の受理 8. 気象情報・災害情報の収集・伝達 9. 避難指示の伝達 10. 関係機関との連絡調整、応援の要請 11. 住民への広報 12. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応 13. 応急対策用物品の購入 14. 情報システムの被害調査、応急復旧 15. 防災関係各機関との通信手段の確保 16. 町内各地区、防災拠点等との通信手段の確保 17. 土地・家屋等の被害調査 18. 各種災害証明、料金減免等の手続き 19. 職員の動員・参集及び家族の安否確認等に関すること 20. 災害対策に必要な労務供給の確保に関すること 21. 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関すること 22. その他災害対策全般に関すること 23. 出納事務 24. 行方不明者の捜索に関すること

区分	責任者	所掌課	事務分掌
産業建設部	産業建設課長	産業建設課	1. 豪雨時の危険箇所の見回り、水防活動 2. 水防倉庫の管理及び倉庫資材輸送に関すること 3. 道路、河川、堤防等の被害調査、応急対策 4. 仮設道路の建設、障害物除去対策に関すること 5. 交通規制 6. 水道の被害調査、応急対策 7. 応急給水 8. 仮設トイレの調達 9. し尿の収集、集積、処理 10. 有害物質対策 11. ごみ・がれきの収集、集積、処理 12. 町内事業所・農家・漁家の被害調査、業務再開支援 13. 農地・山林・農業施設の被害調査、復旧支援 14. 漁業施設の被害状況把握及び災害対策に関すること 15. 部署所管施設、営繕工事中の建築物等の被害状況、保安及び応急対策に関すること 16. 応急災害対策の技術工法の技術指導
地域振興部	地域振興課長	地域振興課	1. 車両の調達・配車管理 2. 応急資器材・人材の確保、協力事業所との調整 3. 協力関係機関からの受け入れに関すること 4. ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整 5. 災害応急対策用地の確保に関すること 6. 公営住宅等の応急修理に関すること 7. 応急住宅の建設及び応急住宅修理に関すること 8. 県による仮設住宅確保への協力
住民福祉部	住民福祉課長	住民福祉課	1. 救護所の設置、応急救護 2. 要配慮者対策に関すること 3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4. 乳幼児、妊産婦の救護に関すること 5. 高齢者、障がい者の救護に関すること 6. 食料・物資の確保・配布 7. 被災者、作業隊、職員への炊き出しに関すること 8. 米穀食材、燃料の確保、供給計画に関すること 9. 義援金品等の受付及び配分に関すること 10. 医療・保健・福祉の専門職の受援の調整 11. 日本赤十字社高知県支部、町社会福祉協議会との連絡に関すること 12. ボランティアの受援の調整 13. 住民の健康支援・保健衛生 14. 遺体の安置・火葬・埋葬 15. 遺族との連絡調整 16. 相談窓口の設置に関すること
教育部	教育長	教育委員会	1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保 2. 学校・認定こども園、社会教育施設の被害調査・応急対策 3. 避難所の開設支援 4. 給食施設等調理設備を活用した炊き出し 5. 教職員の連絡調整 6. 授業の再開への支援 7. 災害時の教育教材等の調達、指導に関すること 8. 災害時の保育給食及び学級給食に関すること 9. 教育関係義援金品に関すること 10. 文化財の被害調査・応急対策

※その他、上記事務分掌に記載のない災害対応業務が発生した場合は、各課の所管する業務を踏まえ必要に応じて災害対応にあたるものとする。

第２章　情報の収集・伝達

第１節 地震情報の収集

《基本的な考え方》

地震・津波情報を迅速かつ的確に収集する。

１　地震・津波情報の収集

気象庁による地震・津波情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信される。これらの的確な収集に努める。

地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）※1	・地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上又は最大長周期地震動階級が３以上と予想された場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上）が予想される地域及び震度４が予想される地域名
緊急地震速報（予報）	・いずれかの地震観測点において、P波又はS波の振幅が 100 ガル以上となった場合 ・マグニチュードが 3.5 以上、又は最大予測震度が３以上、長周期地震動階級が１以上である場合	・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 ・地震の規模（マグニチュード）の推定値 ・予測される最大震度が震度３以下のときは、予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） ・予測される最大震度が震度４以上又は長周期地震動階級１以上のときは、地域名に加えて ―震度４以上又は長周期地震動階級１以上と予測される地域の揺れの大きさの予測値（予測震度、予測長周期地震動階級） ―その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）
震度速報	・震度３以上	・地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	・「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 ・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	・震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※２ ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

※１　緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合、又は長周期地震動階級４が予想される場合（令和５年２月１日より）を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。
※２　国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表している。

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから３分（一部の地震※1については約２分）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区※2単位で発表する。

このとき、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることが出来ないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

※1　日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震
※2　高知県沿岸は、全域が一つの予報区で予報区名は「高知県」

津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ※1		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※2	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 (10m＜予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
		10m （5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		5m （３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ)	表記しない	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※1　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※2　大津波警報は、平成 25 年８月 30 日より特別警報に位置づけられている。

津波警報・注意報以外に、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を発表する「津波に関する情報」がある。

津波に関する情報の種類と内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点※１の満潮時刻・津波の到達予測時刻を発表する。
津波観測に関する情報※２	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報※３	沖合で観測した津波の時刻の高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※１　高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、中土佐町久礼港。須崎港は「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」のみ発表する。

※２　「津波観測に関する情報」は、沿岸で観測された津波の第１波の到着時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※３　「沖合の津波観測に関する情報」は、沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到着時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を公表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※１）の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値※２、沿岸での推定値とも数値で発表

※１　沿岸からの距離が 100 ㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。
※２　沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。

また、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する）。

津波予報

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

2　気象情報の併行収集

実施主体	内容
総務課	● 県から町に通報される火災気象通報にも注意し、必要に応じて町として火災警報を発令する。 ※地震に伴い発生する火災は、乾燥下で、延焼による被害拡大の危険性が高まるため、町として火災警報を発令することが認められている。 ［参考 3-8　火災気象通報の基準］

参考 3-8　火災気象通報の基準

高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。
ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3　異常現象発見時の通報

実施主体	内容
全職員	● 災害発生のおそれがある異常現象を発見した人は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長（本部長）、警察、中芸消防署又は消防団に通報する。 ［参考 3-9　通報すべき異常現象の内容］

参考 3-9　通報すべき異常現象の内容

① 地割れ、がけ崩れ等
② 堤防からの漏水
③ 湧き水の出現
④ 井戸水位の急激な変動
⑤ その他、ごく小規模な災害の発生等

4　参集時の職員の情報収集

実施主体	内容
全職員	● 参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第２節 初動のための情報伝達

《基本的な考え方》

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、気象情報や被害の状況等を速やかに伝達する。

1　庁内における伝達

実施主体	内容
総務課	（1）連絡する情報 ● 地震情報の収集は総務課が行い、次の情報は直ちに町長、副町長、教育長に報告する。 ① 「震度４」以上の地震が観測された場合の地震及び津波情報 ② その他重要なもの （2）勤務時間内における連絡方法 ● 各課への連絡は、総務課が電話又は伝令で行う。 ● 電話の場合は、各課長に対して行う。ただし課長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。 ● 課内の所属職員への連絡は、課内において行う。 （3）勤務時間外における連絡方法 ● 職員は自らラジオ・テレビ等によって地震及び津波情報等を収集し、避難又は自主参集を行う。 ● 電話連絡が可能な場合は、各課長から連絡網によって連絡する。

2　住民への周知

実施主体	内容
町長（本部長）	● 必要に応じて、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。 ● 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。 ● ラジオ、テレビ等を通じて周知される地震及び津波に関連する情報に加え、必要と認めた情報等について、知事又は各報道機関に依頼して住民に周知を図るほか、防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速に周知する。
総務課	● 必要と認められる地震及び津波に関連する情報のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。

第３節 被害情報の収集・報告

《基本的な考え方》

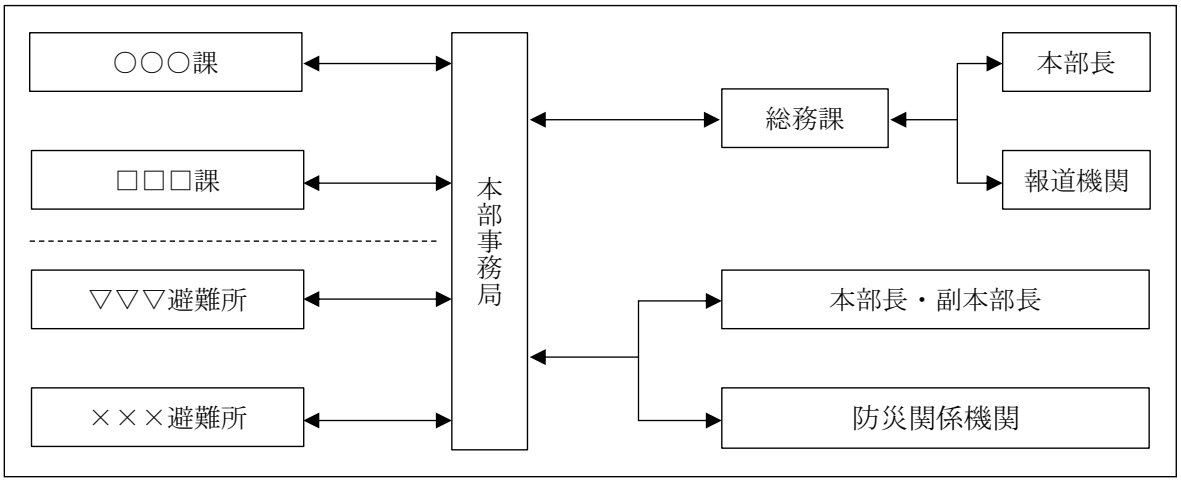
災害発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、各課の役割分担のもと、速やかに被害調査を行い、県に報告する。

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、収集する情報の範囲を広げるとともに精度を高めることとする。

1　情報収集の一元化

実施主体	内容
情報総括責任者	● 被害情報は、本部事務局、各課それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努める。 ［参考 3-10　各課からの情報収集の流れ］ ● 情報総括責任者は原則として各課長とし、各課長が業務につけないときは代理を配する。 ● 「被害状況調査票」により必要な情報を記載し、本部事務局に報告する。 ［参考 3-11　被害状況調査票に記入する項目］

参考 3-10　各課からの情報収集の流れ



参考 3-11　被害状況調査票に記入する項目

項目	内容
災害の概況	① 発生場所 ② 発生日時 ③ 災害種別
被害の状況	① 人的被害、住居被害など ② ライフラインの被害状況
応急対策の状況	① 応援の必要性 ② 災害対策本部の設置及び解散 ③ 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況 ④ 避難指示の状況 ⑤ 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む） ⑥ 実施した応急対策 ⑦ その他必要な事項

2　被害調査の実施

実施主体	内容
全職員	● 役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。 ［参考 3-12　被害調査の役割分担］ ● 自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努める。
産業建設課 地域振興課	● 必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

参考 3-12　被害調査の役割分担

調査担当部	調査項目
総務課 出納室 議会事務局	● 職員、議員の被害調査 ● 被災者台帳に基づく死傷者・行方不明者の調査 ● 中芸広域連合の被害調査
産業建設課	● 道路、橋梁の被害調査（ごめん・なはり線高架橋も含む） ● 河川、水路、海岸、港の被害調査 ● 土砂災害の被害調査 ● 水道施設の被害調査 ● 農地・農業施設、事業所の被害調査 ● 応急復旧工事を行う協力事業所の被害調査 ● 民間建築物・宅地の被害調査（資格者による応急危険度判定が必要） ● ごみ・し尿の収集事業所、処理施設の被害調査
地域振興課	● 町有財産の被害調査 ● 町営住宅の被害調査
住民福祉課	● 医療機関、保健センター、社会福祉施設の被害調査 ● 要配慮者台帳に基づく安否確認調査 ● 避難所への避難者に関する調査
教育委員会	● 園児・児童・生徒・教職員の被害調査 ● 学校・認定こども園・社会教育施設の被害調査 ● 文化財の被害調査

3　県への報告

実施主体	内容
本部事務局 各課	（1）報告基準 県への報告は本部事務局が、県関係部局への個別報告は各課が、次の基準により行う。 ① 災害救助法の適用基準に該当する程度のとき ② 災害対策本部を設置したとき ③ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき ④ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記①～③の要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき ⑤ 当該区域内で震度４以上を記録したとき ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき又は特に報告の指示があったとき （2）災害報告 ● 本部事務局は、高知県防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による報告により被害状況報告を行う。 ［参考 3-13　県への被害状況報告の区分］ ● 各課は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。 ［参考 3-14　被災情報伝達経路表］ （3）被害状況報告要領 ① 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。 ② 報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行う。 ［参考 3-15　直接即報基準］ ③ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、消防庁に報告する。 ④ なお、県との連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に通報する。 ⑤ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

参考 3-13　県への被害状況報告の区分

区分	内容
即報	報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。
確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内に県へ報告する。

参考 3-14　被災情報伝達経路表

被害区分		報告元	経由機関	県主管課
1 人的・住家・非住家被害		市町村		危機管理・防災課
2 田・畑		市町村	農業振興センター	農業基盤課
3 学校		管理者	教育事務所	教育委員会教育政策課
4 病院		病院（救護病院・一般病院等）	市町村	保健政策課
		病院（災害拠点病院）	福祉保健所	
5 道路・橋りょう・河川・海岸・砂防		市町村　（市町村管理分）		防災砂防課
		土木事務所(県管理分)		
6 港湾		土木事務所		港湾・海岸課
7 清掃施設		管理者		環境対策課
8崖崩れ	県管理	土木事務所		防災砂防課
	林野庁所管	市町村	林業事務所	治山林道課
	農村振興局所管	市町村	農業振興センター	農業基盤課
9 鉄道不通		管理者		交通運輸政策課
10 被害船舶	漁船	市町村		漁業管理課
	旅客船	市町村		交通運輸政策課
11 水道		管理者	福祉保健所	薬務衛生課
12 電話・電気		管理者		危機管理・防災課
13 ガス	都市ガス	管理者		消防政策課
	LPガス	管理者		消防政策課
14 ブロック塀等		市町村		危機管理・防災課
15 り災世帯・り災者		市町村		危機管理・防災課
16 火災発生		市町村		消防政策課
17 公立文教施設		市町村	教育事務所	教育委員会教育政策課
18 農林水産業施設	農業	市町村	農業振興センター	農業基盤課
	林業	市町村	林業事務所	治山林道課
	漁業	市町村	漁業指導所	漁港漁場課
19 公共土木施設		市町村	県各出先機関	防災砂防課、港湾・海岸課、漁港漁場課、治山林道課
		土木事務所		
20 その他の公共施設		市町村、県各課室		危機管理・防災課
21 農産被害		市町村	農業振興センター	環境農業推進課
22 林産被害		市町村	林業事務所	林業環境政策課
23 畜産被害		市町村	家畜保健衛生所	畜産振興課
24 水産被害		市町村	漁業指導所	水産業振興課
25 商工被害		市町村		商工政策課
26 災害対策本部の設置		市町村		危機管理・防災課
27 災害救助法の適用		市町村		地域福祉政策課
28 119番通報件数		市町村		消防政策課
29 災害の概況		市町村		危機管理・防災課
30 応急対策の状況		市町村		危機管理・防災課、消防政策課

※項目は、災害報告取扱要領による。
※最終的には危機管理・防災課が集約する。

参考 3-15　直接即報基準

① 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
② 以下のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
（ア）津波
・津波警報又は津波注意報が発表されたもの
・人的被害又は住家被害を生じたもの
（イ）風水害
・がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
・洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
（ウ）火山災害
・噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
・火山の噴火により、人的被害又は住家被害が生じたもの
（参考：火災・災害等即報要領）

第４節 情報通信システムの機能確保

《基本的な考え方》

災害発生後、ただちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じているときは、事業者と連携しながら、速やかに応急復旧を図る。

1　通信手段の確保

実施主体	内容
総務課	● 防災行政無線、固定電話、携帯電話、ＦＡＸ、インターネット、庁内ＬＡＮ、パソコン、コピー機、プリンター等、通常の情報通信機器・回線が確保されているときは、それらにより、通信等応急対策を行う。 ● 故障や不通が生じているときは、その原因を調査し、代替電源の確保や、事業者と連携した応急復旧を進める。

2　災害時優先電話の活用

実施主体	内容
総務課	● 一般電話回線が不通のときも、災害時優先電話が使用できる場合は、それにより通信を確保する。

3　多様な通信手段の活用

実施主体	内容
総務課	● 住民の協力を得ながら、漁業無線やアマチュア無線等の活用により、通信を確保する。

第５節 広報・広聴活動

《基本的な考え方》

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

1　広報や記者発表の実施

実施主体	内容
総務課	● 取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、住民への広報や記者発表を実施する。 ● 報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。 ［参考 3-16　広報の手段］ ［参考 3-17　広報の内容の例］

参考 3-16　広報の手段

① 広報紙の臨時発行
② 広報車による広報
③ 防災行政無線による広報
④ 避難場所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
⑤ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
⑥ インターネット（ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
⑦ 録音テープやＦＡＸ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報

参考 3-17　広報の内容の例

① 気象情報及び地震関連情報
② 被害状況
③ 避難指示等の呼びかけ
④ 避難所開設の情報
⑤ 二次災害の危険性に関する情報
⑥ 被災状況とその後の見通し
⑦ 安否情報
⑧ 応急対策情報
⑨ ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
⑩ 住宅情報
⑪ 医療機関等の生活関連情報
⑫ 福祉情報
⑬ 交通関連情報
⑭ 環境情報
⑮ ボランティア情報
⑯ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2　被災者に対する情報伝達

実施主体	内容
総務課	● 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う。 ● 避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

3　広聴活動の実施

実施主体	内容
総務課	● 各種の問合わせに対応できる総合的な問合わせ窓口を設置する。 ● 災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していくとともに、災害対策本部事務局でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、災害対策本部各部で実施していく。 ● 議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。

第３章　応援・派遣要請

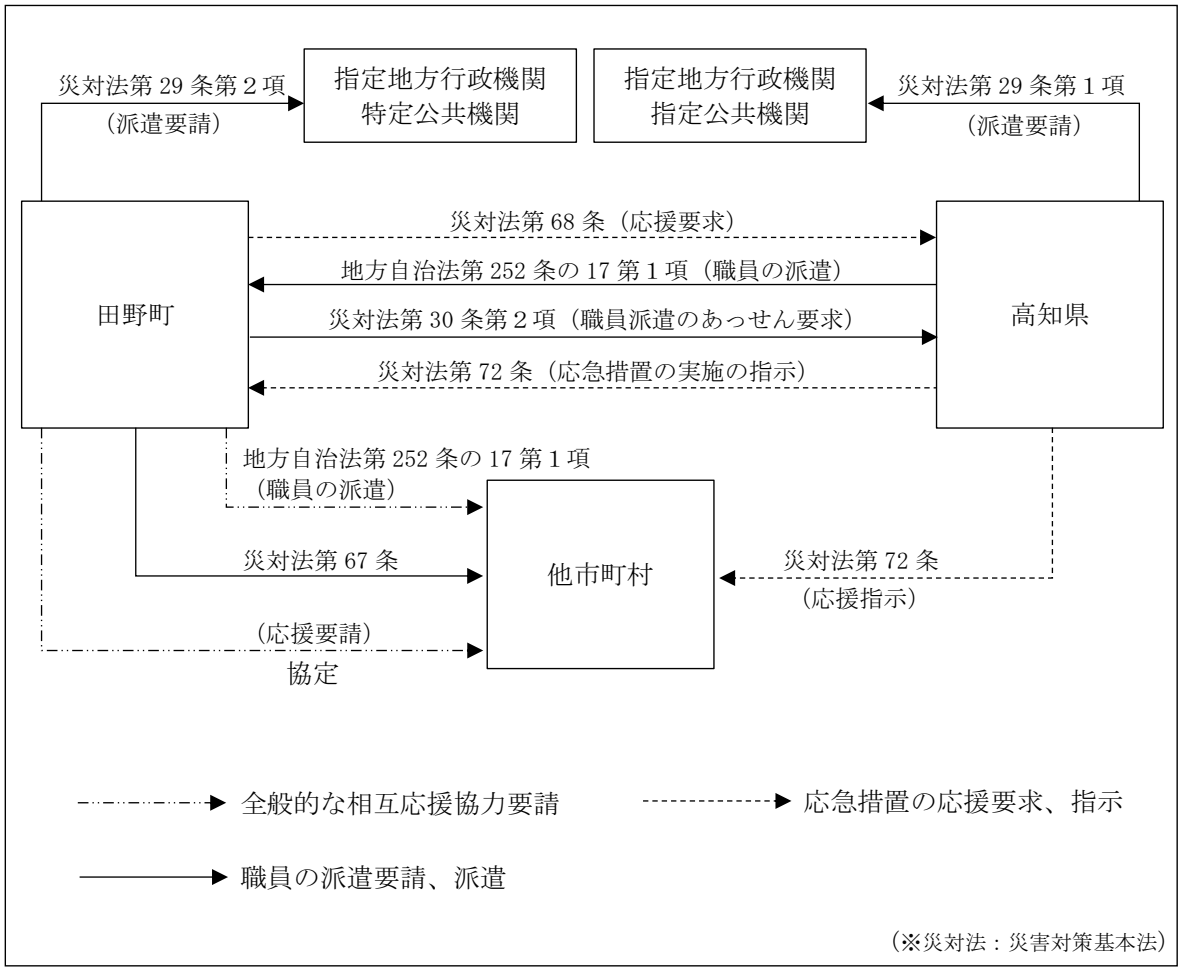
第１節 広域応援等の要請と受入れ

《基本的な考え方》

被害が甚大で、町単独で対処することが困難なときは、県等に応援要請を行う。応援活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備に努める。

［参考 3-18　法律、協定に基づく応援協力の要請の系統］

参考 3-18　法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



1　応援の要請

（1）県への応援要請

実施主体	内容
総務課	● 災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。 ［参考 3-19　県への応援要請記載事項］
各課	● 本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各課において県の担当部局に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、本部長は要請した旨を知事に報告する。

参考 3-19　県への応援要請記載事項

① 災害の状況
② 応援を要請する理由
③ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
④ 応援を必要とする活動内容
⑤ その他必要な事項

（2）県下市町村への応援要請

実施主体	内容
総務課	● 県への応援要請のほか、必要に応じ県下市町村に対し必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。 ［参考 3-20　県下市町村への応援要請記載事項］

参考 3-20　県下市町村への応援要請記載事項

① 災害の状況
② 応援を要請する理由
③ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
④ 応援を必要とする活動内容
⑤ その他必要な事項

（3）緊急消防援助隊の派遣要請

実施主体	内容
総務課	● 災害の範囲が拡大し、中芸消防署の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

（４）相互応援協定市町村への応援要請

実施主体	内容
総務課	● 必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

2　職員の派遣要請等

実施主体	内容
総務課	● 災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、必要事項を記載した文書で行う。 ［参考 3-21　職員派遣あっせん要請記載事項］

参考 3-21　職員派遣あっせん要請記載事項

① 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
② 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
③ 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤ その他必要な事項

3　応援の受入れ

実施主体	内容
総務課	● 県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局に速やかに連絡する。 （１）誘導 ● 応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。 （２）連絡窓口の設置 ● 連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。 （３）資機材等の準備 ● 広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。 （４）災害用臨時ヘリポートの準備 ● ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。 ● ヘリポートは、中芸広域体育館を基本とし、中芸広域体育館が避難者の受け入れ等で十分な着陸スペースがとれないときは、田野中学校グラウンド、田野小学校グラウンド等を使用する。土のグラウンドには、土ぼこりが舞わないよう、水をまく等の措置をとる。

4　他市町村への避難の受け入れの要請

実施主体	内容
総務課	● 町内で甚大な被害が発生し、他市町村への避難を余儀なくされる場合は、応援要請の方法に準じて、県を介して、相手方市町村に、避難民の受け入れ等の要請を行う。

第２節 自衛隊の派遣要請

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、本町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県を通じて行う。市町村は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」するが、通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

１　派遣要請

（１）県への派遣要請の要求

実施主体	内容
総務課	● 「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、知事に「要請を要求」する。この場合において、本部長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。 ● 知事の要請、町の連絡は文書によるが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出する。 ［参考 3-22　自衛隊連絡先］ ［参考 3-23　要請等文］

参考 3-22　自衛隊連絡先

所在地	区分	連絡先
香川県善通寺市	陸上自衛隊第 14 旅団	県防災行政無線　― 一般加入電話　0877-62-2311
高知県香南市	陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊	県防災行政無線　31215-619 一般加入電話　0887-56-3471
徳島県小松島市	海上自衛隊第 24 航空隊	一般加入電話　0885-37-2111
徳島県板野郡 松茂町	海上自衛隊徳島教育航空群	一般加入電話　088-699-5111

参考 3-23　要請等文

① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となるべき事項

（２）自衛隊への派遣要請

実施主体	内容
総務課	● 特に緊急を要し、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。 ● 原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

（３）自衛隊の自主派遣

実施主体	内容
自衛隊	● 震度５弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達する。 ● 突発的災害が発生し、状況から特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。 ［参考 3-24　自主派遣の判断基準］

参考 3-24　自主派遣の判断基準

① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合
③ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
④ その他災害に際し、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2　派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

実施主体	内容
総務課	（１）自衛隊の受入れ担当 ● 自衛隊の受入れ、町災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務課があたり、連絡調整のために町の連絡担当者を指名し、町に連絡窓口を設置する。 （２）災害対策本部への自衛隊連絡班の参加 ● 自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。 （３）ヘリポート等の開設準備 ● ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保等、準備に万全を期す。 ● 予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知する。 （４）作業実施期間中の現場責任者の設定 ● 作業実施期間中は、応援を受ける各担当課長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。 （５）派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 ● 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。 （６）派遣部隊の野営地の確保 ● 災害派遣部隊の野営地として、中芸広域連合や県と協議しながら、中芸広域体育館、中芸高校を活用する。 （７）経費の負担区分 ● 活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を県及び町で負担することとする。

［参考 3-25　自衛隊の災害派遣時の活動の例］

参考 3-25　自衛隊の災害派遣時の活動の例

① 被害状況の把握	⑧ 通信支援
② 避難の援助	⑨ 人員及び物資の緊急輸送
③ 遭難者等の捜索・救助	⑩ 給食及び給水等の支援
④ 水防活動	⑪ 宿泊支援
⑤ 消防活動	⑫ 危険物等の保安及び除去
⑥ 道路等交通上の障害物の排除	⑬ その他
⑦ 応急医療、救護及び防疫の支援	

3　知事への撤収要請の要求

実施主体	内容
総務課	● 派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第３節 労務の提供

《基本的な考え方》

応急対策のための人員の確保を行う。

１　日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

実施主体	内容
住民福祉課	● 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

２　職員の派遣要請及びあっせん要求

実施主体	内容
総務課	● 災害対策基本法に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行う。

第４章　避難誘導対策

第１節 避難指示等、屋内待避の指示

《基本的な考え方》

住民に生命又は身体の危険が迫っているとき、町は災害対策基本法第 60 条、水防法第 29 条を根拠に、高齢者等避難や避難指示又は緊急安全確保、「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令し、住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

災害対策基本法に基づく発令はあくまで町主体で行う必要があるが、町が発令できないときに限り県が代行する。県は地すべり防止法第 25 条、水防法第 29 条に基づく避難指示（緊急）は行うことができる。このほか、災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条、自衛隊法第 94 条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難指示（緊急）を行う。

１　避難指示等の基準

（１）津波

区分	発令基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（事前避難対象地域以外）
警戒レベル４ 避難指示	● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。） ● 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（事前避難対象地域）
警戒レベル５ 緊急安全確保	● 基本的に発令しない

2　避難指示等の発令・周知

実施主体	内容
本部長	● 津波注意報は必要に応じて、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、避難指示を発令する。 ● 住民の生命又は身体に影響する可能性がある現象が発生した場合には、必要に応じて、高齢者等避難又は「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令する。
総務課	● 町以外にも県や警察官等が発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（町、県、国、警察官等）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡等を明らかにしながら、防災行政無線、エリアメール、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。 ［参考 3-26　避難指示等の文例］

参考 3-26　避難指示等の文例
【津波の例】

区分	文例
大津波警報、津波警報が発表された場合	■ 緊急放送、避難指示発令。 ■ こちらは、田野町です。 ■ 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。 ■ ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	■ 緊急放送、避難指示発令。 ■ こちらは、田野町です。 ■ 強い揺れの地震がありました。 ■ 津波が発生する可能性があるため、○○地域に避難指示を発令しました。 ■ ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
津波注意報が発表された場合	■ 緊急放送、避難指示発令。 ■ こちらは、田野町です。 ■ 津波注意報が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。 ■ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

3　避難指示等の解除

実施主体	内容
本部長	● 災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに避難指示等を解除し、その旨を公示する。

第２節 避難の誘導

《基本的な考え方》

避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫しているときは、町職員、中芸広域連合職員、中芸消防署、消防団、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、住民が指定緊急避難場所、指定避難所等、安全な場所に避難するよう誘導する。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、「第５編 第２章」に示すとおりである。

１　勤務時間内の避難誘導

（１）大津波警報発令時

実施主体	内容
総務課	● 町役場での情報収集により、津波の規模、到達予想時間の観点から、防災センターへの避難が必要かつ可能と判断される場合は、職員に対し、防災センターへの避難誘導を指示する。職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。
全職員	● 在庁の職員と、保健センター・ふれあいセンター等、町役場周辺にいる職員は、福祉サービス利用者や在庁の住民を町役場に誘導する。
町内に外出している職員	● 外出先で、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。
認定こども園	● 園舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、園舎内の安全な場所へ避難誘導を行う。
小学校	● 中芸高校への避難誘導を行う。
中学校	● 校舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、３階会議室等への避難誘導を行う。 ● 校舎自体が危険なときは、付近の高台へ避難誘導を行う。

（２）大津波警報以外の地震・津波の場合

実施主体	内容
総務課	● 町役場での情報収集により、津波による浸水がほぼない、又は到達までに相当の時間があることが判明した際は、職員に対し、町内の各指定緊急避難場所の見回りを指示する。 ● 見回りを行う職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、見回り先で、可能な避難誘導を行う。
全職員	● 在庁の職員と、保健センター・ふれあいセンター等、町役場周辺にいる職員は、浸水や建物倒壊や天板落下等の危険がある施設から、福祉サービス利用者や在庁の住民を町役場又はふれあいセンターに誘導する。
町内に外出している職員	● 自身の勤務施設に戻るか、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。
認定こども園	● 園舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、園舎内の安全な場所へ避難誘導を行う。
小学校	● 校舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、２階・体育館・屋上への避難誘導を行う。 ● 校舎自体が危険なときは、中芸高校への避難誘導を行う。
中学校	● 校舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、３階会議室等への避難誘導を行う。 ● 校舎自体が危険なときは、付近の高台へ避難誘導を行う。

（３）大規模火災や危険物からの避難の場合

実施主体	内容
総務課	● 職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、危険が迫っている地区の住民を安全な指定避難所に誘導する。 ※大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。

2　勤務時間外の避難誘導

（１）大津波警報発令時

実施主体	内容
総務課	● 自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。 ● 報道からの情報により、津波の規模、到達予想時間の観点から、中芸高校への避難が必要かつ可能と判断される場合は、指定緊急避難場所ごとに、職員、中芸消防署、警察、消防団、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、中芸高校への避難誘導を行う。

（２）大津波警報以外の地震・津波の場合

実施主体	内容
総務課	● 町役場での情報収集により、津波による浸水がほぼない、又は到達までに相当の時間があることが判明した際は、職員に対し、町内の各指定緊急避難場所の見回りを指示する。 ● 見回りを行う職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、見回り先で、可能な避難誘導を行う。 ● 津波の危険がある場合、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。 ● 津波の危険がない場合、町役場等、自身の参集場所に自主参集し、参集の途中で可能な避難誘導を行う。

（３）大規模火災や危険物からの避難の場合

実施主体	内容
総務課	● 自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの安全な指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。 ※大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難することが重要である。

第３節 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第 63 条に基づき町が、水防法第 14 条、消防法第 36 条において準用する同第 28 条に基づき消防署員、消防団員が実施できるほか、警察官、海上保安官、自衛官も実施できる。

1　警戒区域の設定

実施主体	内容
本部長	● その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
総務課	● なわ張り等による警戒区域の表示、交通規制等、必要な措置を安芸警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。 ● 可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2　警戒区域の解除

実施主体	内容
本部長	● 災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第４節 避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所を開設する。避難所の開設・運営は、避難所ごとにあらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」を活用し、町及び避難者が協力して行う。

１　避難所の開設

（１）避難所の開設

実施主体	内容
総務課	● 避難所の被害状況を早急に把握する。 ● 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合、その状況を判断してあらかじめ定めた避難所の内から開設する避難所を選定し、教育委員会に開設の指示伝達をする。 ● 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ● 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努める。 ● 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。 ● 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。 ● 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 ● 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。

（２）避難対象者

① 住居が被害を受け、居住の場を失った人
② 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある人

（３）避難所の開設方法

実施主体	内容
施設管理者	【勤務時間内に避難所を開設する場合】 ・教育委員会の指示伝達により、避難所を開設する。 【勤務時間外に避難所を開設する場合】 ・教育委員会の指示伝達により、地区の自主防災組織や施設の警備担当者等と協力して避難所を開設する。 ● 避難所を開設したときは、その旨を教育委員会を通して本部事務局に報告する。

2　避難所の運営・管理

（１）運営主体

① 避難所の運営は、初期段階では平常時は教職員等が中心になり、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら行う。
② 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
③ 避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
④ 避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等のコミュニティ単位のまとまりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得る等して、避難所の自主的運営を図る。

（２）避難者名簿の作成

実施主体	内容
施設管理者	● 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。 ● 避難者名簿の写しを本部事務局及び住民福祉課へ送付する。
避難者	● 氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を避難者名簿に記入する。 ※避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。

（３）飲料水、食料、生活必需品の供給

実施主体	内容
住民福祉課	● 飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、本部事務局等に報告する。 ● 救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て行う。 ● 避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布を行う。 ● 食事供与の状況等を把握し必要な対策を講じる。また、避難生活に不足する物資の調達を行う。

（４）避難所のトイレ対策

実施主体	内容
産業建設課	● 避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。 ● 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。 ● 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

（５）要配慮者等の搬送

実施主体	内容
住民福祉課	● 事前に把握している在宅の要配慮者で、施設での生活が必要な人は、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。 ● 集団的な避難生活が困難な要配慮者も、本人の意思を確認した上で福祉避難所等への移動を調整する。 ● 傷病者等の病状により、必要に応じて後方の社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。

（６）避難所における情報提供

実施主体	内容
総務課	● 避難所の各種運営情報を口頭・チラシ・ポスター・放送等で伝える。 ● 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。 ● 被害状況や避難者情報等について広報する。 ● 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

（７）要配慮者への配慮

実施主体	内容
住民福祉課	● 教育委員会と連携して高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、避難所内に福祉避難スペースの設置や、必要な生活必需品の配布等に配慮する。状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。

（８）男女のニーズの違い等への配慮

実施主体	内容
住民福祉課	● 避難所では、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。 ● 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

（９）健康支援・生活支援等の実施

実施主体	内容
住民福祉課	● 避難者の総合的な相談窓口を設置し、きめ細かな相談等を通じ、避難者の困りごとの把握に努める。 ● 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。 ● 避難所に滞在することができない被災者に対しても、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 ● 避難所における感染症対策のため、入口でのスクリーニングをはじめ、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 ● 感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部と住民福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、住民福祉課は、本部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 ● 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のケージ等の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

3　避難所の集約・閉鎖

実施主体	内容
総務課	● 学校での授業の再開等を行うため、避難所開設後１週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。 ● 開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

4　広域避難

実施主体	内容
総務課	● 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所等の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 ● 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第５章　災害拡大防止活動

第１節 人命救助・消防・捜索活動

《基本的な考え方》

災害発生時に、中芸消防署、消防団、さらには警察、自衛隊等が連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の捜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊等の応援隊が到着する前に人命救助や捜索の活動を大規模に展開する必要が生じている場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救助・搬送・捜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

1　人命の救助

実施主体	内容
本部長	● 必要に応じ迅速に緊急消防援助隊の出動要請を行う。
災害対策本部 地域住民 自主防災組織等	● 災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。
中芸消防署 消防団	● 日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生等の応急措置を行う。

2　傷病者の搬送

実施主体	内容
中芸消防署	● 局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されているときは、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ災害時救護病院である田野病院、救急告示病院かつ安芸保健医療圏の災害拠点病院である高知県立あき総合病院、救急告示病院である森澤病院等への搬送を行う。 ● 重篤なときは、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターヘリを依頼する。 ● 傷病者が多数発生しているときや、救急告示病院への搬送が不可能な場合、本町の災害時医療救護所であるふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）に搬送する。 ※これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官等が行うが、災害対策本部員や地域住民は、可能な支援を行う。

3　火災の消火と延焼の防止措置の実施

実施主体	内容
総務課	● 消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、協定に基づき、他市町村等に応援要請を行う。 ［参考 3-27　広域相互応援協定］
中芸消防署 消防団	● 火災が発生しているときは、中芸消防署、消防団を中心に、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、人命の安全確保のための消火活動や延焼防止措置を行う。 ● 従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

参考 3-27　広域相互応援協定

① 高知県消防広域相互応援協定
② 安芸市・中芸広域連合相互応援協定
③ 室戸市・中芸広域連合相互応援協定
④ 東洋町・中芸広域連合相互応援協定

4　被災者台帳の作成と行方不明者の捜索活動の実施

実施主体	内容
災害対策本部	● 発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を捜索活動関係者に提供する。
中芸消防署 消防団 警察、自衛隊等	● 連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、行方不明者の捜索活動を行う。

5　水防活動

実施主体	内容
総務課	● 地震発生を原因とする津波及び浸水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」等に準じ必要な措置を実施する。

第２節 医療救護活動

《基本的な考え方》

多数の傷病者への医療が必要なときは、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）に災害時医療救護所を設置し、安芸郡医師会等の医療従事者の協力のもとに、災害時救護病院である田野病院、災害拠点病院である高知県立あき総合病院等と連携しながら、迅速な医療救護活動を実施する。

１　災害時医療救護所の設置

実施主体	内容
本部長	● 通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生し、多数の傷病者がでることが予想される場合、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校（格技場）への災害時医療救護所の設置を決定する。 ● 田野病院に多くの傷病者が搬送され、田野病院から災害時医療救護所の設置を要請された場合も、災害時医療救護所の設置を決定する。
住民福祉課	● 災害時医療救護所の設置決定を受け、安芸郡医師会事務局、保健所及び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、災害時医療救護所での傷病者の受け入れ準備を進める。 ● 町社会福祉協議会事務局職員、中芸広域連合職員、ボランティア組織等にも協力を呼びかけ、受け入れ体制の確保に努める。

２　医療救護チームの編成

実施主体	内容
住民福祉課	● 安芸郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師や町職員、ボランティア等、協力人員の割り振りを行う。 ● 医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等の応援の要否を検討し、必要に応じて、県に要請する。
安芸郡医師会	● 医療従事者による医療救護チームの編成を行う。

3　医療救護活動の実施

実施主体	内容
災害対策本部	● 医療救護活動において、以下の内容について記録する。 ① 医療救護所に参集した要員名簿 ② 医療関係物資及びその他資機材リスト ③ 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（氏名、生年月日、疾病状況、搬送先を明記すること） ④ 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻 資料：高知県災害時医療救護計画（平成 27 年３月（令和５年７月一部改定)）
災害対策本部 事務局 住民福祉課	● 飲用水や医療用資機材、薬剤等の調達に努めるとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析等特殊な医療を要する被災者の広域的な災害拠点病院への搬送体制の確保に努める。
安芸郡医師会	● 災害時医療救護所では、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しながら、医療・看護活動を行う。

第３節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

災害により、倒壊しやすくなった建物、崩れやすくなった斜面等、危険箇所による二次災害の防止を図る。

1　公共施設・道路等の二次災害防止

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じて二次災害の防止に努める。 ● 危険性のある建物等への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2　民間宅地・建築物の二次災害防止

実施主体	内容
総務課 産業建設課	● 実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請等の支援要請をする。 ● 判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施する。 ［参考 3-28　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容］

参考 3-28　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

項目	内容
被災建築物応急危険度判定	● 被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、被災建築物応急危険度判定士が主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	● 被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するもの

第６章　緊急輸送・交通対策

第１節 交通網の確保

《基本的な考え方》

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するとともに、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道やごめん・なはり線の早期啓開、早期復旧を図るとともに、町道網の早期復旧を進める。

1　被害状況の把握と報告

実施主体	内容
産業建設課	● 災害発生後、速やかに自動車又はオートバイ、自転車、徒歩により道路、鉄道、奈半利港田野泊地、ヘリコプター発着場となりうる公共施設の被害状況の調査を行い、関係機関に報告する。

2　町道の交通規制等の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 危険箇所が発生している町道について、安芸警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。 ● 町が管理する道路等において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。 ● 運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。 ● 措置にあたっては、災害対策基本法に基づくものとする。

3　国道 55 号、県道西谷田野線の交通規制への協力

実施主体	内容
産業建設課	● 国道 55 号、県道西谷田野線が、不通状態になり、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知等、警察等による交通規制活動に協力するほか、町内の道路の被災の状況を検討しながら、町道による代替輸送路の確保に努める。

4　船舶、ヘリコプター発着場の機能確保

実施主体	内容
産業建設課	● 船舶やヘリコプターによる交通が可能となるよう、県等・関係機関と連携し、障害物の除去等を行う。

5　重要道路の早期啓開の促進

実施主体	内容
産業建設課	● 国道 55 号、県道西谷田野線の早期啓開にむけ、町有地の作業場としての提供等、国・県の応急復旧作業に協力する。 ● 町道については、重要道路を優先しながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

6　ごめん・なはり線の早期復旧への協力

実施主体	内容
地域振興課	● ごめん・なはり線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、町有地の作業場としての提供等、事業者の応急復旧作業に協力する。

第２節 緊急輸送の実施

《基本的な考え方》

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

1　車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

実施主体	内容
総務課	● 各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を図る。

2　緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付

実施主体	内容
総務課	● 交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、安芸警察署又は県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。 ● 事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3　緊急輸送の実施

実施主体	内容
総務課	● 緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4　物資集積場の開設

実施主体	内容
総務課	● 備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて物資集積場を開設して活動する。 ● 物資集積場は、被害状況、規模等に応じ、中芸高校、ふれあいセンター、防災センターから選定して開設する。 ● 物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

5　物資の管理

実施主体	内容
総務課	（１）物資受払簿の作成 ● 調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等の受払簿を作成し、的確な物資管理に努める。 （２）物資の分類・整理 ● 食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

第７章　災害救助法の適用

《基本的な考え方》

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を受ける。

［参考 3-29　災害救助法の適用基準］
［参考 3-30　災害救助法による救助の種類と実施者］

参考 3-29　災害救助法の適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上	救助法施行令第１条第１項第１号
②	県内の住家滅失世帯数	1,500 世帯以上	救助法施行令第１条第１項第２号
	町内の住家滅失世帯数	15 世帯以上	
③	県内の住家滅失世帯数	7,000 世帯以上	救助法施行令第１条第１項第３号前段
	町内の住家滅失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき		救助法施行令第１条第１項第３号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき		救助法施行令第１条第１項第４号

※　半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した一の世帯とする。
※　床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した一の世帯とする。

参考 3-30　災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日以内	町
応急仮設住宅の供与 （建設型応急住宅）	着工　20 日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
応急仮設住宅の供与 （賃貸型応急住宅）	災害発生の日から速やかに提供	町
炊出しその他による食品の給与	７日以内	町
飲料水の供給	７日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内（医療） ７日以内（助産）	医療救護チームの派遣＝県 （ただし、委任したときは町）
被災者の救出	３日(72 時間)以内	町

救助の種類	実施期間	実施者区分
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）「準半壊以上（相当）」	完成　10 日以内	町
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）「大規模半壊・中規模半壊・半壊」「準半壊」	完成　３か月以内 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	町
学用品の給与	教科書、正規の教材　１か月以内 文房具、通学用品　15 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
死体の捜索	10 日以内	町
死体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	県及び町（事務の一部委任）
災害が発生するおそれのある段階の避難所の供与	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	県

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。
ただし、内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1　適用の手続の情報提供

実施主体	内容
本部長	● 災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。 ● 現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2　急を要するときの災害救助の実施

実施主体	内容
本部長	● 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

3　職権による町への一部委任

実施主体	内容
知事	● 救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長が行うこととすることができる。
本部長	● 上記により本部長が行う事務のほか、知事が行う救助を補助する。

第８章　生活救援活動

第１節 食料供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

１　緊急食料の調達

（１）応急米穀

実施主体	内容
災害対策本部 事務局	● 調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。
住民福祉課	● 町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

（２）副食及び調味料

実施主体	内容
災害対策本部 事務局	● 調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。その際、要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、離乳食、糖尿病食、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
住民福祉課	● 町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

2　緊急食料の輸送及び配布

実施主体	内容
住民福祉課	● 緊急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。 ● 調達食料は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各避難所等へ輸送する。 ● 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。 ● 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には食料の内容に配慮する。 ● 在宅食料困窮者への食料配布について考慮する。

3　炊出しの実施

実施主体	内容
住民福祉課	● 即席食品で不十分な場合、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して炊出しを実施する。 ● 必要に応じて日本赤十字社高知県支部又は田野町分区に応援を要請する。 ［参考 3-31　炊き出し］

参考 3-31　炊き出し

【炊き出し場所】
　炊出し場所は、原則として田野町給食センター（学校給食再開まで）とする。ただし、災害の状況に応じて小・中学校の調理場、認定こども園、中芸高校等のほか、避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

【炊き出し用燃料の調達】
　ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、（一社）高知県ＬＰガス協会にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

4　残さ等の適切な管理

実施主体	内容
住民福祉課	● 調理残さや食べ残し等の衛生管理に努める。

第２節 応急給水

《基本的な考え方》

災害により、断水が発生した場合、備蓄しているボトル飲料水を断水地域住民に配布するとともに、配水池から飲用水をくみだして大型ポリタンクで町役場や避難所等に運び、応急給水を行う。また、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化も併用する。

1　応急給水体制の確保

実施主体	内容
本部長	● 産業建設課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道復旧チームの編成を指示する。 ※断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。

2　水道水の利用の制限

実施主体	内容
産業建設課	● 水道が汚染等により、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちに使用の禁止、停止及び制限等の措置を行い、防災行政無線等で周知を図る。

3　備蓄しているボトル飲料水の配布

実施主体	内容
産業建設課	● 食料の供給予定や、水道施設・管路の被害状況、配水池からのくみだしの可否等をふまえ、備蓄しているボトル飲料水の配布量、配布時間、配布場所を決定する。

4　応援要請

実施主体	内容
総務課	● 災害が発生し、町独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、近隣市町村及び県に支援を要請する。 ● 自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要求する。 ● 他市町村等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

5　配水池及び防災センター耐震貯水槽からのくみだし

実施主体	内容
産業建設課	● 配水池及び防災センター耐震貯水槽の水が利用できる場合は、被災者１人あたり１日３リットルを目安に、飲用水・生活用水の需要を試算し、くみだしによる配布の量、時間、場所を決定する。 ● 急給水チームは、ポリタンクへのくみだしを行い、軽トラックに積載して、各避難所を巡回し、給水を行う。

6　浄水器による海水や河川水、表流水の浄化

実施主体	内容
産業建設課	● 水源の被災等により、配水池からのくみだしで飲用水が確保できない場合や、配水池からのくみだしだけでは十分に水需要に対応できない場合、応急給水チームは、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化を行い、飲用水・生活用水を確保する。

第３節 生活必需品等の供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

1　生活必需品等の調達

実施主体	内容
災害対策本部 事務局	● 調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。 ［参考 3-32　生活必需品の例］
住民福祉課	● 町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を、日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請する。 ● 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

参考 3-32　生活必需品の例

ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、食器類、被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

2　生活必需品等の輸送及び配布

実施主体	内容
住民福祉課	● 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。 ● 調達品は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各避難所等へ輸送する。 ● 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。 ● 各避難所に届けられた生活必需品等は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。 ● 要配慮者の特性や男女のニーズ等様々な視点に配慮する。 ● 在宅被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

第４節 健康支援・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、保健師や栄養士といった専門職、住民福祉課職員や、中芸広域連合保健福祉課・介護サービス課職員、町社会福祉協議会職員、ボランティア等が連携しながら、被災者の健康支援に努める。

また、田野町南海トラフ地震時保健活動マニュアル（令和元年 12 月策定）に基づき、保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

1　健康支援活動の推進

実施主体	内容
住民福祉課	● 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。 ● 保健所や中芸広域連合、町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの協力のもと、健康支援チームを編成し、避難所での避難生活者、在宅の被災者等への健康相談、訪問支援、健康診断等を推進する。 ● 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮する。 ● 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。 ● 避難所における高齢者や障害者等の生活機能の低下の防止等を図るため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所へ派遣する。 ● 田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で健康支援活動が行われるが、健康支援チームは可能な支援に努める。

2　心の健康への専門的な支援の推進

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対しては、保健所と連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3　衛生活動

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災地域の衛生状態を把握する。 ● 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。 ● 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

4　食中毒の予防

実施主体	内容
住民福祉課	（１）食中毒の防止 ● 食中毒の防止のために、保健所と連携しながら、衛生状態の監視、改善に努める。 （２）食中毒発生時の対応 ● 食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

5　感染症等の予防

実施主体	内容
住民福祉課	● 法定感染症や風邪等の流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒等を奨励する。 ● 避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。 ● 結核、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）、ＳＡＲＳコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症等の法定感染症や、未知のインフルエンザウィルス感染症の発症が確認された場合は、医師と連携しながら、患者の隔離等まんえん防止措置を行う。

第５節　し尿処理

《基本的な考え方》

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプ等の操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。このため、災害時は、仮設トイレを町内一円に設置し、し尿を収集・処理していく。

また、中芸広域連合衛生センターの施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。

1　被害状況の把握

実施主体	内容
産業建設課	● 衛生センターや収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込み及び避難所の避難者数を把握する。

2　仮設トイレの調達・設置

実施主体	内容
産業建設課	● 水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達し、避難所、公共施設等へ設置する。

3　仮設トイレの衛生環境の維持

実施主体	内容
産業建設課	● 仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティア等の協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。

4　し尿収集体制の確保

実施主体	内容
産業建設課	● 汲み取りを要する地域の優先度を設定する。 ● し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。 ● 現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。 ● 中芸広域連合の各町村と連携し、衛生センターの早期復旧に努める。

5　応急くみ取りの実施

実施主体	内容
産業建設課	● し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 事業者の協力を得て、応急くみ取りを実施する。 ● 衛生センターで処理ができない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第６節 ごみ・がれきの処理

《基本的な考え方》

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩壊等により、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や安芸広域メルトセンターの被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの臨時集積場に一時的にごみ・がれきを集積させ、安芸広域メルトセンター等での処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

安芸広域メルトセンターの再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

1　被害状況の把握

実施主体	内容
産業建設課	● 安芸広域メルトセンターや収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。 ● 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の量を想定する。

2　ごみ・がれきの臨時集積場の設置・搬入

実施主体	内容
産業建設課	● 大量のごみ・がれきが発生した場合、田野町災害廃棄物処理計画に定める７箇所にごみ・がれきの臨時集積場を設置する。 ［参考 3-33　臨時集積場］ ● 臨時集積場では、可燃・不燃、有害ごみに大別して搬入し、ボランティア等の協力を得ながら、仕分けを行う。

参考 3-33　臨時集積場

① 中央児童遊園及び付近町有地
② 淘涛児童遊園
③ 二十三士公園
④ 旧田野幼稚園付近の町有地
⑤ ふれあいセンター付近
⑥ 築地不燃物処理場

3　処理計画の作成

実施主体	内容
産業建設課	● 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。 ● 安芸広域メルトセンターや収集事業者の復旧見込みをもとに、県や安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。 ● 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物処理を計画的に実施する。

4　災害廃棄物の処理

実施主体	内容
産業建設課	● 廃棄物処理には、危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行う。 ● 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。

5　ごみ処理の再開

実施主体	内容
産業建設課	● 収集事業者による収集と、安芸広域メルトセンターでの処理が可能になり次第、一般ごみの収集・処理を再開する。 ● 安芸広域メルトセンターでの処理が長期間不可能となる場合、安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。 ● 有害ごみについては、安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と調整しながら、専門業者に依頼し、処理を行う。

6　不法投棄の監視

実施主体	内容
産業建設課	● 臨時集積場や河川、海岸、山林等への不法投棄を防止するため、定期巡回を行う。

第７節 遺体の捜索・検案・安置・埋葬

《基本的な考え方》

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町が検案所・安置所を設置し、検案、埋火葬が速やかに行われるよう努める。

1　遺体の捜索

実施主体	内容
総務課	● 警察、海上保安部等の協力のもと遺体を捜索する。

2　検案所・安置所の設置

実施主体	内容
総務課	● 大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。 ● 検案所・安置所は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。

3　資機材の調達

実施主体	内容
住民福祉課	● 遺体安置のため資機材の調達を行う。 ● 遺体安置に係るドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。 ● 資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて災害対策本部事務局を通じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

4　取扱書類の整理

実施主体	内容
住民福祉課	● 遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関係書類を整理・保管する。

5　遺体の収容・検案

実施主体	内容
住民福祉課	● 速やかに医師による検案や、必要に応じて警察官による検視（見分）を手配する。 ● 遺体の検案は、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。 ● 身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得る。 ● 検案・検視が行われた後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。 ● 身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴等を記録、必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。
中芸消防署 消防団 警察 海上保安庁 自衛隊等	● 遺体を検案所に収容する。
町職員 地域住民	● 収容場所の確保等を行うとともに、遺族・親族に連絡する。

6　遺体の安置

実施主体	内容
住民福祉課	● 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町の設置する安置所において、一時安置する。 ● 検案・検視が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、町で遺体を安置する。 ● 身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人として埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、火葬を行う。

7　遺体の埋葬

実施主体	内容
住民福祉課	● 広域で連携しながら中芸広域火葬場の早期復旧を図り、遺族からの依頼に基づき、葬儀取扱店等の協力を得ながら、火葬を実施する。 ● 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合、もしくは、身元が確認できない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行う。必要に応じて、棺、骨つぼ等の支給等の措置を講ずる。 ● 身元が確認できない遺骨は、寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。埋葬までの間、町で遺骨を保管する。 ● 身元が確認できない遺骨、又は遺骨の引き取り者のない場合は、町で埋葬場所を検討し、町で埋葬する。 ● 遺体の数が多く、火葬が間に合わない場合には、仮埋葬（土葬）を行う。この場合における仮埋葬地は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。
総務課、町議会	● 埋葬可能な町有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。
各自治会	● 埋葬については、埋葬場所を検討し、自治会主導で実施する。

8　応援の要請と広域の調整

実施主体	内容
住民福祉課	● 自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。 ● 中芸広域火葬場の使用等について、中芸広域連合構成町村間での調整に努める。

第８節 愛玩動物の保護・管理

《基本的な考え方》

犬、猫等、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。

1　愛玩動物との同行避難の支援

実施主体	内容
住民福祉課	● 犬、猫等、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。 ● 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

2　放浪動物の保護・収容

実施主体	内容
住民福祉課	● 住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、保健所等と連携しながら、保護・収容等を行う。

3　死亡動物の処理

実施主体	内容
住民福祉課	● 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、関係機関と協力して処理する。

第９節 応急住宅対策

《基本的な考え方》

住宅が損壊等のために住むことができなくなった人に対し、応急仮設住宅等住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、公費による応急修理も行う。

1　公営住宅への一時入居

実施主体	内容
地域振興課	● 町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。 ● 県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

2　民間住宅への一時入居

実施主体	内容
地域振興課	● 町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、県に、災害救助法での支弁が可能かを照会する。 ● 災害救助法での支弁が可能である場合、町として民間住宅を借り上げ、一時入居者を募集し、一時入居の措置を講ずる。なお、県が借り上げ、町があっせんするケースも想定される。 ※東日本大震災では、民間住宅を借り上げ、一時入居先とし、災害救助法で支弁する例が多くみられた。 ● 災害救助法での支弁について明確な回答が得られない場合は、本部長の判断で、民間住宅の借り上げ、一時入居の措置を行うか、それが難しい場合は、被災者に対し、空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

3　応急仮設住宅の供与

実施主体	内容
地域振興課	● 応急仮設住宅の供与は、県が実施主体であり、町は必要戸数を県に申請するとともに、町有地を建設用地として提供する。 ● 町有地のみで建設用地が不足する場合は、民有地の提供を土地の所有者に要請する。 ※応急仮設住宅建設用地には、中芸高校グラウンド及び北張研修ハウスの活用を想定している。 ● 応急仮設住宅の供与に際しては、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した構造、設備とする。 ● 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

4　応急仮設住宅の管理運営・生活支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県と管理委託契約を結び、町の責任において適切な管理運営を行う。 ● 応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び住民のための心のケア、入居者同士や地域住民によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。 ● ボランティアの協力を得た生活支援、防犯対策等を進め、長期避難生活の質の向上に努める。 ● 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

5　被災住宅の応急修理

実施主体	内容
地域振興課	● 県が行う応急修理に協力するとともに、県の委任を受けた場合には町が実施する。 ※災害救助法が適用された場合、住宅が半壊、準半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみ、県により、応急修理が行われる。

6　資材等の確保

実施主体	内容
地域振興課	● 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、町又は県があっせんする。

7　広域的な避難

実施主体	内容
総務課	● 管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

第９章　ライフラインの応急対策

第１節 電力施設

《基本的な考え方》

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレ等基本的なライフラインが確保できない。また、町の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、３月 11 日当日は 450 万戸が停電状態となり、発災後３日間は 100 万戸で、３月中は 20 万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、町は四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

１　非常電源の確保

実施主体	内容
総務課	● 災害により停電が生じた際は、町役場や避難所等を中心に、自家発電装等による電源の確保に努める。

２　四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が行う復旧作業への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する照会に対応する。 ● 道路の優先啓開、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)からの広報内容の住民への周知等、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第２節 水道施設

《基本的な考え方》

災害により水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

1　応急復旧体制の確保

実施主体	内容
産業建設課	● 断水が発生した場合、産業建設課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道復旧チームの編成を指示する。 ● 水道復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握するとともに、応急工事への協力を要請する。 ● 工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われるときは、県、(公社)日本水道協会等に応援を要請する。

2　被害調査の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 水道復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握し、必要な応急工事の計画を立てる。

3　応急復旧工事その他必要な措置の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 水道復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を実施する。 ● 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

4　住民への周知

実施主体	内容
産業建設課	● 水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第３節 その他のライフライン施設

《基本的な考え方》

電力、水道に加え、ガスや電話等、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

1　ガス会社が行う復旧作業への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・供給・保安に関する照会に対応する。 ● 道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、ガス会社、(一社)高知県ＬＰガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

2　通信事業者が行う復旧作業への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話等の通信回線の復旧に関する照会に対応する。 ● 道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

3　暫定的な通信手段の確保への協力・支援

実施主体	内容
地域振興課	● 被災地特設公衆電話の設置等、暫定的な通信手段の確保への協力・支援を行う。

第１０章 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策

《基本的な考え方》

町、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民等が連携しながら、災害発生後、速やかに要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

1　避難行動要支援者の安否確認等

実施主体	内容
住民福祉課	● 災害発生後、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否 確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。 ● 安否がわからない避難行動要支援者については、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、電話確認や家庭訪問等による対面確認を行う。

2　入院・入所者の安全確保

実施主体	内容
住民福祉課	● 田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、各事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。

3　要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。 ● 受け入れ先が決定したら、搬送協力等可能な支援を実施する。

4　きめ細かな支援情報の提供

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災者には、聴覚や視覚等に障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

5　避難所での要配慮者等への配慮

実施主体	内容
住民福祉課	● 避難所では、高齢者や障害者、乳幼児等、様々な要配慮者のニーズに配慮し、スペースの確保や必要な生活必需品・医療用具等の配布を行う。 ● 避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。

6　福祉サービスの早期再開

実施主体	内容
住民福祉課	● 事業所と連携しながら、通所介護、訪問介護等、福祉サービスの早期再開に努める。 ● 地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

第１１章 ボランティア活動対策

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生したときには、応急活動、復旧活動へのボランティアの協力が不可欠である。

ボランティアは、来訪する距離から、町内や近隣市町村の住民と遠方からの支援に区分されるとともに、専門技術の有無により、専門技術ボランティアと一般ボランティアに区分される。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町、町社会福祉協議会が連携しながら、ボランティアによる応援を応急活動、復旧活動に十分に活かせる環境づくりに努める。

1　災害時ボランティアセンターの開設

実施主体	内容
住民福祉課	● 町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う災害時ボランティアセンターを開設する。 ● 災害時ボランティアセンターの場所は、原則として町社会福祉協議会事務室とし、町社会福祉協議会事務室が使用できないときは、中芸高校とする。 ※町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。 ［参考 3-34　ボランティアの活動内容の例］

参考 3-34　ボランティアの活動内容の例

救助・捜索活動	物資の運搬・仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれきの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

2　活動場所等の提供

実施主体	内容
住民福祉課	● 田野町社会福祉協議会と連携して、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を提供し、活動に協力する。

3　ボランティアの募集情報の広報

実施主体	内容
住民福祉課	● ホームページ等を通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第１２章 学校等での応急活動

第１節 学校・認定こども園での応急活動

《基本的な考え方》

災害が発生したら、小・中学校、認定こども園では、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

１　災害発生時の応急対策の推進

実施主体	内容
教育委員会	（１）安全確保と避難誘導 ● 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。また、災害等の状況により、認定こども園にて安全確保に努める。 （２）保護者への引き渡し ● 通学路等の安全が確認された場合は、学校長等の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校等を行う。 ● 園児・児童・生徒を下校等させることが危険であるときは、学校等内での保護を継続する。 ● 電話等通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。 （３）夜間・休日等の応急対策 ● 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、町が行う応急活動に協力する。 （４）被災状況の報告 ● 教職員は、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに教育委員会に報告する。教育委員会では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。 （５）避難者の受け入れ ● 教職員、災害対策本部職員が協議しながら、各施設で避難者の受け入れ場所を決定し、避難者を受け入れる。 ※中学校、中芸高校は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。

2　施設の応急復旧

実施主体	内容
教育委員会	（1）軽易な復旧措置 ● 被害の軽易な復旧は、学校（園）長が勤務中の場合は、学校（園）長に委任して実施する。学校（園）長が不在の場合は、教育委員会職員が行う。 ● 必要に応じて、仮間仕切り、簡易トイレ等の設置等の措置を行う。 （2）応急復旧工事の実施 ● 応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能なときは、早急に応急復旧工事を実施する。 （3）施設の一時閉鎖 ● 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校（園）舎等の建設を検討する。

3　教育・保育の再開

実施主体	内容
教育委員会	● 子どもたちの教育・保育は、子どもたち自身の心身の成長のため、保護者の就業支援を通じた災害復興のために重要であり、可能な限り早期の再開をめざす。 ● 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教職員等の人員と、施設の確保に努める。 ● 施設については、校（園）舎が破損等により使用できない場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努める。 ● 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施する。 ● 異なった教育環境を配慮し、授業を実施する。 ● 校園舎を利用した避難所は、開設後１週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。 ※東日本大震災では、被災地の小・中学校や幼稚園、保育所の多くは、１～２か月をかけて再開した。

4　広域一時滞在時の教育・保育の実施

実施主体	内容
教育委員会	● 本町の子どもたちが町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合、関係市町村、関係都道府県等の協力を得ながら、子どもたちへの早期の教育・保育の再開に努める。 ● 広域一時滞在で本町に受け入れた子どもたちへの早期の教育・保育の提供に努める。この場合の転校（園）受け入れは、住民票が当該市町村にない子どもたちについても行う。 ※東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。

5　給食の再開

実施主体	内容
教育委員会	● 災害により、給食の提供が困難になったときは、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

6　就学・就園への経済的支援

実施主体	内容
教育委員会	● 災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき配布する。 ● 被災により、就学（園）することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要がある場合は、関係機関と協議の上必要な措置を行う。

7　園児・児童・生徒・教職員の健康支援

実施主体	内容
教育委員会	● 被災した園児・児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。また、教職員に対しても同様の対応を実施する。

第２節 社会教育施設・文化財対策

《基本的な考え方》

災害が発生したときは、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は速やかに応急復旧工事を行う。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

1　災害発生時の応急対策の推進

実施主体	内容
災害対策本部	（1）被災状況の調査・報告 ● 社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。 （2）避難者の受け入れ ● 各施設の避難者の受け入れ場所を決定し、避難者を受け入れる。 ※社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。
施設管理者	● 災害時に社会教育施設に利用者がいる場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。

2　施設の応急復旧

実施主体	内容
教育委員会	（1）応急復旧工事の実施 ● 応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能なときは、早急に応急復旧工事を実施する。 （2）施設の一時閉鎖 ● 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3　文化財対策

実施主体	内容
教育委員会	（1）被害状況の調査 ● 災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、国・県の指定文化財については、県に報告する。 （2）被害の拡大防止等 ● 被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第１３章 農林漁業関係応急対策

《基本的な考え方》

災害による農林漁業被害としては、強風や豪雨による農作物被害や農業施設の損壊、漁船や漁業施設の損壊等が一般に想定されるほか、津波や奈半利川決壊等が生じれば、農地が広範囲にわたって水害・塩害にみまわれることも想定される。

福島第一原子力発電所事故では、放射性物質汚染や風評被害も発生している。

このため、災害発生時に、農林漁業被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開が図れるよう、町、農業・漁業従事者、ＪＡ、漁協等が連携して応急対策を進める。

1　農林漁業施設の被害調査の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 災害発生後、ＪＡ、漁協等と連携して農業施設や漁業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2　応急復旧工事の実施

実施主体	内容
産業建設課	● 応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能なときは、早急に応急復旧工事を実施する。

3　施設の一時閉鎖

実施主体	内容
産業建設課	● 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで、ＪＡ、漁協等と連携して管理監督する。

4　病害虫や流出油等の防除

実施主体	内容
産業建設課	● 二次災害として病害虫等の発生や、海洋への油や汚濁物質の流出等が生じたときは、農業・漁業従事者やＪＡ、漁協、県、海上保安庁等と連携しながら、防除を行う。

第２部　地震・津波復旧・復興計画

第１章　復旧・復興事業の推進

《基本的な考え方》

町は、県等と連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置等復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

1　災害復興方針・災害復興計画の策定

実施主体	内容
総務課	● 必要に応じ、国及び県の方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。 ● 地域のコミュニティの維持、回復や再構築、女性や要配慮者等の参画に十分配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。 ● 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県及び国との連携、広域調整）を行う。 ● 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。 ● 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2　災害復旧事業計画の策定

実施主体	内容
総務課	● 県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。 ［参考 3-35　災害復旧事業計画］

参考 3-35　災害復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧事業計画
② 農林漁業施設復旧事業計画
③ 都市災害復旧事業計画
④ 住宅災害復旧事業計画
⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
⑥ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画
⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画
⑨ 復旧上必要な金融その他資金計画
⑩ その他の計画

3　災害復興本部の設置

実施主体	内容
本部長	● 当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4　災害復旧・復興事業の実施

実施主体	内容
総務課	● 災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所等と連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5　激甚災害の指定

実施主体	内容
総務課	● 激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。 ※激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。 ［参考 3-36　激甚災害指定による財政支援の内容］

参考 3-36　激甚災害指定による財政支援の内容

適用措置	本激	局激
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○
開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	―
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	―
森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	○	―
土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	―
共同利用小型漁船の建造費の補助	○	―
森林災害復旧事業に対する補助	○	○
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	○	○
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	―
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	―
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	―
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	―
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	―
水防資材費の補助の特例	○	―
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	―
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	―

第２章　生活の再建支援

第１節 罹災証明書・被災証明書の発行

《基本的な考え方》

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「罹災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

1　罹災証明書の発行

実施主体	内容
総務課	● 被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。 ● 各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。 ● 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 ※罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体等部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定をする。家財道具や門柱、門扉等の外構部分は、罹災証明の対象外である。

2　被災証明書の発行

実施主体	内容
総務課	● 被災者からの申請により、被災証明書を発行する。 ※被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉等の被害について、被災写真等に基づき発行する。証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等（２～３枚）を添付し、申請する。

第２節 災害弔慰金の支給等

《基本的な考え方》

町は、県等関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期再建を支援する。

1　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

実施主体	内容
住民福祉課	● 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。 ［参考 3-37　災害弔慰金の概要］ ［参考 3-38　災害障害見舞金の概要］ ［参考 3-39　災害援護資金の貸付の概要］

参考 3-37　災害弔慰金の概要

項目	内容
対象となる自然災害	① １市町村において住宅が５世帯以上滅失した災害 ② 都道府県において住宅が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ③ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における ① 配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母。 ② ①のいずれの方も存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同居し、又は生計を同じくしていた方に限る）。 （行方不明者についても同様）
支給額	① 生計維持者の方が死亡した場合　500 万円 ② その他の方が死亡した場合　250 万円

参考 3-38　災害障害見舞金の概要

項目	内容
対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	① 生計維持者が障害を受けた場合　250 万円 ② その他の人が障害を受けた場合　125 万円

参考 3-39　災害援護資金の貸付の概要

項目	内容
対象災害	・都道府県内においてに災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害
貸付限度額	① 世帯主の１か月以上の負傷　限度額 150 万円 ② 家財の１／３以上の損害　限度額 150 万円 ③ 住居の半壊　限度額 170 万円（250 万円） ④ 住居の全壊　限度額 250 万円（350 万円） ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失　限度額 350 万円 ⑥ ①と②が重複　限度額 250 万円 ⑦ ①と③が重複　限度額 270 万円（350 万円） ⑧ ①と④が重複　限度額 350 万円 ※（　　）の金額は被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

2　生活福祉資金の災害援護資金貸付

実施主体	内容
住民福祉課 町社会福祉協議会	● 県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3　被災者生活再建支援金の支給

実施主体	内容
住民福祉課	● 被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 ※被災者生活再建支援制度とは、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。 ※被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からの罹災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、罹災証明書の申請を受けるという手法もとられた。本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。 ［参考 3-40　被災者生活再建支援制度の概要］ ［参考 3-41　関係機関が行う措置］

参考 3-40　被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象※より生ずる被害） ※地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいう。
対象災害の規模	① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊 10 世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊 100 世帯以上の被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊５世帯以上の被害が発生したもの（人口 10 万未満に限る） ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①～③のいずれかに隣接し、全壊５世帯以上の被害が発生したもの（人口 10 万未満に限る） ⑥ ①～③の都道府県※が２以上ある場合に、 ・全壊５世帯以上の被害が発生した市町村（人口５万以上 10 万未満のものに限る） ・全壊２世帯以上の被害が発生した市町村（人口５万未満のものに限る） ※①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す。
支援対象世帯	上記の自然災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">住宅の被害程度</th><th rowspan="2">基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金※1
住宅の再建方法</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><td>① 全壊
② 解体
③ 長期避難</td><td>100 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td><td>300 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>補修</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>50 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>④ 大規模半壊
(損害割合 40%台)</td><td>50 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>補修</td><td>100 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>50 万円</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>⑤ 中規模半壊
(損害割合 30%台)</td><td>―</td><td>建設・購入</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>補修</td><td>50 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>25 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額
※1　一旦住宅を賃借し加算支援金を受給し、後日、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する選択をした場合は、先に受給した金額の差額を申請することができる。
</td></tr>
</table>

参考 3-41　関係機関が行う措置

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

区分	措置内容
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 ④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び支援法人への送付
被災者生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県センター)	① 支給申請書の受領・審査・支給決定 ② 国への補助金交付申請等 ③ 支援金の支給 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

第３節 税・利用料の減免等

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

1　町税の減免等

実施主体	内容
総務課	（１）納税期限の延長 ● 災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び町税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。 （２）徴収猶予 ● 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により１年以内の期間を限り徴収を猶予する。 （３）減免 ● 災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、町税条例及び町税条例施行規則に定めるところにより町税の減免を行う。

2　利用料の減免等

実施主体	内容
本部長	● 保育料、水道料金等、各種利用料について、条例に基づき、又は本部長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3　県税・国税の減免等

実施主体	内容
国及び県	● 被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

4　医療費等負担の減免等

実施主体	内容
住民福祉課	● 国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

5　生活保護法に基づく自立支援

実施主体	内容
住民福祉課	● 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行う。

6　母子父子寡婦福祉資金の償還金支払い猶予

実施主体	内容
住民福祉課	● 母子及び父子並びに寡婦福祉法により償還金の支払い猶予の対策を行う。

第４節 住宅の確保

《基本的な考え方》

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。

1　住宅相談窓口の設置

実施主体	内容
地域振興課	● 建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2　住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

実施主体	内容
地域振興課	（１）公営住宅等の空き家活用 ● 既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。 （２）災害公営住宅の供給 ● 災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

3　災害復興住宅融資の活用促進

実施主体	内容
地域振興課	● 独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第５節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受付けるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

1　義援金の受付・配分

実施主体	内容
住民福祉課	（1）受付 ● 町に寄託される義援金は、受付窓口を開設して受け付ける。 ● 受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。 （2）保管 ● 被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。 （3）配分 ● 配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、公平かつ迅速な配分を実施する。 ● 県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2　義援物資の受付・配分

実施主体	内容
住民福祉課	（1）受付 ● 町に寄託される義援物資は、受付窓口を開設して受け付ける。 ● 受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。 （2）保管 ● 被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。 （3）配分 ● 義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第３章　事業所の復興支援

《基本的な考え方》

町は、災害により被害を受けた中小企業、農業・漁業従事者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関等の制度融資等を周知し、その円滑な利用を促進する。

1　連携体制の構築

実施主体	内容
地域振興課	● あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2　制度の周知

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県等による相談窓口を広く被災者に広報する。 ● 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3　資金需要の把握・調査への協力

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

4　経済復興対策

実施主体	内容
産業建設課 地域振興課	● 地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

第３部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１節 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の４つがある。

種類	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード７以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード８以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード８以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

第２節 南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒及び巨大地震注意）が発表された場合における配備体制は、以下のとおりとする。

情報の種類	配備体制	動員体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	第一配備 必要に応じて第二配備	【第一配備】 総務課長 災害関係部署の職員 【第二配備】 町長 副町長 総務課長 各課長 災害関係部署の職員
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	第三配備 （災害対策本部設置）	全職員

第３節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、第一配備（必要に応じて第二配備）をとるとともに、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法は、以下のとおりである。

実施主体	内容
総務課	（１）担当職員への参集連絡 ● 「地震・津波対策編第１部/第１章/第１節/４　動員配備指令、連絡」における、本部設置前の連絡ルートにより行う。 （２）庁内における情報伝達方法 ●「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/１　庁内における伝達」により行う。なお、連絡する情報の内容については、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された旨及びその他必要な事項とする。 （３）住民への周知の方法 ● 「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/２　住民への周知」により行う。

第４節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

（１）情報伝達の経路及び方法

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という）は、以下の伝達経路及び方法により伝達を行う。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

実施主体	内容
総務課	（１）庁内における伝達 ●「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/１　庁内における伝達」により行う。なお、連絡する情報の内容については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨及びその他必要な事項とする。 （２）地域住民等への伝達 ●　「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/２　住民への周知」により行う。

（２）災害警戒本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、第一配備又は第二配備（災害警戒本部）を設置する。

災害警戒本部の設置運営方法その他の事項については、「地震・津波対策編第１部/第１章/第２節 災害警戒本部体制」を参照。

2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

実施主体	内容
総務課	● 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。 ● その他、住民への周知に関する事項は、「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/２　住民への周知」を参照

3　災害応急対策をとるべき期間等

実施主体	内容
総務課	● 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。 ● 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4　関係機関のとるべき措置

実施主体	内容
総務課	● 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
地域振興課	● 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第５節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

（１）情報伝達の経路及び方法

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）は、以下の伝達経路及び方法により伝達を行う。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

実施主体	内容
総務課	（１）庁内における伝達 ●「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/１　庁内における伝達」により行う。なお、連絡する情報の内容については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨及びその他必要な事項とする。 （２）地域住民等への伝達 ●　「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/２　住民への周知」により行う。

（２）災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「地震・津波対策編第１部/第１章/第３節 災害対策本部体制」を参照。

2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

（１）住民等への周知

実施主体	内容
総務課	● 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。 ● 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、消防団やその他の公共的団体等の協力を得る等の多様な手段を用いる。 ● 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。 ● その他、住民への周知に関する事項は、「地震・津波対策編第１部/第２章/第２節/２　住民への周知」を参照

（２）町外への周知

実施主体	内容
総務課	● 町外の地域住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

（３）住民等からの問い合わせへの対応

実施主体	内容
総務課	● 住民等からの問い合わせへの対応については、「地震・津波対策編第１部/第２章/第５節/３　広聴活動の実施」を参照

3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

（１）各種情報の収集

実施主体	内容
情報総括責任者	● 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、「地震・津波対策編第１部/第２章/第３節/１　情報収集の一元化」に準じて行う。

（２）災害対策本部からの指示事項等の伝達及び各部における処理状況の報告

災害対策本部からの指示事項等の伝達及び各部における処理状況の報告は、以下のフローに従って行う。

災害対策本部	収集した情報をもとに、対応を検討する。
▼	
災害対策本部	検討結果より、それぞれの事案に対応する部を調整し指定する。
▼	
指定された各部長	対応を行う主担当職員を指定し、担当職員や対応方法等について記載した「災害対応指示書」を渡して指示・伝達を行う。
▼	
指定された職員	本部からの指示内容を処理する。
▼	
指定された職員	指示内容に対する処理状況を「災害対応指示書」の「処理状況欄」に記入し、部長に渡す。
▼	
各部長	事務局に「災害対応指示書」を渡す。

※田野町職員初動マニュアルより

4　災害応急対策をとるべき期間等

実施主体	内容
総務課	● 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。 ● 当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5　避難対策等

（１）地域住民等の避難行動等

1）事前避難対象地域

町内の事前避難対象地域（後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域）は、以下のとおりである。

区分	対象地域
【住民事前避難対象地域】 全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域	30 ㎝以上の津波浸水が 30 分以内に到達する地域とその近接区域
【高齢者等事前避難対象地域】 要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域	上記以外の全域

2）避難場所から避難所への避難

実施主体	内容
総務課	● 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。
地域住民等	● 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。 ● 町の指定避難所及び指定避難所までの移動に関する事項については、「地震・津波対策編第１部/第４章/第２節 避難の誘導」に準じて行う。

3）住民への呼びかけ

実施主体	内容
総務課	● 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

（２）避難所の運営

避難後の救護の内容は、「地震・津波対策編第１部/第４章/第４節 避難所の開設・運営」を参照。

6　関係機関のとるべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において関係機関は以下のとおりの措置を行う。

また、町が管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は、施設又は事業ごとに別に定める。

実施主体	内容
各課	【庁舎等公共施設】 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、以下の措置を講ずる。これらの措置は、各施設の所管課において実施する。 ① 非常用発電装置の準備 ② 水や食料等の備蓄 ③ コンピューター・システム等重要資機材の点検 ④ その他所要の措置
総務課	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供する。 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するように周知を行う。周知方法は、「地震・津波対策編第１部/第２章/第５節/１　広報や記者発表の実施」を参照

実施主体	内容
産業建設課	【水道】 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の飲料水の供給が、災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることを踏まえ、必要な飲料水を供給する体制を確保する。 【道路】 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における道路管理上の措置として、道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備を行う。 【河川】 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、町が管理する河川等について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を行う。 【工事中の建築物等に対する措置】 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物のその他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定める。
地域振興課	【施設の緊急点検、巡視】 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における施設の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制についてあらかじめ検討する。 ● 検討にあたっては、町職員の安全確保に配慮する。
住民福祉課	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、関係者との連携協力を確保し、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。
消防機関及び水防団	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して必要な措置を講ずる。 ● 具体的な対策内容については、次の事項を重点として各機関において検討する。 ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 ② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保 ③ 津波及び浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」等に準じ、必要な措置を実施する。

第4編 事故災害対策編

第１部　各機関の業務の内容

重大事故発生時の防災関係機関の業務の役割分担は以下のとおりである。

機関名	業務の内容
町	1　現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 2　災害対策本部の設置（配備体制は風水害対策に準じる） 3　死傷者の捜索、救出、搬出 4　災害現場の警戒 5　関係機関の実施する搬送等の調整 6　日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 7　遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 8　身元不明遺体の処理
中芸広域連合消防本部	1　災害現場での人命検索活動 2　災害現場での救出活動 3　負傷者等への応急措置活動 4　医療機関等への負傷者等の搬送活動 5　その他住民の生命・身体の保護に関する活動
県	1　消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 2　救急医療についての総合調整 3　救助、救急医療、死傷者の収容処理 4　医療及び死体の処理に要する資機材の調達 5　公立医療機関に対する出動要請 6　日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7　医師会及び歯科医師会に対する協力要請 8　薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
県警察	1　被害情報の収集及び伝達 2　救出・救護及び行方不明者の捜索 3　避難誘導 4　被害拡大防止 5　緊急交通路確保等の交通規制 6　遺体等の検案、収容 7　遺体の検視 8　広報活動 9　その他必要な警察活動
高知海上保安部	1　海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2　海上における人命救助 3　海上における排出油等事故に関する防除措置 4　船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 5　海上治安の維持
自衛隊	1　死傷者の救出及び搬送等の支援 2　救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	1　医療の実施 2　傷病者に対する看護
日本赤十字社高知県支部	1　現地医療の実施 2　傷病者に対する看護 3　輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	1　医療施設の確保 2　所属医師の派遣
薬剤師会	1　医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話（株）	1　緊急臨時電話の架設
四国電力（株） 四国電力送配電（株）	1　照明灯等の設置

※　この表に記載ない指定地方行政機関等の措置については、各機関の業務計画等によるものとする。

第２部　応急対策計画

第１章　大規模火災応急対策計画

第１節 大規模火災

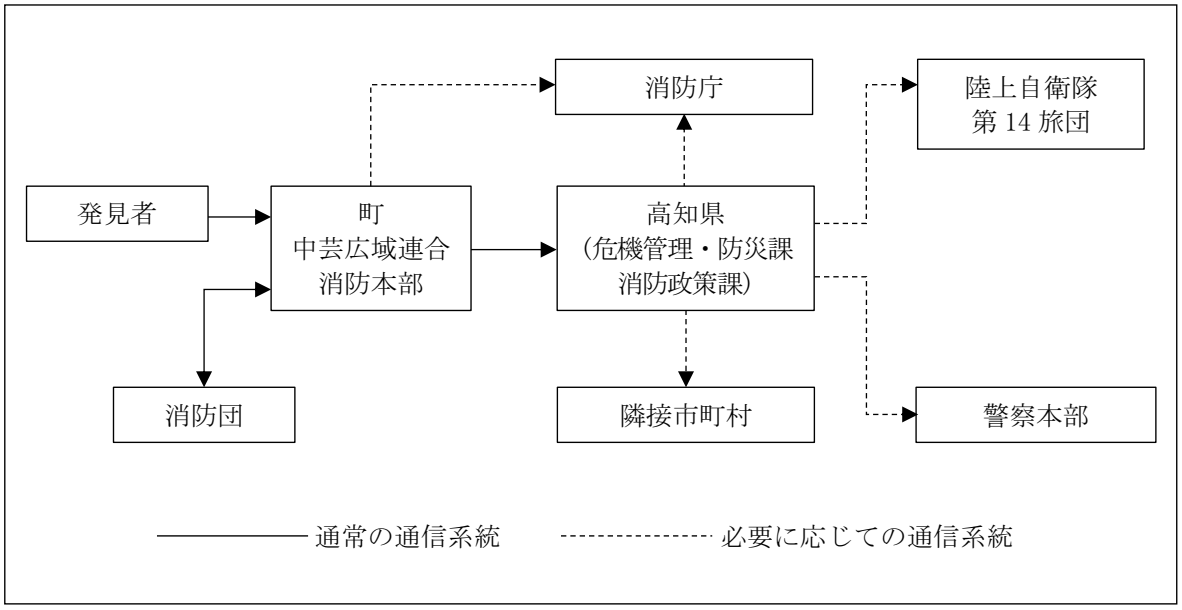
《基本的な考え方》

大規模な火事災害に対して、本町等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

１　情報の収集と伝達

実施主体	内容
総務課	● 火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。 ● 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への即報を行う。 ［参考 4-1　大規模な火事災害時の通報・通信系統図］

参考 4-1　大規模な火事災害時の通報・通信系統図



2　消火活動の実施

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	● 火災の災害状況に応じて県警察等と連携した火災防御活動や現地指揮本部の設置等の応急措置を実施する。 ● 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への即報を行う。 ● 吸水場所の確保においては、消火作業効率が良好なため自己吸水を優先する。自己吸水可能な自然水利（海、河川、ため池）の中から機数、機種に応じて適地を使用する。
現地指揮本部	● 各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防救急無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

3　応援の要請

火災が拡大し、町単独での消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。

実施主体	内容
総務課	（１）県への空中消火の要請 ● 空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防防災ヘリコプターによる活動を行う。 （２）他の市町村への応援要請 ● 「高知県内広域消防相互応援協定」、「中芸広域連合相互応援協定」に基づき協定締結市町村等へ応援を要請する。 （３）自衛隊への派遣要請 ● 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、本部長が直接自衛隊に通知する。 （４）消防庁長官への応援要請 ● 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊要請要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。

4　火災気象通報

実施主体	内容
本部長	● 県から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。 ［参考 4-2　火災気象通報の基準］
総務課	● 防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例等で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

参考 4-2　火災気象通報の基準

高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。
ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

第２節 林野火災

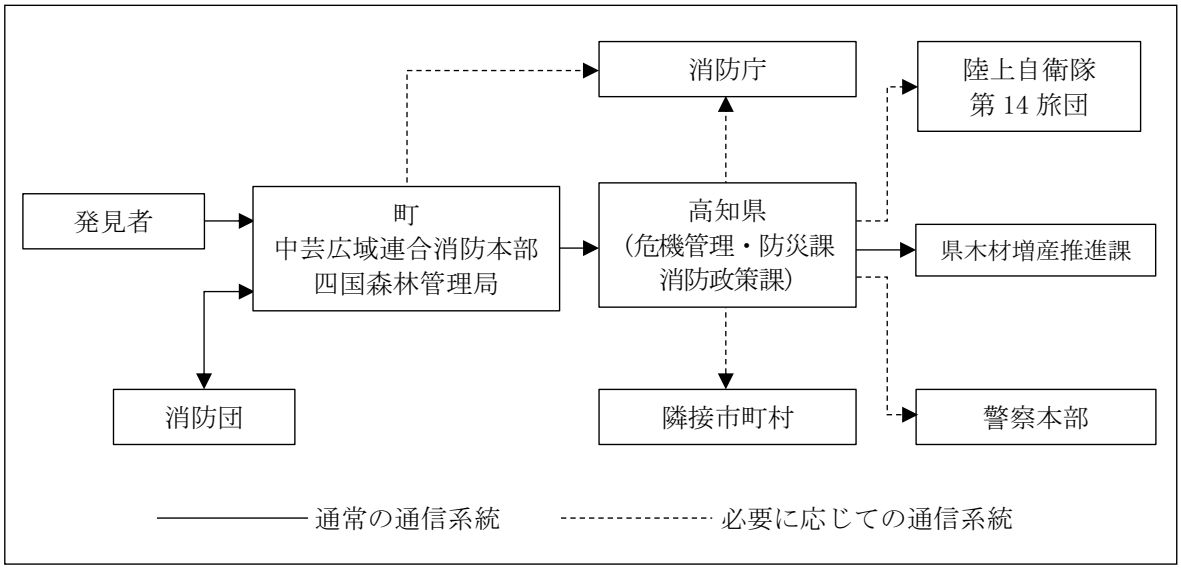
《基本的な考え方》

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、迅速かつ的確な消火活動等の応急対策を行う。

1　情報の収集と伝達

実施主体	内容
総務課	● 火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。 ● 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への即報を行う。 ［参考 4-3　林野火災時の通報・通信系統図］

参考 4-3　林野火災時の通報・通信系統図



2　消火活動の実施

実施主体	内容
中芸広域連合消防本部	● 大規模火災の場合と同様の応急対策を実施する。 ● 森林管理者等に森林内の作業員の安全を確保した上で、消火活動への協力を要請する。

3　避難の誘導

実施主体	内容
総務課	● 延焼等により生命に危険がある場合は、延焼危険区域・森林内の滞在者の緊急避難の呼びかけを行う。
住民福祉課	● 負傷者が出た場合には、負傷者救援を行う。状況に応じて現地救護所を設置し、医療救護チームを編成・出動する。

4　応援の要請

実施主体	内容
総務課	火災が拡大し、町単独での消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。 （１）県への空中消火の要請 ● 空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防防災ヘリコプターによる活動を行う。 （２）他の市町村への応援要請 ● 「高知県内広域消防相互応援協定」、「中芸広域連合相互応援協定」に基づき協定締結市町村等へ応援を要請する。 （３）自衛隊への派遣要請 ● 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、本部長が直接自衛隊に通知する。 （４）消防庁長官への応援要請 ● 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊要請要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。

5　二次災害の防止

実施主体	内容
産業建設課	● 林野火災により、降雨にともなう土砂災害が発生しやすくなることが想定されるため、危険箇所の点検等を実施する。 ● 点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第２章　交通災害応急対策計画

第１節 道路災害

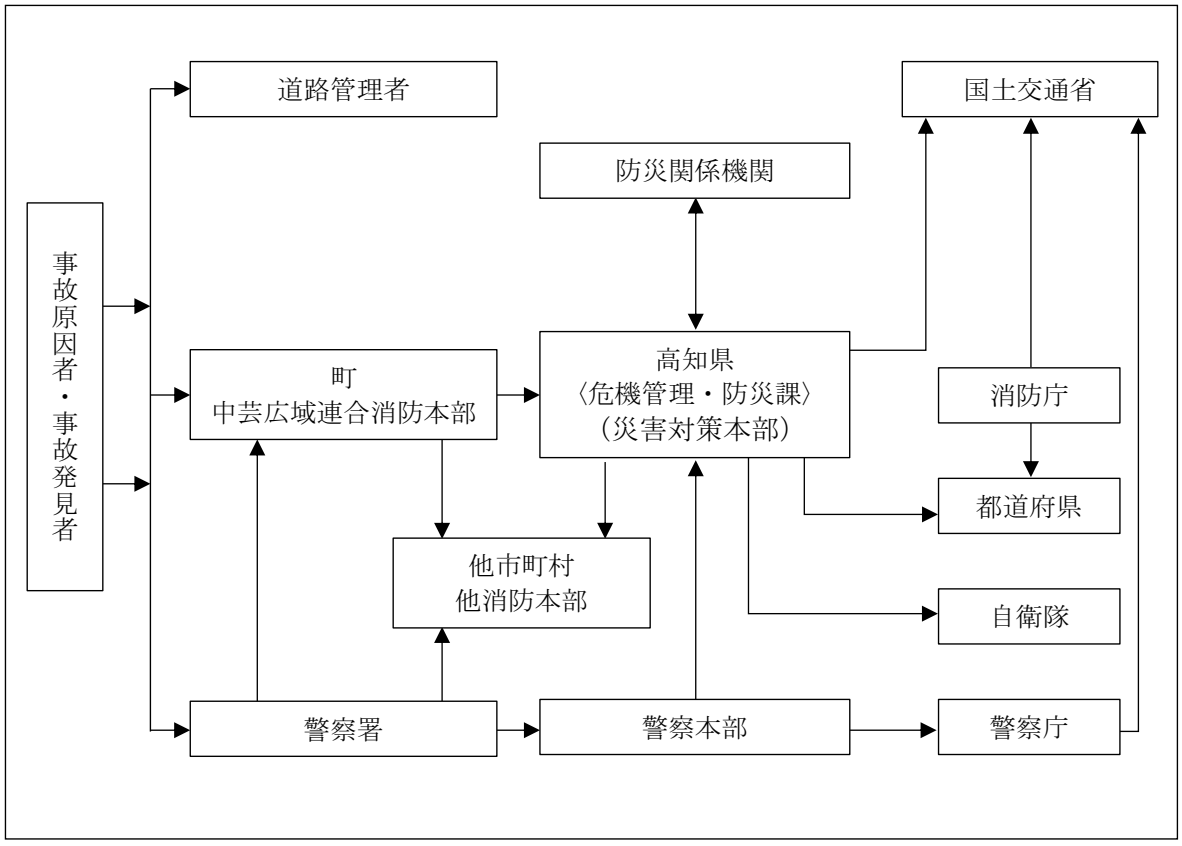
《基本的な考え方》

橋の落下、大規模交通事故等の災害が発生したとき、被災者、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

１　道路管理者の応急対策

実施主体	内容
産業建設課	（１）通行制限措置等の実施 ● 災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近の住民の避難誘導等必要な措置を講じる。 ● 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合には、警察署及び他の防災機関と協力をしてただちに防除活動を行う。 （２）救助・救出、消火活動等の協力 ● 迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。 （３）応急復旧等の実施 ● 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。 （４）情報の伝達 ● 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。 ［参考 4-4　被害情報等の収集伝達系統］

参考 4-4　被害情報等の収集伝達系統



2　町・消防本部の応急対策

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	（１）関係機関への通報 ● 事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。 （２）救助・救出、消火活動等の実施 ● 事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。 ● 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 （３）応援の要請 ● 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第２節 鉄道災害

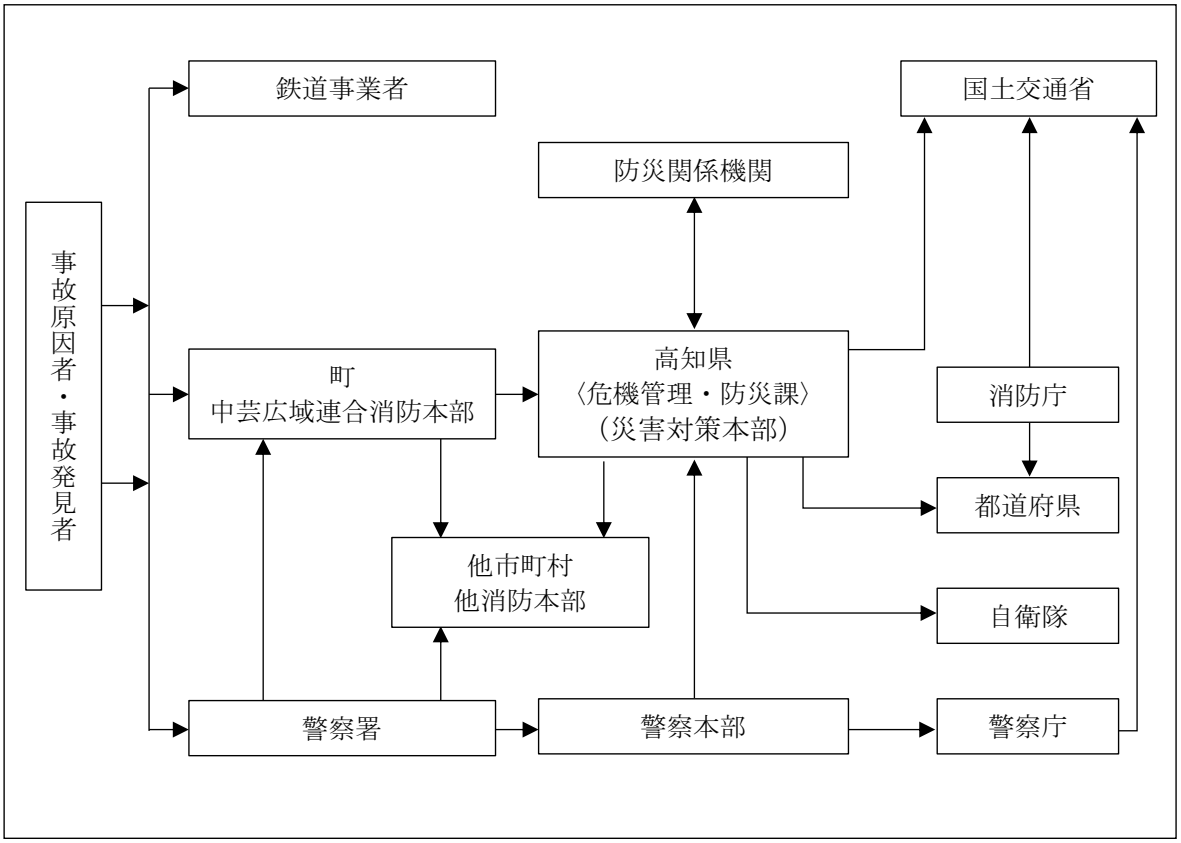
《基本的な考え方》

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1　町・消防本部の応急対策

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	（１）関係機関への通報 ● 事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。 ［参考 4-5　被害情報等の収集伝達系統］ （２）救助・救出、消火活動等の実施 ● 事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。 ● 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 （３）応援の要請 ● 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

参考 4-5　被害情報等の収集伝達系統



第３節 航空災害

《基本的な考え方》

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1　町・消防本部の応急対策

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	（１）関係機関への通報 ● 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、町は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び警察署等の関係機関に通報する。 （２）救助・救出、消火活動等の実施 ● 事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。 ● 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 ● 警戒区域を設定し、立ち入りを制限する。 （３）応援の要請 ● 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第４節 海上災害（人身事故等）

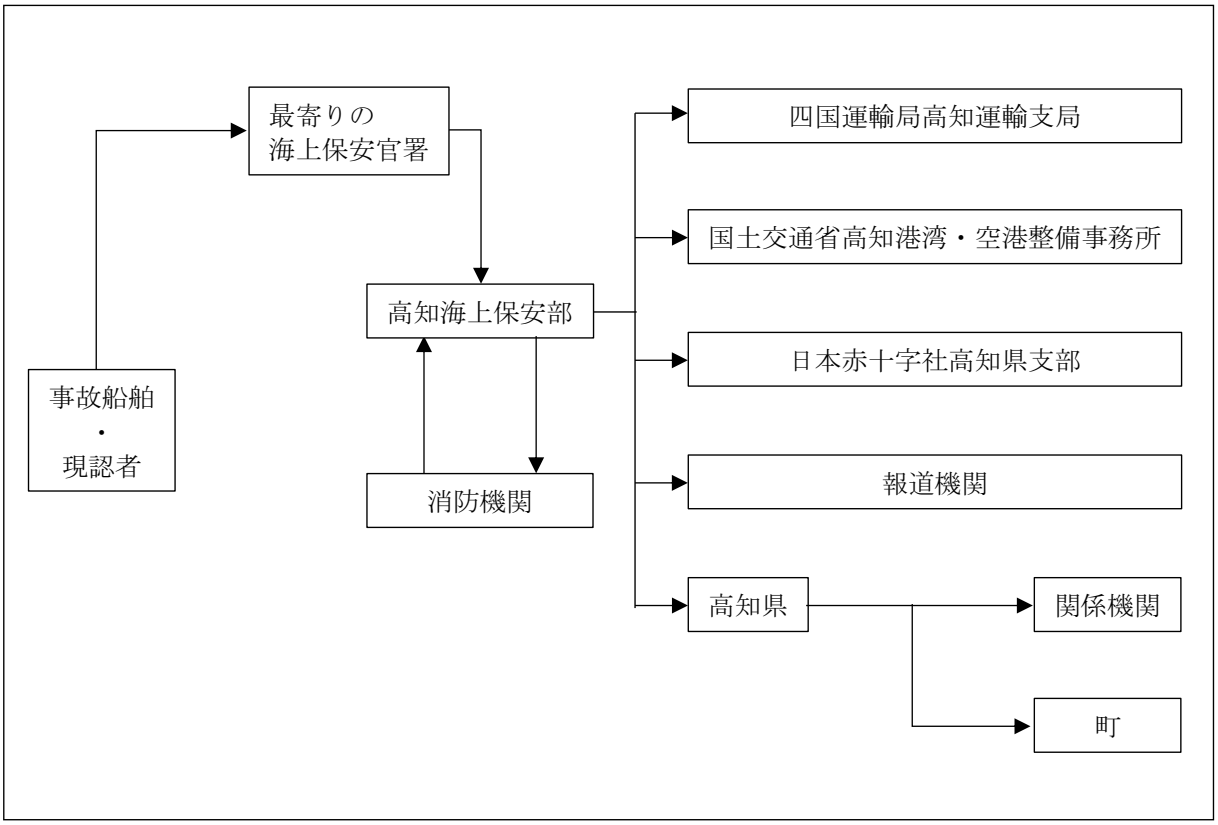
《基本的な考え方》

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1　町・消防本部の応急対策

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	（１）捜索・救助・救急、医療・救護、消火活動の実施 ● 海上保安部等に協力して、沿岸海域を中心とする捜索活動及び救助・救急活動、負傷者の医療、救護措置を講じる。 ● 火災が発生した場合には状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。 ［参考 4-6　通報連絡系統］ （２）応援の要請 ● 県に対し、医師等の派遣や他府県の消防機関の応援、自衛隊の災害派遣等を要請する。 （３）警戒区域の設定等の措置 ● 被害のおよぶおそれのある沿岸の住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

参考 4-6　通報連絡系統



第５節 海上災害（排出油等）

《基本的な考え方》

船舶等から、海上に大量の油等が排出したとき、迅速かつ効率的に排出油等の防除等を行う。

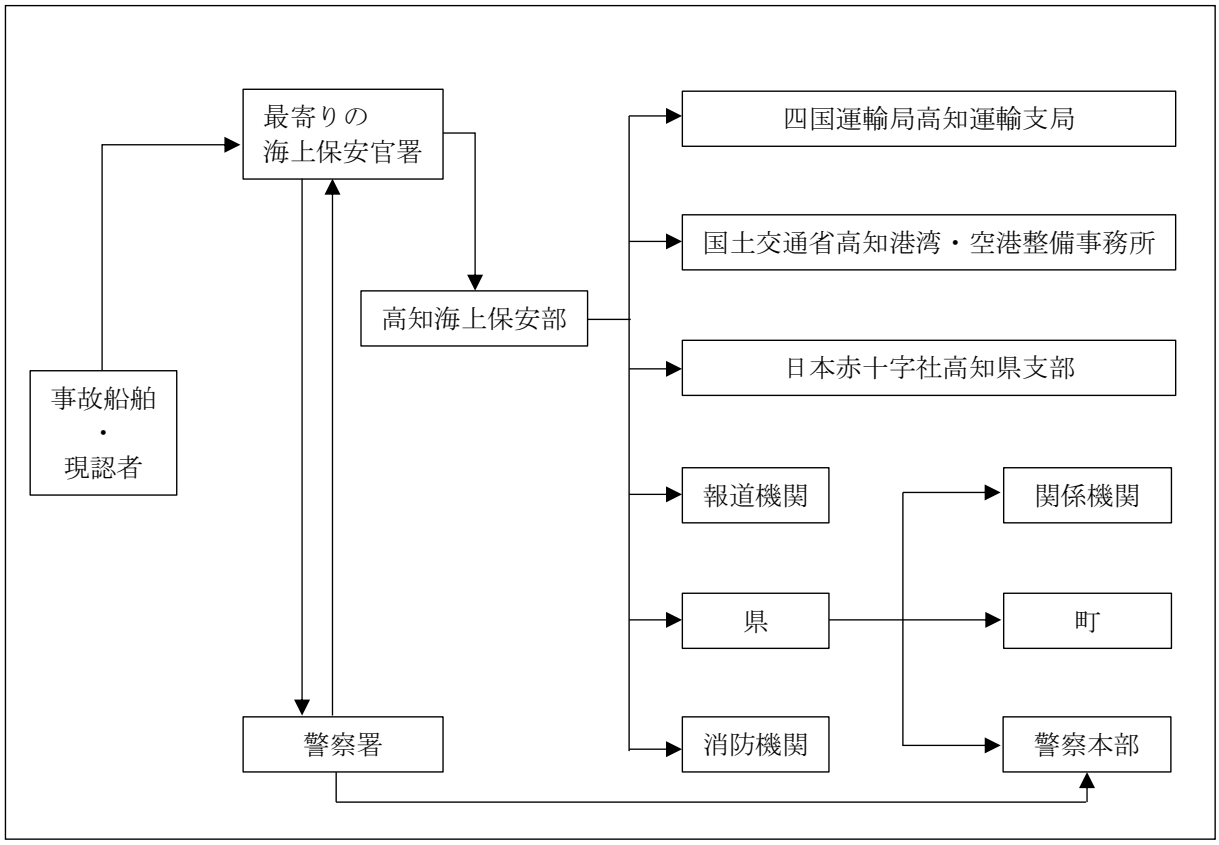
1　町・消防本部の応急対策

実施主体	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	（１）情報の収集及び連絡・通報 ● 関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。 ［参考 4-7　通報事項］ ［参考 4-8　通報連絡系統（海上における流出油事故発生時）］ （２）防除作業の実施 ● 必要に応じて、排出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請に応じて、排出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。 （３）警戒区域の設定等の措置 ● 災害の危険がおよぶおそれのある沿岸の住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

参考 4-7　通報事項

① 事故発生又は発見の日時、場所
② 事故の概要
③ 排出油等の状況（種類、量、範囲等）
④ 現場の気象及び海象
⑤ その他必要事項

参考 4-8　通報連絡系統（海上における流出油事故発生時）



第３章　危険物災害応急対策計画

《基本的な考え方》

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

１　町・消防本部の応急対策

項目	内容
総務課 中芸広域連合 消防本部	（１）情報の収集及び連絡・通報 ● 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。 （２）救助・救出、消火活動等の実施 ● 事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。 ● 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 （３）応援の要請 ● 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第４章　原子力災害応急対策計画

《基本的な考え方》

本町は、四国電力(株)伊方原子力発電所から直線距離で 150ｋｍ以上、福井県や島根県の原子力発電所からは約 300ｋｍ離れているが、福島第一原子力発電所事故では、約 300ｋｍ離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、本町においても影響を想定していく必要がある。また、放射性物質輸送中の事故等も考えられる。

原子力事業者の事故等による放射性物質の飛散が発生した際は、原子力事業者から国・県等への通報が義務づけられており、町は、本町への影響に関する迅速な情報の収集と住民への伝達に努めるとともに、必要に応じて、屋内退避等の措置や、安定ヨウ素剤の配布、食品・飲料水の摂取制限等の措置を実施する。

1　情報の収集・伝達

実施主体	内容
総務課	● 県、国、原子力事業者からの情報を迅速・的確に収集し、防災行政無線、広報車等を通じて、住民に被害状況や本町への影響等を伝達する。

2　屋内退避、避難等の防護活動の実施

実施主体	内容
総務課	● 県から屋内退避、避難等の防護対策の勧告又は指示があった場合、住民等に周知するほか、県による勧告又は指示がない場合においても、必要に応じて、住民に対して、屋内退避、避難等の勧告又は指示を行う。

3　安定ヨウ素剤の配布

実施主体	内容
総務課	● 必要に応じて、県と協力し、住民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

4　緊急時のモニタリングへの協力

実施主体	内容
総務課	● 県が実施するモニタリング・放射能濃度測定作業が円滑に行われるよう協力する。

5　健康被害防止対策

実施主体	内容
住民福祉課	● 県が実施する人体に係るスクリーニング、除染等に協力する。 ● 必要に応じて、住民に対する健康相談を実施する。

6　食品・飲料水の検査と摂取制限

実施主体	内容
総務課	● 国及び県から指示があったとき、又は放射線被爆から地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染飲料・飲食物の摂取制限等の措置を行う。 ［参考 4-9　飲食物摂取制限に関する指標］ ● 国及び県から指示があったときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置も行う。 ［参考 4-10　食品中の放射性セシウムの基準値］

参考 4-9　飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 （混合核種の代表核種：Ｉ－131）
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上 （乳児は 100 ベクレル/キログラム以上）
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル/キログラム以上

資料：原子力安全委員会防災指針（令和４年７月６日）、厚生労働省通知

参考 4-10　食品中の放射性セシウムの基準値

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

資料：令和５年９月厚生労働省通知

7　広域的な避難の実施

実施主体	内容
総務課	● 県内の他の市町村への避難が必要と判断したときは、避難について、受入れ先となる市町村と、直接協議する。 ● 県外への避難が必要と判断したときは、県に対して他の都道府県と協議するように求める。 ● 県から、他市町村、他県からの避難者の受け入れを要請された場合、広域一時避難所を設置し、食料、飲料水等の提供等必要な支援を行う。 ● 住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

第5編 参考資料

第１章　様式集

番号	種類
様式１	動員連絡名簿
様式２	動員報告書
様式３	施設の安全確認チェックリスト
様式４	被害情報報告カード
様式５	被害状況の時系列整理表
様式６	災害対応指示書
様式７	災害対応指示状況一覧表
様式８	消防庁への報告様式
様式９	自衛隊の災害派遣要請について
様式 10	自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について
様式 11	避難者名簿（避難者／地域の被災者／帰宅困難者）
様式 12	避難所の状況連絡票
様式 13	罹災証明申請書
様式 14	義援金品受付状況報告
様式 15	義援金品配分状況報告

（様式１）

動員連絡名簿

（オモテ）　　月　　日　　時　　分現在

No.	連絡先							安否状況		参集可否	参集予想時刻	参集場所	参集不可の理由
	部名	役名	所属課	役職	氏名	住所	連絡先	本人	家族				
1	△△部	部長					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
2	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
3	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
4	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
5	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
6	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
7	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
8	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
9	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						
10	△△部	部員					自宅Tel ： 携帯Tel ： 携帯mail：						

（様式２）

動員報告書

年月日	部名	記入者名

参集者名簿				
氏名	参集時刻	退出時刻＊	勤務時間数＊	備考
	時　　分	時　　分	時間	

※参集者把握次第速やかに報告し、＊欄は翌日報告のこと。

（様式３）

施設の安全確認チェックリスト

○点検日：　　年　　月　　日

○点検者：

施設名称	

区分	点検箇所	被害の有無	被害の状況
建物	火災	あり　・　なし	【状況】
	柱	あり　・　なし	□圧壊　□折損　□鉄筋露出　□その他（具体的に）
	壁面	あり　・　なし	□破壊　□Ｘ字クラック　□非X字クラック □その他（具体的に）
	その他	あり　・　なし	【状況】
設備	ガス	あり　・　なし	□爆発　□ガス漏れ　□ガス臭あり　□その他（具体的に）
	水道	あり　・　なし	□管損傷　□漏水　□給水停止　□その他（具体的に）
	電気	あり　・　なし	□停電　□ショート　□その他（具体的に）
	電話	あり　・　なし	□不通　□その他（具体的に）
	その他	あり　・　なし	【状況】

（様式４）

被害情報報告カード

（表面）

目撃日		月　　日　　時頃
被害状況	区分	□家屋・建物の倒壊 □道路の通行障害 □火災　□浸水　□その他
	場所	
	被災施設	
	箇所数	
	具体的状況	
対応状況	対応職員	
	状況	□現地確認に行く　□現地対応中 □現地対応済み　□対応できない
	対応内容	だれが　いつまでに　なにをする

※報告者、情報提供者を裏面に記入

（裏面）

報告者

所属

情報提供者（住民からの情報提供の場合）

氏　名：

連絡先：

目撃日		月　　日　　時頃
被害状況	区分	□家屋・建物の倒壊 □道路の通行障害 □火災　□浸水　□その他
	場所	
	被災施設	
	箇所数	
	具体的状況	
対応状況	対応職員	
	状況	□現地確認に行く　□現地対応中 □現地対応済み　□対応できない
	対応内容	だれが　いつまでに　なにをする

※報告者、情報提供者を裏面に記入

報告者

所属

情報提供者（住民からの情報提供の場合）

氏　名：

連絡先：

目撃日		月　　日　　時頃
被害状況	区分	□家屋・建物の倒壊 □道路の通行障害 □火災　□浸水　□その他
	場所	
	被災施設	
	箇所数	
	具体的状況	
対応状況	対応職員	
	状況	□現地確認に行く　□現地対応中 □現地対応済み　□対応できない
	対応内容	だれが　いつまでに　なにをする

※報告者、情報提供者を裏面に記入

報告者

所属

情報提供者（住民からの情報提供の場合）

氏　名：

連絡先：

（様式５）

被害状況の時系列整理表

No.	目撃日	情報提供者 （報告課）	場所	被災施設	箇所数	状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

（様式６）

災害対応指示書

指示書番号

○指示日：　　年　　月　　日

○指示者：　　部　　課

No.		指示事項	処理状況
1	いつ		□対応済み □対応未完了（理由を記載）
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
2	いつ		□対応済み □対応未完了（理由を記載）
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
3	いつ		□対応済み □対応未完了（理由を記載）
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
4	いつ		□対応済み □対応未完了（理由を記載）
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
5	いつ		□対応済み □対応未完了（理由を記載）
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		

（様式７）

災害対応指示状況一覧表

指示書番号	指示日	指示者	No.	指示事項				処理状況		
				いつ	どこで	だれが	なにをする	対応済	未完了	未完了の理由

（様式８）

災害の場合は、第４号様式を用いる。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち災害関連死者	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人				一部破損	棟	未分類	棟
	119 番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）						
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること）。

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）別紙

都道府県名　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

<table>
<tr><td colspan="3">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3">災害名
第　　報
（　月　日　時現在）</td><td rowspan="16">そ
の
他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">報告者名</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">区　　分</td><td rowspan="2">被　　害</td><td colspan="2">学　校</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>うち災害関連死者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">砂　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">水　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">電　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">電　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">ガ　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>棟</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td colspan="2">建　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">そ　の　他</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>棟</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td><td rowspan="8">災害対策本部</td><td>都道府県</td><td></td></tr>
<tr><td>公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">市町村</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">そ
の
他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="5">災害救助法</td><td rowspan="5">適用市町村名</td><td rowspan="5">計　　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">119 番通報件数　　件</td></tr>
<tr><td>災害の概況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td>消防機関等の活動状況</td><td colspan="5">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">自衛隊の災害派遣</td><td colspan="3">その他</td></tr>
</table>

※　被害額は省略することができるものとする。

※　119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数と記入すること。

被害の判定基準

被害区分		説明
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	負　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷者）　1か月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷者）　1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住　家	住家とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が住居しているものは住家とみなす。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物）が付着している場合には同一棟とみなす。 又、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については１世帯とする）
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。

被害区分		説明	
住家被害	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち，住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。	
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。	
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。 全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床 下 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非　住　家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田 の 冠 水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	学　　校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道　　路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
		損　　壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったもの
		冠　　水	道路が水をかぶり、通行不能となったもの及び通行規制が必要なもの
		通 行 不 能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なもの
	橋 り ょ う	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋とする。 全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要となったもの。	

被害区分		説明	
その他被害	河　　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
		堤防決壊	河川法にいう１級河川、２級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のもの
		越　　水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のもの
		そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なもの
	港湾・漁港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第３条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。のための施設への被害があったとき	
	砂　　防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	がけ崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの	
	地すべり	地すべりによる災害で地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの	
	土 石 流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共的建物に被害があったもの	
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		説明
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にする世帯をいう。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地，農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。

（様式９）

第　　号
年　月　日

高 知 県 知 事　殿

田 野 町 長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の２の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する理由

２　派遣を必要とする期間
　　年　月　日　時から
　　年　月　日　時まで

３　派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

４　派遣を希望する区域及び活動状況

５　その他参考となるべき事項

（様式 10）

第　　号
年　月　日

高 知 県 知 事　殿

田 野 町 長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請日時

2　派遣された部隊

3　派遣人員及び従事作業の内容

4　その他参考となるべき事項

（様式 11）

避難者名簿 （ 避難者／地域の被災者／帰宅困難者 ）　　避難所名

No.	氏名	年齢	性別	世帯主	住所	特記事項	入所日（支援開始日）	退所日（支援終了日）	転居先
(例)	高知　太郎	56	(男)・女	○	高知市丸ノ内１－２	移動に補助が必要	9月1日	9月3日	自宅
1			男・女						
2			男・女						
3			男・女						
4			男・女						
5			男・女						
6			男・女						
7			男・女						
8			男・女						
9			男・女						
10			男・女						
11			男・女						
12			男・女						
13			男・女						
14			男・女						
15			男・女						

（様式 12）

避難所の状況連絡票

※　報告経路　　避難所 → 田野町（災害対策本部）→ 田野町（住民福祉課）

記入日：　年　月　日　時	記入者：
避難所名：	所在地：
避難所リーダー名：	

避難者数 （概数）		総 数	総数（　　）人　（男　　人，女　　人） うち避難者（　）人　在宅避難者（　）人　帰宅困難者（　）人
			医療が必要な方　（　）人 介助・その他配慮が必要な方　（　）人 乳児※１歳未満　（　）人 幼児※１歳以上就学前　（　）人 妊婦　（　）人
		医療の必要な方 ※ 重複可	ケガ（　）人　小児科（　）人　人工透析（　）人 産婦人科（　）人　酸素療法（　）人　精神科（　）人 下痢（　）人　発熱（　）人　咳（　）人 その他医療の必要な方　（　）人　（内容：　　）
			内、病院への移送が必要（　）人
		介助・介護その他配慮が必要な方 ※ 重複可	排泄（　）人　移動（　）人　徘徊あり（　）人 多動（　）人　妊婦（　）人　視覚障害（　）人 聴覚障害（　）人　コミュニケーションが取れない（　）人 集団生活が苦手（　），その他（　）人　（内容：　　）
		ペット	犬（　）匹　猫（　）匹　その他（　）匹
生活環境	ライフライン	電 気	使用可 ・ 使用不可
		水 道	使用可 ・ 使用不可
		ガ ス	使用可 ・ 使用不可
		電 話	携帯：使用可 ・ 使用不可 （番号　　） 固定：使用可 ・ 使用不可 （番号　　）
	生活	トイレ	ヶ所 （充足 ・ 不足） 洋式便器 （ 有 ・ 無 ） くみとり　水洗（使用可 ・使用不可 ） 仮設トイレ要請 （　）個
		手洗い	ヶ所 （充足 ・ 不足）
		食 糧	食糧 （充足 ・ 不足） 飲み物 （充足 ・ 不足）
要 望		食糧・飲み物	食糧（　）人分　飲み物（　）人分　ミルク（　）人分
		生活用品（不足のものに〇印）	トイレットペーパー　生理用ナプキン　毛布 暖房器具　タオル　衣服（　）
			オムツ（大人用：S　個、M　個、L　個、LL　個） オムツ（赤ちゃん用：S　個、M　個、L　個、LL　個）
		依頼事項	燃料　し尿処理　ゴミ処理
		薬	風邪薬（　）人分　頭痛薬（　）人分　腹痛薬（　）人分 高血圧（　）人分　抗うつ薬（　）人分　他（　）
		その他	

【受理確認日時】　年　月　日　時　分　【確認者氏名】
【受理確認方法】　避難所からの直持ち ・ 支援団体経由の送致 ・ ＦＡＸ ・ 電話等聞き取り
その他（　）

（様式 13）

統一様式

罹 災 証 明 申 請 書

市（区・町・村）長　　年　　月　　日

申請者 （世帯主）	住 所 電話番号
	（現在の連絡先） 電話番号
	（ふりがな） 氏 名

窓口に 来られた方 （申請者と 同じ場合は 記入不要）	住 所 電話番号
	（ふりがな） 氏 名 申請者との関係

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の 所在地 （申請者住所と 同じ場合は 記入不要）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	□ 浸水被害 （□床上 □床下）　　□ その他被害（以下に記入）

（追加項目）	（留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。）

【留意事項１】

（項目の削除）

１　項目の削除も可能ですが、「申請者（世帯主）」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

（項目の追加）

２　次ページ（留意事項２）を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

（項目の編集）

３　申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

（写真を活用した被害区分の判定）

４　下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ（例１）の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

（現地調査を省略できる場合）
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
（参考１　「外観による判定　一見して住家全部が倒壊」等の例示参照）
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
（参考２「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照）
・申請者の合意に基づく自己判定方式 (※) による一部損壊の判定を行う場合
（参考３「被害が軽微なものの取扱い」参照）

（※）自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。

【留意事項2】（追加項目の記載例（例示であり、これらに限りません））

（例1）写真による被害区分の判定

写真による被害区分の判定（※）	□ 希望する（写真を添付） □ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

（例2）被災住家の世帯構成員

	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の世帯構成員		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

（例3）住家以外の被害

住家以外の被害	

（例4）罹災証明書の必要枚数

罹災証明書の必要枚数	枚

（例5）罹災証明書の使用目的

罹災証明書の使用目的	

（例6）被災住家に関する情報の内部利用の同意確認

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 □ 確認しました

（例7）罹災証明書の交付方法

罹災証明書の交付方法	□ 郵送（住所： ） （宛先： ） □ 窓口（〇〇市本庁舎） □ 〇〇避難所

（様式 14）

義援金品受付状況報告

田　野　町

受付月日	金　　額 （品名・数量）	寄　　贈　　者	
		氏　　名	住　　所
計			

（様式 15）

義援金品配分状況報告

田　野　町

配分月日	金　　額 （品名・数量）	配　分　先	備　　考
計			

第２章　指定緊急避難場所・指定避難所

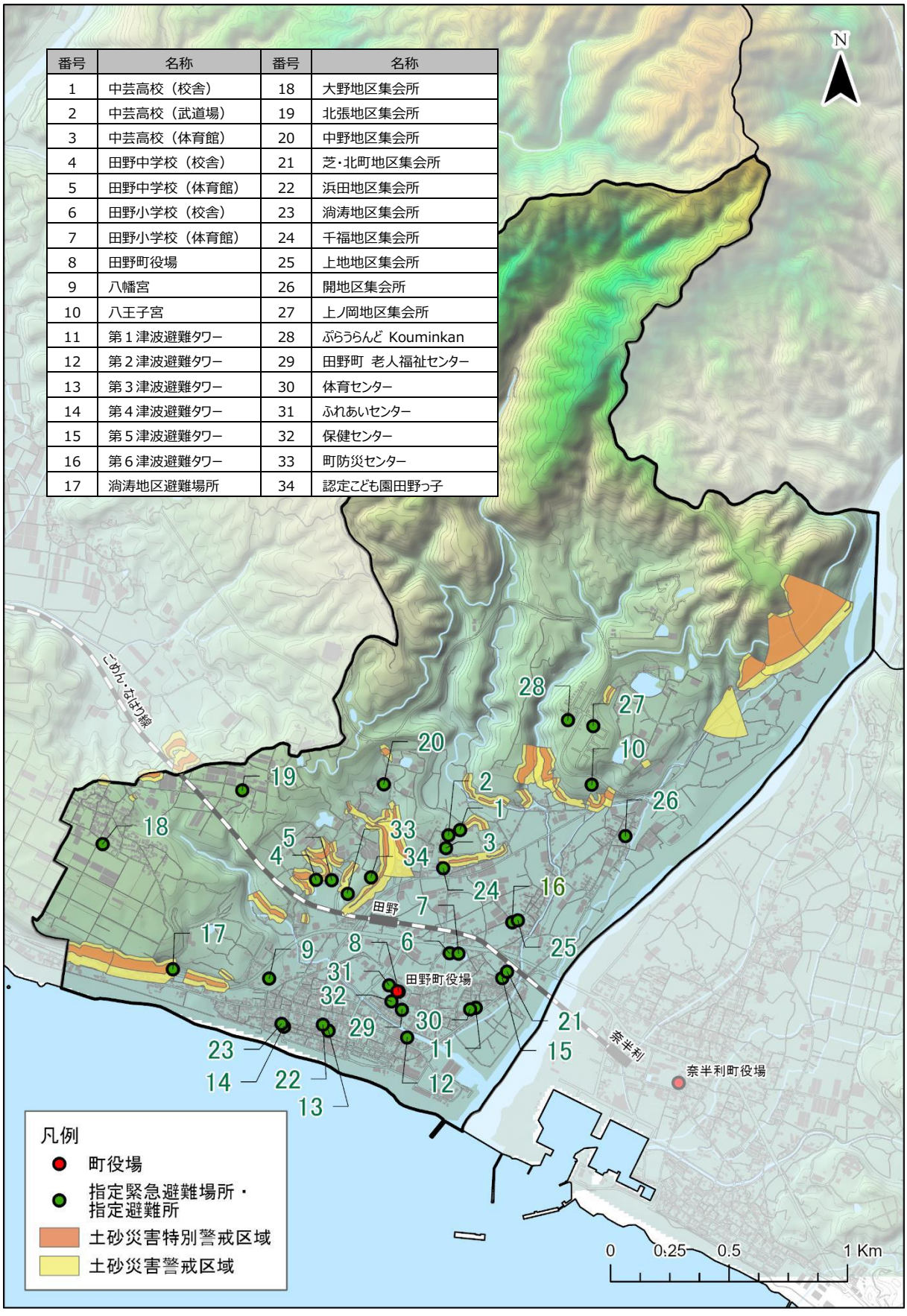
番号	名称	住所	洪水			土砂災害			地震・津波		
			指避定難緊場急所	指定避難所	福祉避難所	指避定難緊場急所	指定避難所	福祉避難所	指避定難緊場急所	指定避難所	福祉避難所
1	中芸高校（校舎）	安芸郡田野町 1203-4	○	○		○	○		○		
2	中芸高校（武道場）	安芸郡田野町 1203-4	○	○		○	○		○	○	
3	中芸高校（体育館）	安芸郡田野町 1203-4	○	○		○	○		○	○	
4	田野中学校（校舎）	安芸郡田野町 3778-1	○	○		○	○		○	○	
5	田野中学校(体育館)	安芸郡田野町 3778-1	○	○	○			○	○		○
6	田野小学校（校舎）	安芸郡田野町 924-1				○	○		○ ２階		
7	田野小学校(体育館)	安芸郡田野町 924-1				○	○		○		
8	田野町役場	安芸郡田野町 1828-5				○	○		○ ３階 屋上		
9	八幡宮	安芸郡田野町 2851-1							○		
10	八王子宮	安芸郡田野町 4497-1							○		
11	第１津波避難タワー	安芸郡田野町 747-2	○						○		
12	第２津波避難タワー	安芸郡田野町 2659-1	○						○		
13	第３津波避難タワー	安芸郡田野町 2464-2/2465/2466-1	○						○		
14	第４津波避難タワー	安芸郡田野町 2397	○						○		
15	第５津波避難タワー	安芸郡田野町 814・815	○						○		
16	第６津波避難タワー	安芸郡田野町 539-1	○						○		
17	淵涛地区避難場所	安芸郡田野町 2775-2							○		
18	大野地区集会所	安芸郡田野町 5034	○	○						○	
19	北張地区集会所	高知県安芸郡田野町 4857-2	○	○						○	
20	中野地区集会所	安芸郡田野町 3908-1	○	○						○	

番号	名称	住所	洪水			土砂災害			地震・津波		
			指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所
21	芝・北町地区集会所	安芸郡田野町 814・815	○	○							
22	浜田地区集会所	安芸郡田野町 2463-3	○	○							
23	淌涛地区集会所	安芸郡田野町 2397	○	○							
24	千福地区集会所	安芸郡田野町 1301-3	○	○							
25	上地地区集会所	安芸郡田野町 540-1	○	○							
26	開地区集会所	安芸郡田野町 266-3	○	○							
27	上ノ岡地区集会所	安芸郡田野町 4482-20・21	○	○						○	
28	ぷらうらんど Kouminkan	安芸郡田野町 4462-58			○			○			○
29	田野町 老人福祉センター	安芸郡田野町 1828-4			○			○			
30	体育センター	安芸郡田野町 747-2	○	○		○	○				
31	ふれあいセンター	安芸郡田野町 1456-42	○	○		○	○				
32	保健センター	安芸郡田野町 1456-41	○	○		○	○				
33	町防災センター	安芸郡田野町 1613-2	○		○	○		○	○		○
34	認定こども園田野っ子	安芸郡田野町 1594	○			○			○		

※指定緊急避難場所：災害から命を守るために住民が緊急的に避難する施設や場所
※指定避難所　　：災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在したりする施設
※福祉避難所　　：要配慮者の避難所

指定緊急避難場所・指定避難所 位置図

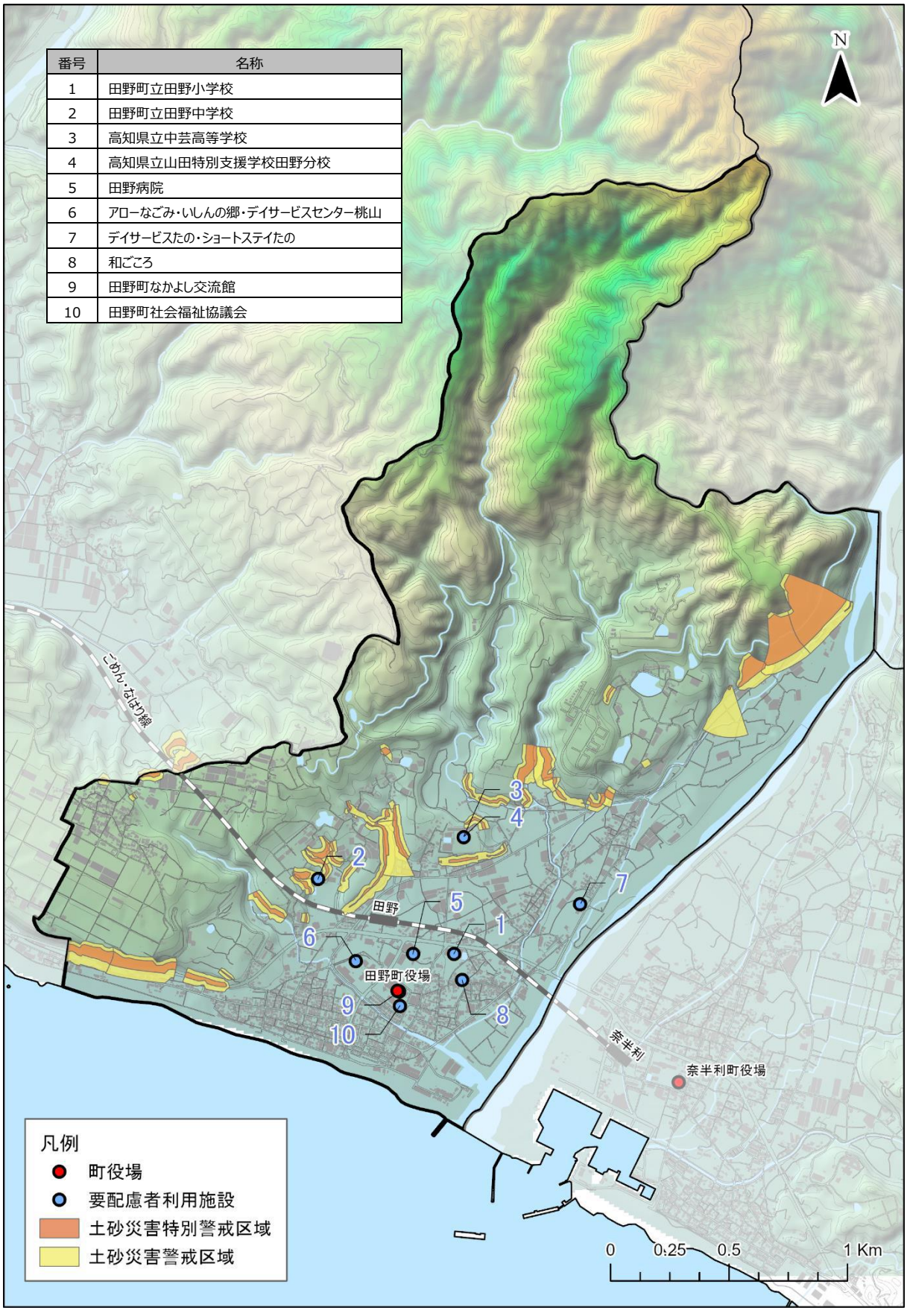
番号	名称	番号	名称
1	中芸高校（校舎）	18	大野地区集会所
2	中芸高校（武道場）	19	北張地区集会所
3	中芸高校（体育館）	20	中野地区集会所
4	田野中学校（校舎）	21	芝･北町地区集会所
5	田野中学校（体育館）	22	浜田地区集会所
6	田野小学校（校舎）	23	淌涛地区集会所
7	田野小学校（体育館）	24	千福地区集会所
8	田野町役場	25	上地地区集会所
9	八幡宮	26	開地区集会所
10	八王子宮	27	上ノ岡地区集会所
11	第１津波避難タワー	28	ぷらうらんど Kouminkan
12	第２津波避難タワー	29	田野町 老人福祉センター
13	第３津波避難タワー	30	体育センター
14	第４津波避難タワー	31	ふれあいセンター
15	第５津波避難タワー	32	保健センター
16	第６津波避難タワー	33	町防災センター
17	淌涛地区避難場所	34	認定こども園田野っ子



第３章　要配慮者利用施設一覧

番号	名称	住所	洪水	土砂災害	津波
1	田野町立田野小学校	安芸郡田野町 908-2	○	×	○
2	田野町立田野中学校	安芸郡田野町 3778-1	×	○	○
3	高知県立中芸高等学校	安芸郡田野町 1203-4	×	○	×
4	高知県立山田特別支援学校田野分校	安芸郡田野町 1203-4	×	○	×
5	田野病院	安芸郡田野町 1414-1	○	×	○
6	アローなごみ・いしんの郷・ デイサービスセンター桃山	安芸郡田野町 1456-45	○	×	○
7	デイサービスたの・ショートステイたの	安芸郡田野町 636-1	○	×	○
8	和ごころ	安芸郡田野町 1915-1	○	×	○
9	田野町なかよし交流館	安芸郡田野町 815	○	×	○
10	田野町社会福祉協議会	安芸郡田野町 1828-4	○	×	○

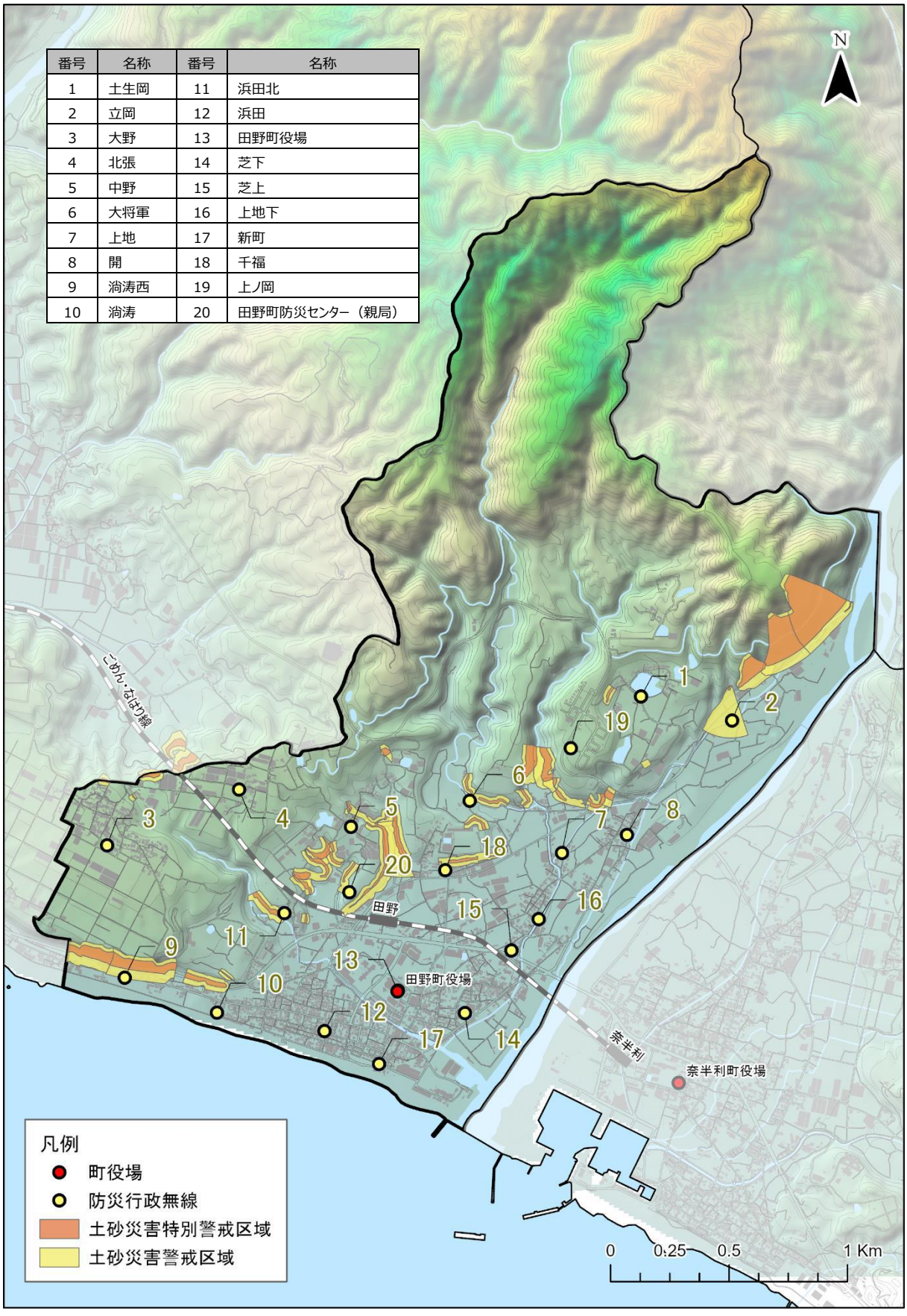
要配慮者利用施設 位置図



第４章　防災行政無線

番号	名称	所在地
1	土生岡	安芸郡田野町 4598
2	立岡	安芸郡田野町 112-7
3	大野	安芸郡田野町 3191 地先
4	北張	安芸郡田野町 4854-2
5	中野	安芸郡田野町 4991-1 先
6	大将軍	安芸郡田野町 1161 先
7	上地	安芸郡田野町 367 地先
8	開	安芸郡田野町 266-3
9	淌涛西	安芸郡田野町 2736-2
10	淌涛	安芸郡田野町 2721-1
11	浜田北	安芸郡田野町 3743-1 先
12	浜田	安芸郡田野町 2463-3
13	田野町役場	安芸郡田野町 1828-5
14	芝下	安芸郡田野町 747-2
15	芝上	安芸郡田野町 840-3
16	上地下	安芸郡田野町 564-1 先
17	新町	安芸郡田野町 2519-11
18	千福	安芸郡田野町 1301-1 先
19	上ノ岡	安芸郡田野町 4493-2 先
20	田野町防災センター（親局）	安芸郡田野町 1613-2

防災行政無線 位置図



番号	名称	番号	名称
1	土生岡	11	浜田北
2	立岡	12	浜田
3	大野	13	田野町役場
4	北張	14	芝下
5	中野	15	芝上
6	大将軍	16	上地下
7	上地	17	新町
8	開	18	千福
9	淌涛西	19	上ノ岡
10	淌涛	20	田野町防災センター（親局）

第５章　分掌事務におけるＩＣＳの視点での整理

□：近隣自治体に項目があり、追加が望ましい項目

部名	班名	分掌事務	指揮統制					対策立案	後方支援	総務	事態対処
			指揮	広報	安全	連絡調整					
						内部	外部	住民				
本部長	－	1. 特別警報時等の住民の避難誘導、応急救助									○
		2. 避難指示について協議・決定	○								
		3. 避難場所、避難所の開設・運営方針について協議・決定	○								
		4. その他災害対策全般に関する重要事項を協議・決定	○								
		5. 本部統轄	○								
		6. 応急対策に係る職員の動員及び派遣について協議・決定	○								
		7. 県、公共機関及び国への応援要請について協議・決定	○								
		8. 自衛隊への応援要請について協議・決定	○								
副本部長	－	1. 特別警報時の住民の避難誘導、応急救助									○
		2. 本部長補佐	○								
		3. 災害関係経費の支出								○	
事務局	総務課	1. 本部会議の運営事務						○			
		2. 各種情報の管理						○			
		3. 各部の活動状況の把握						○			
		4. 各部、各班への本部司令、情報の伝達						○			
		5. 防災活動の調整				○					
		6. 避難指示、人命救助等の重大事項を本部会議に上申				○					
総務部	総務課 出納室 議会事務局	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助									○
		2. 被災者の救出、避難誘導に関すること									○
		3. 避難場所、避難所の開設及び運営に関すること				○					○
		4. 災害対策本部の運営・各部の連絡調整				○					
		5. 情報の収集・整理						○			
		6. 被害状況の情報収集及び報告						○			
		7. 現地情報の受理				○					
		8. 気象情報・災害情報の収集・伝達						○			
		9. 避難指示の伝達	○								
		10. 関係機関との連絡調整、応援の要請					○				
		11. 住民への広報						○			
		12. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応					○				
		13. 応急対策用物品の購入							○		
		14. 情報システムの被害調査、応急復旧						○			
		15. 防災関係各機関との通信手段の確保					○				
		16. 町内各地区、防災拠点等との通信手段の確保					○				
		17. 土地・家屋等の被害調査									○
		18. 各種災害証明、料金減免等の手続き									○
		19. 職員の動員・参集及び家族の安否確認等に関すること							○		
		20. 災害対策に必要な労務供給の確保に関すること							○		
		21. 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関すること									○
		22. その他災害対策全般に関すること									○
		23. 出納事務								○	
		24. 行方不明者の捜索に関すること									○
産業建設部	産業建設課	1. 豪雨時の危険箇所の見回り、水防活動									○
		2. 水防倉庫の管理及び倉庫資材輸送に関すること									○
		3. 道路、河川、堤防等の被害調査、応急対策									○
		4. 仮設道路の建設、障害物除去対策に関すること									○

部名	班名	分掌事務	指揮統制					対策立案	後方支援	総務	事態対処
			指揮	広報	安全	連絡調整					
						内部	外部	住民				
産業建設部	産業建設課	5. 交通規制									○
		6. 水道の被害調査、応急対策									○
		7. 応急給水									○
		8. 仮設トイレの調達									○
		9. し尿の収集、集積、処理									○
		10. 有害物質対策									○
		11. ごみ・がれきの収集、集積、処理									○
		12. 町内事業所・農家・漁家の被害調査、業務再開支援									○
		13. 農地・山林・農業施設の被害調査、復旧支援									○
		14. 漁業施設の被害状況把握及び災害対策に関すること									○
		15. 部署所管施設、営繕工事中の建築物等の被害状況、保安及び応急対策に関すること									○
		16. 応急災害対策の技術工法の技術指導									○
地域振興部	地域振興課	1. 車両の調達・配車管理							○		
		2. 応急資器材・人材の確保、協力事業所との調整							○		
		3. 協力関係機関からの受け入れに関すること				○					
		4. ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整									○
		5. 災害応急対策用地の確保に関すること							○		
		6. 公営住宅等の応急修理に関すること									○
		7. 応急住宅の建設及び応急住宅修理に関すること									○
		8. 県による仮設住宅確保への協力									○
住民福祉部	住民福祉課	1. 救護所の設置、応急救護									○
		2. 要配慮者対策に関すること									○
		3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること									○
		4. 乳幼児、妊産婦の救護に関すること									○
		5. 高齢者、障がい者の救護に関すること									○
		6. 食料・物資の確保・配布							○		
		7. 被災者、作業隊、職員への炊き出しに関すること									○
		8. 米穀倉庫、燃料の確保、供給計画に関すること							○		
		9. 義援金品等の受付及び配分に関すること							○		
		10. 医療・保健・福祉の専門職の受援の調整				○					○
		11. 日本赤十字社高知県支部、町社会福祉協議会との連絡に関すること				○					○
		12. ボランティアの受援の調整									○
		13. 住民の健康支援・保健衛生									○
		14. 遺体の安置・火葬・埋葬									○
		15. 遺族との連絡調整						○			
		16. 相談窓口の設置に関すること						○			
教育部	教育委員会	1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保			○						○
		2. 学校・認定こども園、社会教育施設の被害調査・応急対策									○
		3. 避難場所の開設									○
		4. 給食施設を活用した炊き出し							○		
		5. 教職員の連絡調整			○						
		6. 授業の再開への支援									○
		7. 災害時の教育教材等の調達、指導に関すること							○		
		8. 災害時の学級給食に関すること									○
		9. 教育関係義援金品に関すること							○		
		10. 文化財の被害調査・応急対策									○

第６章　分掌事務業務実施時期の目安

□：近隣自治体に項目があり、追加が望ましい項目　○：業務開始目標時間　△：継続期間

区分	責任者	所掌課	事務分掌	業務開始目標時間と継続期間					
				発災前	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
本部長	町長	－	1. 特別警報時等の住民の避難誘導、応急救助		○	△	△	△	△
			2. 避難指示について協議・決定		○	△			
			3. 避難場所、避難所の開設・運営方針について協議・決定		○	△			
			4. その他災害対策全般に関する重要事項を協議・決定		○	△	△	△	△
			5. 本部統轄		○	△	△	△	△
			6. 応急対策に係る職員の動員及び派遣について協議・決定		○	△	△	△	△
			7. 県、公共機関及び国への応援要請について協議・決定		○	△	△	△	△
			8. 自衛隊への応援要請について協議・決定		○	△	△	△	△
副本部長	副町長 教育長	－	1. 特別警報時の住民の避難誘導、応急救助		○	△	△	△	△
			2. 本部長補佐		○	△	△	△	△
			3. 災害関係経費の支出			○	△	△	△
事務局	総務課長	総務課	1. 本部会議の運営事務		○	△	△	△	△
			2. 各種情報の管理		○	△	△	△	△
			3. 各部の活動状況の把握		○	△	△	△	△
			4. 各部、各班への本部司令、情報の伝達		○	△	△	△	△
			5. 防災活動の調整		○	△	△	△	△
			6. 避難指示、人命救助等の重大事項を本部会議に上申		○	△	△	△	△
総務部	総務課長	総務課 出納室 議会事務局	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助		○	△	△	△	△
			2. 被災者の救出、避難誘導に関すること		○	△	△	△	△
			3. 避難場所、避難所の開設及び運営に関すること	○	△	△	△	△	△
			4. 災害対策本部の運営・各部の連絡調整		○	△	△	△	△
			5. 情報の収集・整理				○	△	△
			6. 被害状況の情報収集及び報告		○	△	△	△	△
			7. 現地情報の受理		○	△	△	△	△
			8. 気象情報・災害情報の収集・伝達	○	△	△	△	△	△
			9. 避難指示の伝達		○	△			
			10. 関係機関との連絡調整、応援の要請		○	△	△	△	△
			11. 住民への広報		○	△	△	△	△
			12. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応		○	△	△	△	△
			13. 応急対策用物品の購入			○	△	△	△
			14. 情報システムの被害調査、応急復旧		○	△			
			15. 防災関係各機関との通信手段の確保		○	△	△	△	△
			16. 町内各地区、防災拠点等との通信手段の確保		○	△	△	△	△
			17. 土地・家屋等の被害調査				○	△	△
			18. 各種災害証明、料金減免等の手続き					○	△
			19. 職員の動員・参集及び家族の安否確認等に関すること		○	△			
			20. 災害対策に必要な労務供給の確保に関すること		○	△	△	△	△
			21. 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関すること		○	△	△		
			22. その他災害対策全般に関すること	○	△	△	△	△	△
			23. 出納事務				○	△	△
			24. 行方不明者の捜索に関すること		○	△	△	△	
産業建設部	産業建設課長	産業建設課	1. 豪雨時の危険箇所の見回り、水防活動		○	△	△	△	△
			2. 水防倉庫の管理及び倉庫資材輸送に関すること		○	△	△	△	△
			3. 道路、河川、堤防等の被害調査、応急対策			○	△	△	△
			4. 仮設道路の建設、障害物除去対策に関すること				○	△	△
			5. 交通規制			○	△	△	△

区分	責任者	所掌課	事務分掌	業務開始目標時間と継続期間					
				発災前	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
産業建設部	産業建設課長	産業建設課	6. 水道の被害調査、応急対策		○	△	△	△	
			7. 応急給水		○	△	△	△	△
			8. 仮設トイレの調達			○	△	△	△
			9. し尿の収集、集積、処理			○	△	△	△
			10. 有害物質対策		○	△	△	△	△
			11. ごみ・がれきの収集、集積、処理			○	△	△	△
			12. 町内事業所・農家・漁家の被害調査、業務再開支援			○	△	△	△
			13. 農地・山林・農業施設の被害調査、復旧支援			○	△	△	△
			14. 漁業施設の被害状況把握及び災害対策に関すること		○	△	△	△	△
			15. 部署所管施設、営繕工事中の建築物等の被害状況、保安及び応急対策に関すること			○	△		
			16. 応急災害対策の技術工法の技術指導				○	△	△
地域振興部	地域振興課長	地域振興課	1. 車両の調達・配車管理			○	△	△	△
			2. 応急資器材・人材の確保、協力事業所との調整			○	△	△	△
			3. 協力関係機関からの受け入れに関すること			○	△	△	△
			4. ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整			○	△	△	△
			5. 災害応急対策用地の確保に関すること				△	△	△
			6. 公営住宅等の応急修理に関すること				○	△	△
			7. 応急住宅の建設及び応急住宅修理に関すること				○	△	△
			8. 県による仮設住宅確保への協力				○	△	
住民福祉部	住民福祉課長	住民福祉課	1. 救護所の設置、応急救護		○	△	△	△	△
			2. 要配慮者対策に関すること		○	△	△	△	△
			3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること		○	△	△	△	△
			4. 乳幼児、妊産婦の救護に関すること		○	△	△	△	△
			5. 高齢者、障がい者の救護に関すること		○	△	△	△	△
			6. 食料・物資の確保・配布			○	△	△	△
			7. 被災者、作業隊、職員への炊き出しに関すること			○	△	△	△
			8. 米穀食材、燃料の確保、供給計画に関すること			○	△	△	△
			9. 義援金品等の受付及び配分に関すること			○	△	△	△
			10. 医療・保健・福祉の専門職の受援の調整		○	△	△	△	△
			11. 日本赤十字社高知県支部、町社会福祉協議会との連絡に関すること		○	△	△	△	△
			12. ボランティアの受援の調整				○	△	△
			13. 住民の健康支援・保健衛生				○	△	△
			14. 遺体の安置・火葬・埋葬			○	△	△	△
			15. 遺族との連絡調整			○	△	△	△
			16. 相談窓口の設置に関すること	○	△	△	△	△	△
教育部	教育長	教育委員会	1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保		○	△	△	△	△
			2. 学校・認定こども園、社会教育施設の被害調査・応急対策			○	△	△	△
			3. 避難場所の開設		○	△	△		
			4. 給食施設を活用した炊き出し			○	△	△	△
			5. 教職員の連絡調整		○	△	△	△	△
			6. 授業の再開への支援				○	△	△
			7. 災害時の教育教材等の調達、指導に関すること				○	△	△
			8. 災害時の学級給食に関すること				○	△	△
			9. 教育関係義援金品に関すること			○	△	△	△
			10. 文化財の被害調査・応急対策			○	△	△	△

※「業務開始目標時間と継続期間」については、田野町職員初動マニュアル（平成31年3月）の内容を踏まえて設定しています。

第７章　災害救助法による救助の概要

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和５年６月

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
①-1 避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 340 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１ 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上 ３ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと）
①-2 避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１ 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使 用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
②応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額　1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
③炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
④飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	該当地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること 輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>⑤被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくはき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季(４月～９月)
冬季(10 月～３月)の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="5"><table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td>全壊
全焼
流出</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr>
<tr><td>半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑥医療</td><td>医療の途を失った者
(応急的処置)
救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができること</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14日以内</td><td>1 医療の範囲
(1)診療
(2)薬剤又は治療材料の支給
(3)処置、手術その他の治療及び施術
(4)病院又は診療所への収容
(5)看護
2　患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>⑦助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>1 助産の範囲
(1)分べんの介助
(2)分べん前及び分べん後の処置
(3)脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
2 妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>⑧被災者の救出</td><td>1 現に生命、身体が危険な状態にある者
2 生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>1 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
2 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
3 輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>⑨住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、
１世帯当たり　50,000 円以内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
⑩日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 か月以内)	
⑪学用品の給与	住家の全壊(焼)流出半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又はき損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　4,800 円以内 中学校生徒　5,100 円以内 高等学校等生徒　5,600 円以内	災害発生の日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 学用品の範囲 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品 2 備蓄物資は評価額 3 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
⑫埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 現物支給の範囲 (1)棺（付属品を含む） (2)埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） (3)骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
⑬死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費 2 輸送費、人件賃は別途計上 3　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
⑭死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。（埋葬を除く）	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外　：1 体当たり 5,400 円以内 （検索） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 死体処理の範囲 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 2 検案は原則として救護班 3 輸送費、人件費は別途計上 4 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
⑮障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
⑯-1 輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
⑯-2 輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項	避難者の避難に係る支援			災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
⑰実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ・医師、歯科医師 23,600円 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,400円 ・保健師・助産師、看護師及び准看護師 14,100円 ・土木技術者、建築技術者 15,600円 ・大工　21,200円 ・左官　21,700円 ・とび職　22,000円	救助の実施が認められる期間以内	実費弁償の範囲 1 日当 法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること 2 時間外勤務手当 職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること 3 旅費 職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

第８章　関連条例

○田野町防災会議条例

昭和 38 年 6 月 24 日
改正　平成 24 年 12 月 12 日

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、田野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　田野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
（４）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名するもの
（２）　高知県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
（３）　町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者
（５）　町の教育委員会の教育長
（６）　中芸広域連合消防長及び消防団長
（７）　町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者
（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
６　前項の委員の定数は、20 人以内とする。
７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（部会）
第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
（議事等）
第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

○田野町災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 24 日
改正　平成 24 年 12 月 12 日

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、田野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第９章　防災関係機関の一覧

区分	機関名	所在地	電話番号
指定地方行政機関	四国地方整備局　土佐国道事務所 奈半利国道出張所	奈半利町乙 1419-9	0887（38）4414
	高知地方気象台	高知市本町 4-3-41	088（822）8883
	四国地方整備局　高知河川国道事務所	高知市六泉寺町 96-7	088（833）0111
	中国四国農政局　高知地域センター	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎	088（875）7236
	四国森林管理局安芸森林管理署	安芸市川北乙 1773-6	0887（34）3145
高知県	中芸高等学校	田野町 1203-4	0887（38）2914
	高知県危機管理部　危機管理・防災課	高知市丸ノ内 1-2-20	088（823）9320
	高知県危機管理部　消防政策課	〃	088（823）9318
	高知県危機管理部　総合防災対策推進 安芸地域本部	安芸市矢ノ丸１丁目 4-36	0887（34）8520
	安芸土木事務所	〃	0887（34）3135
	安芸福祉保健所　健康政策部	〃	0887（34）3175
	安芸福祉保健所　総務保護課	〃	0887（34）1158
	安芸農業振興センター	〃	0887（34）3188
	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町 1-33	0887（34）3111
	東部家畜保健衛生所	田野町 903-8	0887（38）2543
	安芸林業事務所	安芸市矢ノ丸１丁目 4-36	0887（34）1181
	東部教育事務所	〃	0887（34）3591
町・広域行政機関	田野町役場	田野町 1828-5	0887（38）2811
	田野町教育委員会	田野町 1456-42	0887（38）2511
	田野小学校	田野町 908-2	0887（38）2109
	田野中学校	田野町 3778-1	0887（38）2408
	田野認定こども園田野っ子	田野町 1594	0887（32）1151
	中芸広域連合事務局	安田町大字東島 2017	0887（38）4077
	中芸広域連合保健福祉課	田野町 1456-41	0887（38）8212
	中芸広域連合介護サービス課	田野町 1456-41	0887（32）1165
	中芸広域連合体育館（結いの丘ドーム）	安田町大字東島 2017	0887（38）6288
	中芸広域連合衛生センター	田野町 204-7	0887（38）2514
	安芸広域メルトセンター （安芸広域市町村圏事務組合）	安芸市伊尾木黒瀬谷山奥 4034-1	0887（32）0322

区分	機関名	所在地	電話番号
消防	中芸広域連合消防本部(署)	田野町 1440-1	0887（38）2643
警察	高知県警察本部	高知市丸ノ内２丁目 4-30	088（826）0110
	安芸警察署	安芸市矢ノ丸２丁目 9-2	0887（34）0110
	奈半利駐在所	奈半利町乙 1419-8	0887（38）4854
自衛隊	陸上自衛隊第 14 旅団	香川県善通寺南町 2-1-1	0877（62）2311
	陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊	香南市香我美長町上分 3390	0887（56）3471
	海上自衛隊第 22 航空群第 24 航空隊	徳島県小松島市和田島町 字洲端 4-3	0885（37）2111
	海上自衛隊徳島教育航空群	徳島県板野郡松茂町住吉 字住吉開拓 38	088（699）5111
指定公共機関	西日本電信電話(株)高知支店	高知市帯屋町２丁目 5-11	0800（200）0116
	日本郵便株式会社　田野郵便局	田野町 1818－6	0887（38）2130
	日本赤十字社 高知県支部	高知市丸ノ内 1-7-45	088（872）6295
	ＮＨＫ高知放送局	高知市本町 3-3-12	088（823）2300
	四国電力(株)高知支店	高知市本町 4-1-11	088（822）9211
	四国電力送配電(株)安芸事務所	安芸市矢の丸 2-6-10	0887（35）3561
指定地方公共機関	(一社)高知県ＬＰガス協会	高知市大原町 80-2 高知県石油会館内	088（805）1622
	(一社)高知県トラック協会安芸支部	安芸市港町２丁目 4-26 (芸陽運送内)	0887（34）3577
	高知県医師会	高知市丸ノ内 1-7-45	088（824）8366
公共的団体等	高知県農業協同組合あき支所	安芸市幸町 1-16	0887（34）1515
	高知県農業協同組合田野支所	田野町 1858-2	0887（38）2611
	高知県漁業協同組合田野町支所	田野町 2703-7	0887（38）2326
	中芸地区商工会	田野町 1767-12	0887（38）3141
	(一社)安芸郡医師会	安芸市庄ノ芝町 1-46	0887（35）4722
	医療法人臼井会　田野病院	田野町 1414-1	0887（38）7111
	高知東部交通(株)	安芸市千歳町 15-26	0887（35）3148

第１０章 協定等一覧

No.	協定の種類	協定等の名称	相手先	締結日
1	行政機関相互の応援に関する協定	高知県内市町村災害時相互応援協定	県内各市町村	H20.1.25
2		災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	H23.10.26
3		災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	高知県東部９市町村	H30.12.5
4			高知東部交通株式会社	
5			有限会社芸西観光	
6		安芸圏域における広域避難に関する協定	高知県東部９市町村	H27.12.22
7		災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県	R6.1.16
8	医療に関する協定	災害時における医薬品の提供に関する協定	高知調剤株式会社	H20.8.1
9		災害時の医療救護活動に関する協定	高知県	H21.2.27
10			社団法人高知県看護協会	
11	食料･飲料水等物資の供給に関する協定	災害救助に必要な食料品等の調達に関する協定	サンシャインゆい	H22.9.8
12		災害救助に必要な資材･日用品等の調達に関する協定	ホームセンターマルニ田野店	H22.9.8
13		災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H17.10.11
14	避難場所･避難所に関する協定	大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合	H28.12.26
15	応急対策に関する協定	災害時の応急対策活動協力に関する協定	有限会社福岡建設	H24.3.30
16			有限会社柴原建設	
17			有限会社西山建設	R2.4.1
18		災害時における資機材の保管等にかかる協力に関する協定	有限会社西山建設	R2.4.1

No.	協定の種類	協定等の名称	相手先	締結日
19	応急対策に関する協定	高知県被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	社団法人高知県建築士会	H24.2.22
20	電気供給に関する協定	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	高知県電気工事業工業組合　中芸支部長	H23.12.1
21		災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社 高知支店	H24.11.19
22	燃料供給に関する協定	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	社団法人高知県エルピーガス協会安芸支部	H23.6.15
23	情報収集･通信に関する協定	災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定	西日本電信電話株式会社 高知支店	H26.10.24
24		災害発生時における田野町と郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 田野郵便局	H27.6.1
25			日本郵便株式会社 安芸郵便局	
26		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4.1.18
27	防災対策活動への協力に関する協定	有限会社西山建設の田野町内における公共施設等の点検のボランティア活動に関する覚書	有限会社西山建設	R2.4.1
28		災害時等における支援協力に関する協定書	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	R3.2.18
29		災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 田野町社会福祉協議会	R5.8.8